

民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査 報告書

民生委員・児童委員活動における 個人情報の取扱いに関する実態調査

報告書

2011（平成23）年3月

社会福祉法人
山口県社会福祉協議会

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

目 次

第1章

「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」	
結果概要	
……………	1

第2章

「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」	
単純集計結果	
……………	17
「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」	
自由回答結果【問8】	
……………	24

資料

「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」	
調査票設問構成	
……………	64
「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」	
調査票	
……………	67

発 行：平成23年3月
発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072
山口県山口市大手町9-6
TEL (083) 924-2828
FAX (083) 924-2847
印 刷：株式会社 マルニ

第1章 「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」結果概要

1. 「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」の目的

地域社会における地域福祉活動を円滑に進めるために、近年注目が寄せられている民生委員・児童委員活動における個人情報取扱いの課題や工夫について実態を把握することが、本調査の目的である。

また、山口県における「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」の作成にあたっての基礎資料を得ることも目的とした。

2. 社会調査の概要および調査対象地域

2-1. 調査の概要

実施した調査の概要は次の通りである。

	市 町 名	任 意 民生委員 数 (A)	区域担当 民生委員 数 (B)	主任児童 委員数 (C)	合 計 (B+C)
1	下 関 市	26	634	52	686
2	宇 部 市	22	345	44	389
3	山 口 市	21	395	43	438
4	萩 市	16	183	30	213
5	防 府 市	14	219	26	245
6	下 松 市	7	103	12	115
7	岩 國 市	23	366	40	406
8	光 市	6	110	12	122
9	長 門 市	7	118	12	130
10	柳 井 市	10	91	17	108
11	美 祚 市	7	94	12	106
12	星 南 市	24	325	47	372
13	山陽小野田市	4	149	9	158
	市 部 計	166	3 132	356	3 458
1	周防大島町	4	113	8	121
2	和 木 町	1	16	2	18
3	上 関 町	1	21	2	23
4	田布施町	1	41	3	44
5	平生町	1	29	2	31
6	阿武町	1	20	2	22
	町 部 計	9	240	19	259
	市 町 会 計	195	3 372	375	3 747

調査の名称：

民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査

実査時期：

2010年8月～9月14日（9月末日までの到着調査票を有効とした）

調査方法：

各民生委員・児童委員協議会による配布、郵送で返送（留め置き法）

調査対象：

山口県内の民生委員・児童委員（市町ごとの対象者数は左表の通り）

調査対象者数：

3747人

抽出方法：

悉皆

回収数（回収率）：

2854票（76.2%）

2-2. 集計・分析

調査票の集計・分析は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会からの受託研究として、九州大学大学院人間環境学研究院共生社会学講座が実施した。

報告書執筆：九州大学大学院 人間環境学研究院 高野和良

集計・図表作成：九州大学大学院 人間環境学府人間共生システム専攻 吉武由彩（修士1年）

調査票データの入力：九州大学 文学部 社会学・地域福祉社会学研究室 有馬友則、内村大樹、上山崎茜、吹田紗也夏、山口渉（学部3年）

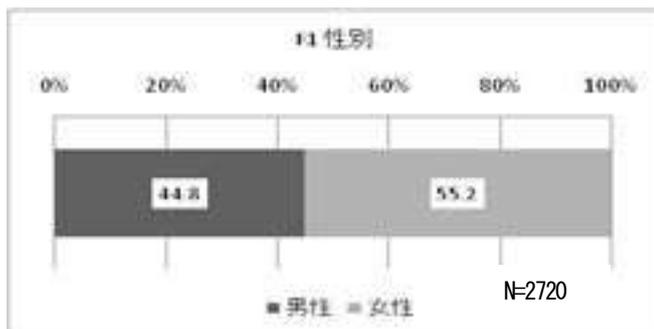
3. 調査結果の概要

3-1. 山口県の民生委員・児童委員の状況

F1 性別

山口県の民生委員・児童委員の性別をみると、女性（55.2%）、男性（44.8%）となり、女性の割合が高くなっている。参考までに、平成20年度末時点における山口県の民生委員・児童委員は、男性（47.9%）、女性（52.1%）であった（平成20年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）結果の概要）。また、全国では男性（40.4%）、女性（59.6%）であった。

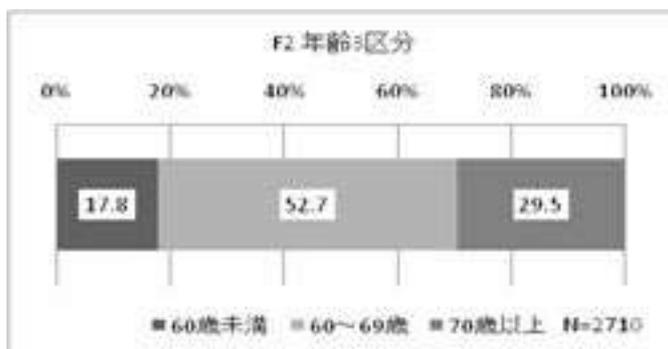
今回の調査に女性の民生委員・児童委員がやや積極的に回答された結果ともいえよう。



F2 年齢

年齢を60歳未満、60～69歳、70歳以上に3区分すると、60～69歳が5割（52.7%）を占めており、次いで70歳以上（29.5%）、60歳未満（17.8%）となった。全国では、60～69歳（53.7%）、70歳以上が24.6%となっており、60歳以上が全体の78.3%を占めていた（平成18年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）結果の概要）。この全国の様子は数年前のものであるため、単純に比較できないが、今回の調査結果では60歳以上が8割（82.2%）を超えており、全国よりもやや年齢層の高い民生委員・児童委員が多いことを推測させる。

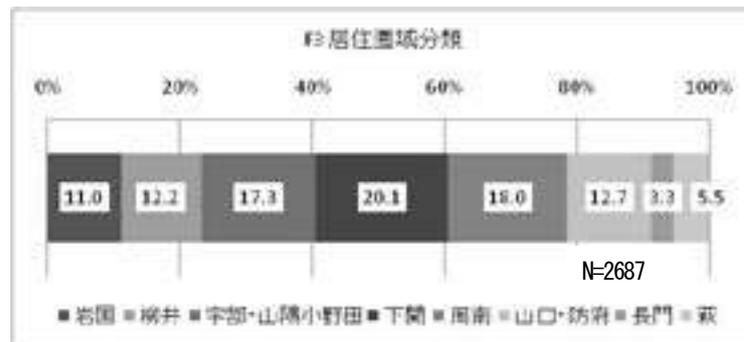
今回の調査結果によれば、山口県の民生委員・児童委員の平均年齢は65.3歳（標準偏差7.08）であり、最年少者は30歳、最高齢者は81歳であった。また、69歳が195人と最も多かった。



F3 居住地域（圏域）

居住圏域は次のように分類した。なお、以下の分析においても居住圏域は次の分類に従っている。

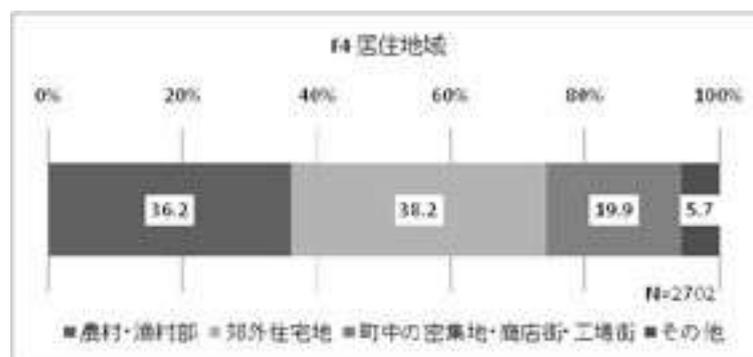
岩国圏域（岩国市、和木町） 柳井圏域（柳井市、周防大島町、平生町、上関町）
 宇部・山陽小野田圏域（宇部市、山陽小野田市、美祢市） 下関圏域
 周南圏域（下松市、周南市、田布施町、光市） 山口・防府圏域（山口市、防府市）
 長門圏域 萩圏域（萩市、阿武町）



F4 居住地域の状況

市町村合併によって、行政的に市部であっても中山間地域などが民生委員・児童委員活動の場となっている例は少なくない。また、都市部と農村部という単純な区分をみても、活動の対象や方法などが異なってくると考えられるが、現在の居住地域の状況を確認したところ、「郊外住宅地」(38.2%)、「農村・漁村部」(36.2%)となった。

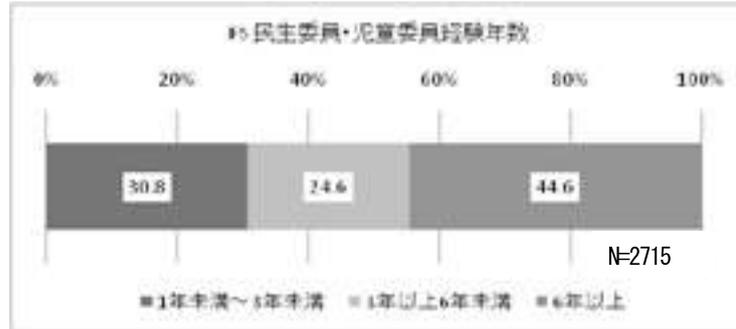
山口県は、中山間地域を広く抱えるといった地域特性が認められるが、民生委員・児童委員の居住地域もそれに対応するものとなっているといえよう。



F5 民生委員・児童委員としての経験年数

民生委員の任期は3年間であるが、1期目、もしくは任期途中での交替があったと思われる「1年未満～3年未満」が3割程度(30.8%)、2期目である「3年以上6年未満」が2割強(24.6%)、3期目以上である「6年以上」は、4割強(44.6%)であった。

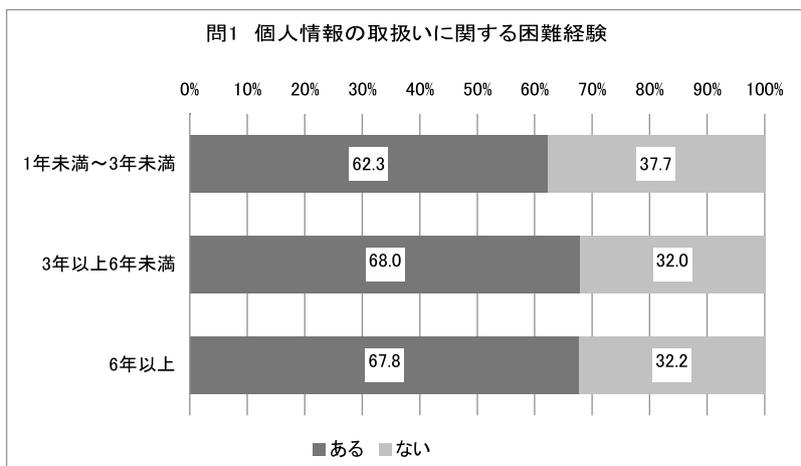
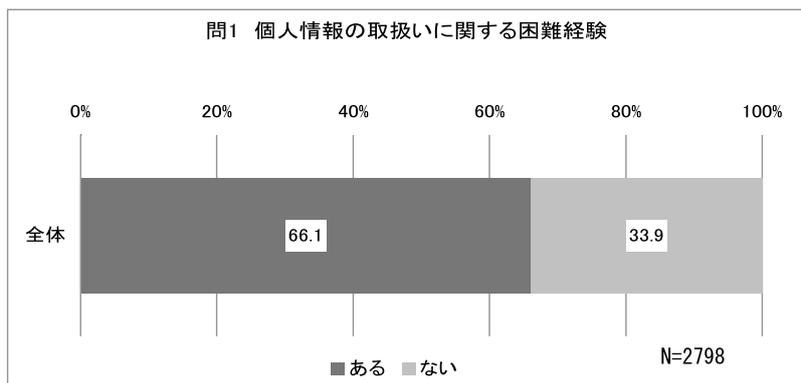
数期にわたって活動を続けている民生委員、児童委員が全体のおよそ7割を占めていることが示されている。



3-2. 山口県の民生委員・児童委員活動による個人情報の取扱いの実態

問1 あなたが、見守り活動や安否確認などを民生委員・児童委員として実施する上で、個人情報の取扱いに関する事で、活動がしづらいなど困ったり、悩んだりしたことはありますか。

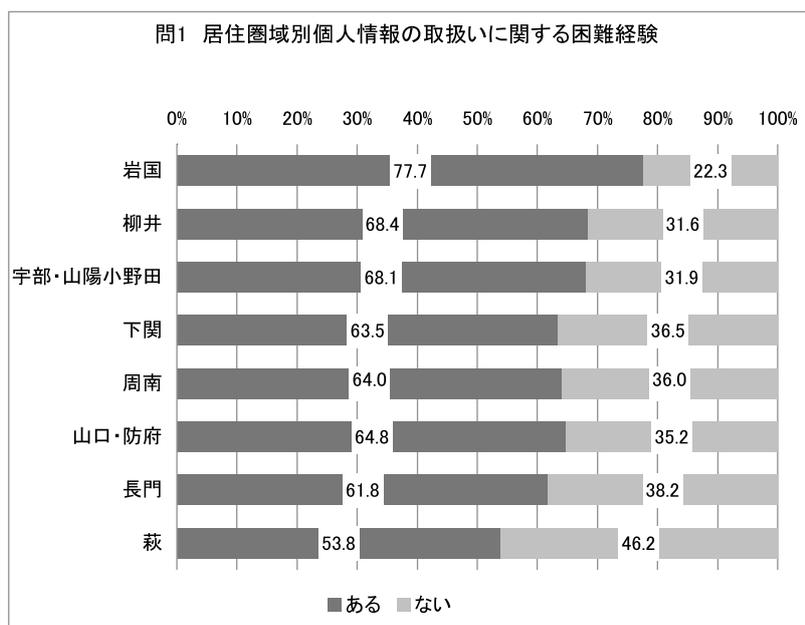
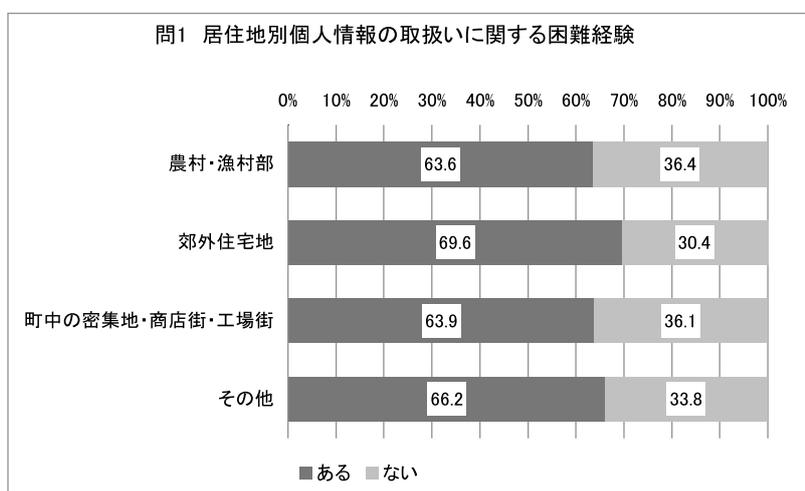
まず、民生委員・児童委員としての活動の中で、個人情報の取扱いをめぐって活動が難しくなるなどの経験について確認したところ、全体の7割弱（66.1%）がそうした経験があると回答する結果となった。多くの民生委員・児童委員が活動を行うなかで、個人情報の取扱いに戸惑いを抱えている実態が示されている。



こうした経験の有無と民生委員・児童委員の性別や年齢別との間には、有意な関係は認められなかったが、経験年数別にみると、経験年数が長い層（3年以上6年未満（68.0%）、6年以上（67.8%））よりも、「1年未満～3年未満」層（62.3%）の方が、やや困難を感じている者の割合が低くなっていた。活動経験を重ね、多くの地域住民との関係が作られていくなかで、見守り活動などが難しい対象者が浮き彫りになってくることや、さらに活動を深めていく必要を覚えた際に、対象者の情報が入手しにくいことをもどかしく感じることから、こうした結果がもたらされているのかもしれない。

一般的に、農村地域と比較して、都市近郊地域では、地域住民の転出入が多く混住化が進むことによって、地域住民間の関係形成が難しいとされている。今回の調査結果においても、居住地域ごとでは困難経験を有する者の割合は、「農村・漁村部」（63.6%）、「町中の密集地・商店街・工場街」（63.9%）と比較して、「郊外住宅地」（69.6%）でやや高くなっている。

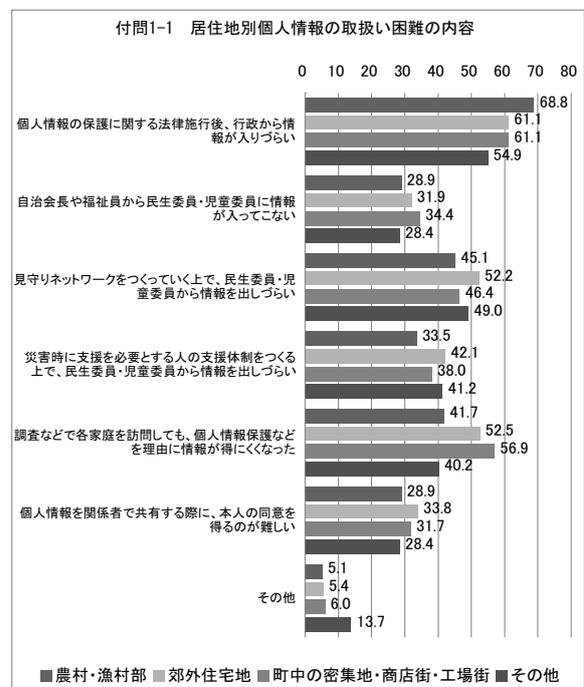
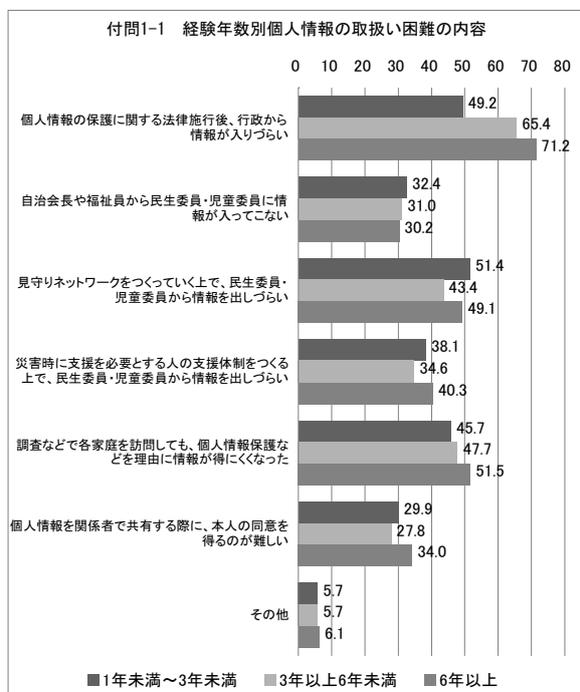
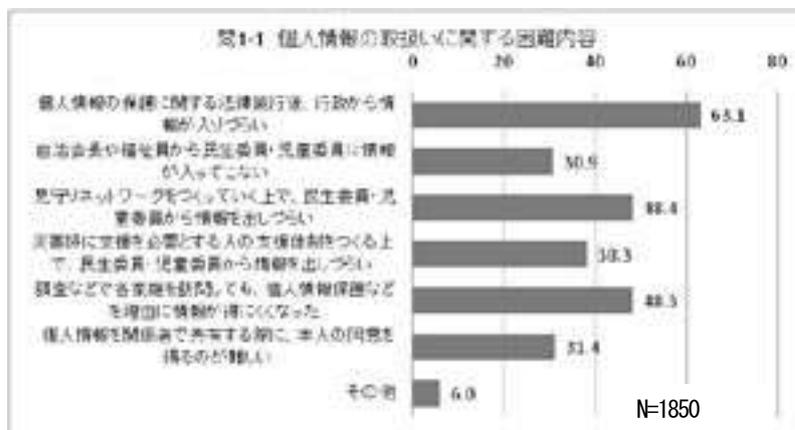
さらに、活動圏域ごとにみると、岩国圏域（77.7%）で取扱いに困難を感じている者の割合がやや高くなり、萩圏域（53.8%）でその割合が低くなっている。しかし、いずれの圏域でも半数以上が、個人情報の取扱いに困難を感じていることは共通している。



付問 1-1 個人情報の取扱いに関することで、困ったり、悩んだりすることはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

それでは、個人情報の取扱いにあたっての具体的な困難はどのような内容であろうか。もっとも多くの支持を集めたのは「個人情報の保護に関する法律施行（平成 17 年）以前には行政等関係機関から入っていた情報が法施行後に入りづらくなったので、支援を必要とする人が把握しづらい」（以下、「行政からの情報入手困難」と省略）（63.1%）、次いで「平常時の見守りネットワークをつくっていく上で、民生委員・児童委員から情報を出しづらい」（48.4%）、「調査などで各家庭を訪問しても、個人情報保護などを理由に情報が得にくくなった」（48.3%）などの順となった。

行政からの情報が入りにくい、受け持ちの対象者からの情報が得にくいといった「入手困難」の一方で、見守りネットワークなどを福祉員や自治会関係者と検討する際に、情報を提供しにくいといった「提供困難」の面でも問題を抱えていることが示されている。



経験年数別にみると、「行政からの情報入手困難」とした者は経験年数1年未満～3年未満層が約半数（49.2%）であるが、経験年数6年以上では7割（71.2%）に達している。個人情報保護法施行後に民生委員・児童委員に就任した者と比較して、それ以前から数期にわたって活動している者との間で差異が認められるのは当然かもしれないが、多数の民生委員・児童委員が行政からの情報入手に困難を感じていることには注意が必要である。

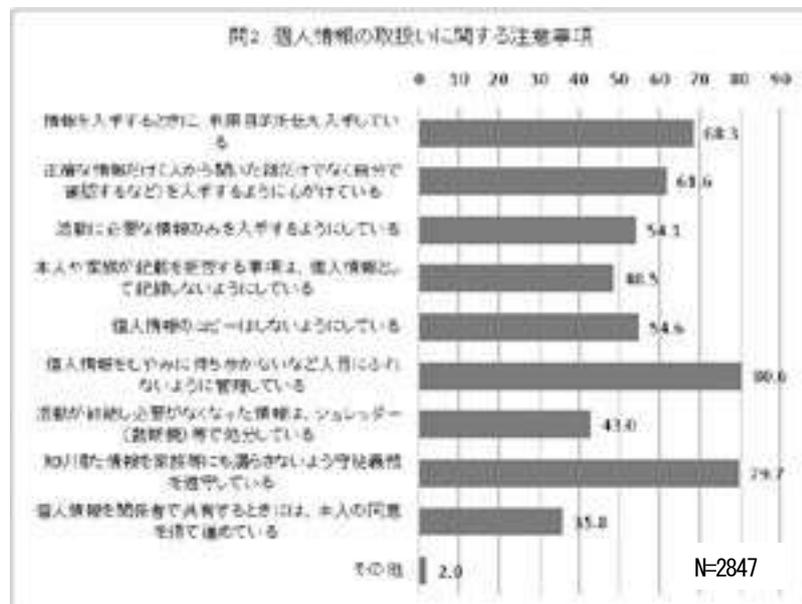
居住地別にみると「行政からの情報入手困難」とした者は、農村・漁村部（68.8%）でやや高くなっている。また、「調査などで各家庭を訪問しても、個人情報保護などを理由に情報が得にくくなった」については、農村・漁村部（41.7%）と比較して、郊外住宅地（52.5%）、町中の密集地・商店街・工場街（56.9%）で高くなっている。

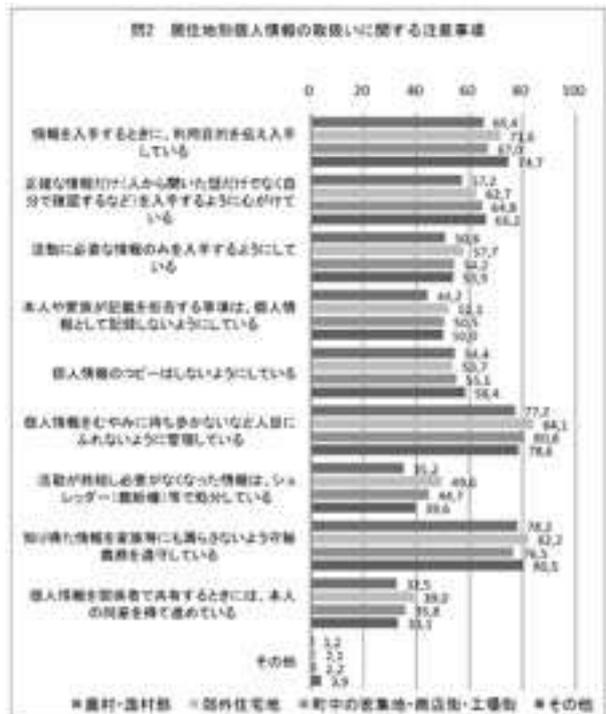
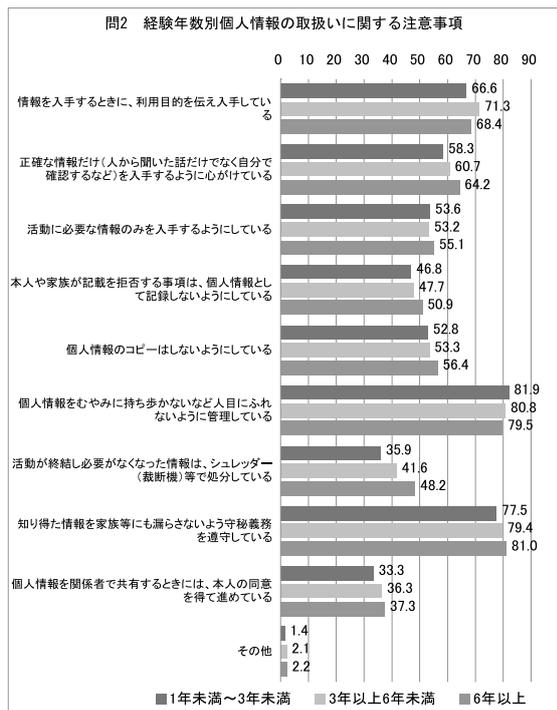
また、個人情報の取扱いについて困ったことを「その他」として自由に回答してもらったところ、障がいや有する方の情報が入りづらい、登校拒否や引きこもりといった問題が増えつつあるなかで学校などの関係機関からの情報が得にくい、といった指摘が行われていた。地域社会で起こっている様々な福祉課題、生活課題への対応が民生委員・児童委員に求められ、それに応えようと取り組もうとしても、対象者の情報が得にくくなっている実態が多数示される結果となった。

問2 個人情報を取り扱うときに、あなたが注意していることはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

個人情報の取扱い時に個人として注意していることとして、多くの支持を集めたのは「個人情報をむやみに持ち歩かないなど人目にふれないように管理している」（80.6%）、「知り得た情報を家族等にも漏らさないよう守秘義務を遵守している」（79.7%）であった。多くの民生委員・児童委員が個人情報の含まれた書類等の管理に留意し、また知り得た内容について守秘義務の遵守を徹底していることが示されている。

一方で、「個人情報を関係者で共有するときには、本人の同意を得て進めている」（35.8%）、「本人や家族が記載を拒否する事項は、個人情報として記録しないようにしている」（48.5%）といった、情報入手時点での手続きを十分に行っている者の割合は、やや低くなっている。対象者との信頼関係のなかで、こうした手続きが実質的に取られている可能性もあるが、同意を得るための具体的な方法、手続きについて共通認識を図る必要があると思われる。





「活動が終了し必要がなくなった情報は、シュレッダー（裁断機）等で処分している」（43.0%）は、シュレッダーの利用が一般的でないこともあって低い割合となっているが、不用意な廃棄を防ぐためにも、不要となった書類の処分や回収方法などについての検討も必要といえよう。

選択肢「その他」の自由記述には、困難な問題への対応にあたって自身の判断が適切であったかどうかを確認するために、つい家族に問題の内容を話してしまうことがあるといった回答も見受けられた。たとえ家族内であっても守秘義務は守られなければならないが、解決が容易ではない問題への対処にあたって、誰にも相談ができないという状況は、民生委員・児童委員にかなりの負担を強いていることを推測させる。民生委員同士の協議の場、専門機関への相談といった機会に、個人情報保護に関する適切なルールをつくり、解決に向けての検討や意見交換ができる環境を整えていくことが求められている。

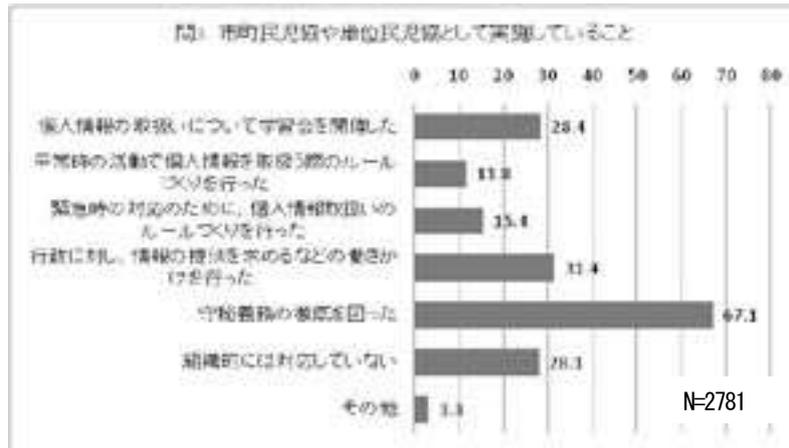
取扱いにあたって注意していることを経験年数別に比較すると、不要となった情報の処分をシュレッダーなどで用いて徹底している者の割合は、経験年数が長いものの方が高くなる結果となっているが、その他の項目については、経験年数による差異はあまり認められなかった。

居住地別では、農村・漁村部でそれぞれの注意事項を行っている者の割合がやや低くなっているが、大きな差異とまではいえないようである。

問3 個人情報を取り扱うときに、市町民児協や単位民児協として実施していることはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

先の間2では、民生委員・児童委員自身として個人情報の取扱いを行う際に留意していることを尋ねたが、市町民生委員・児童委員協議会や単位民生委員・児童委員協議会という組織として個人情報の取扱いへの対応状況については、次のような結果となった。

組織的な取り組みとして「守秘義務の徹底を図った」（67.1%）が最も高い割合となった。次いで「行政に対し、情報の提供を求めるなどの働きかけを行った」（31.4%）となったが、「組織的には対応していない」（28.1%）、「個人情報の取扱いについて学習会を開催した」（28.4%）、「緊急時の対応のために、



個人情報取扱いのルールづくりを行った」(15.4%)、「平常時の活動で個人情報を取扱う際のルールづくりを行った」(11.8%) などといった具体的な取り組みは、あまり行われていないことが示されている。

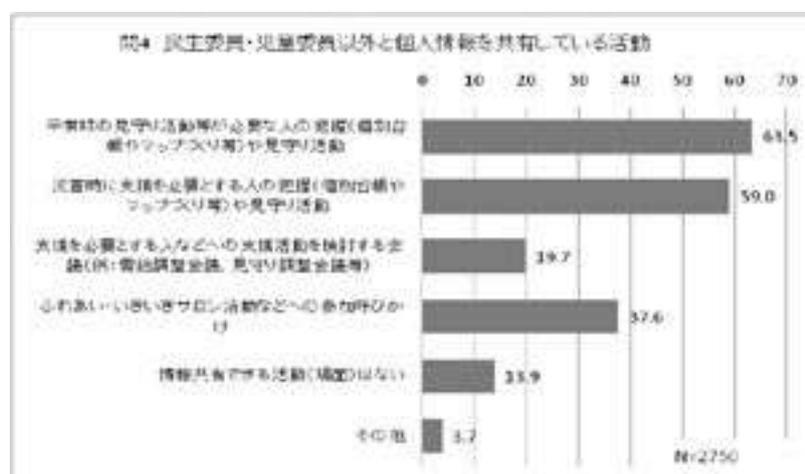
確かに活動実践のなかで直面する個人情報取扱いに関する多様な課題への対応を通じて、各組織が取扱い規則などをそれぞれの工夫のなかで作りに上げていくことは望ましいことではあるが、組織内での共通理解を図ることも含めて負担も少なくないと思われる。一定の取り組みの指針の提示が求められているといえよう。

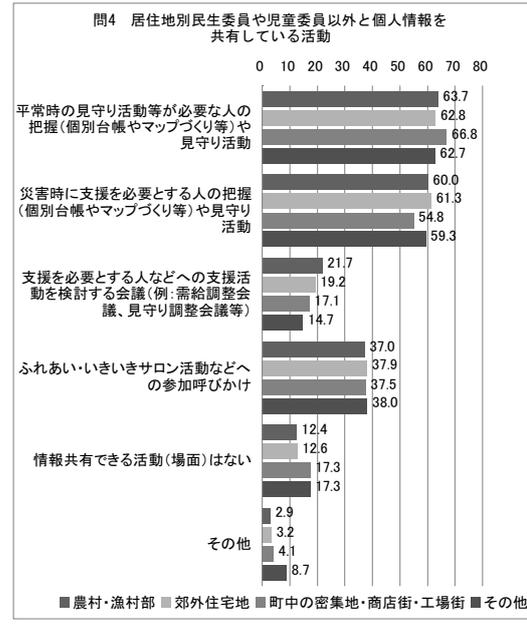
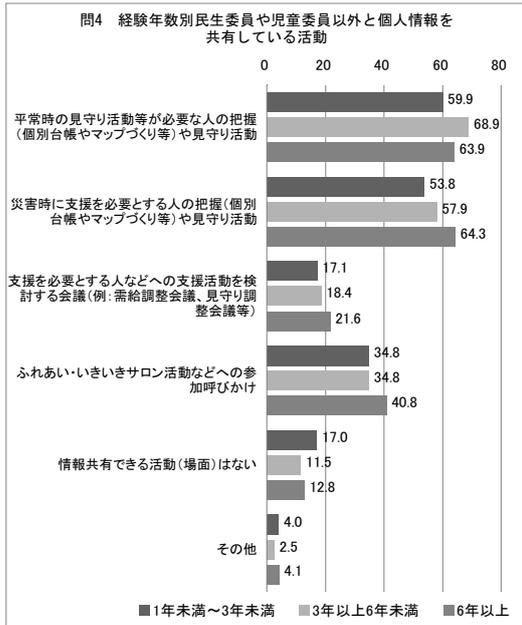
「その他」には、様々な機会を捉えて守秘義務の重要性を確認していることが多数記述されている一方で、取扱いのためのルールづくりなどは、その必要性は認められているが実際の作成にまでは至っていないことも述べられていた。

問4 あなたが、民生委員・児童委員の活動を進める上で、民生委員・児童委員以外と個人情報を共有している活動(場面)は、どのような活動(場面)ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

実際に、民生委員・児童委員以外と個人情報を共有する活動としては、「平常時の見守り活動等が必要な人の把握(個別台帳やマップづくり等)や見守り活動」(63.5%)、「災害時に支援を必要とする人の把握(個別台帳やマップづくり等)や見守り活動」(59.0%)を中心として行われているようである。次いで、「ふれあい・いきいきサロン活動などへの参加呼びかけ」(37.6%)となった。

見守り活動、ふれあい・いきいきサロン活動といった活動には、福祉員、自治会関係者をはじめとして様々な立場の人々の関与があると思われるが、こうした地域福祉活動に関係する人々との間で、個人





情報の共有が図られていることが示されている。

しかし、「支援を必要とする人などへの支援活動を検討する会議（例：需給調整会議、見守り調整会議等）」（19.7%）といった協議の場での個人情報の共有はあまり取り組まれていないようである。また、そもそも「情報共有できる活動（場面）はない」（13.9%）とする者も、1割程度認められた。

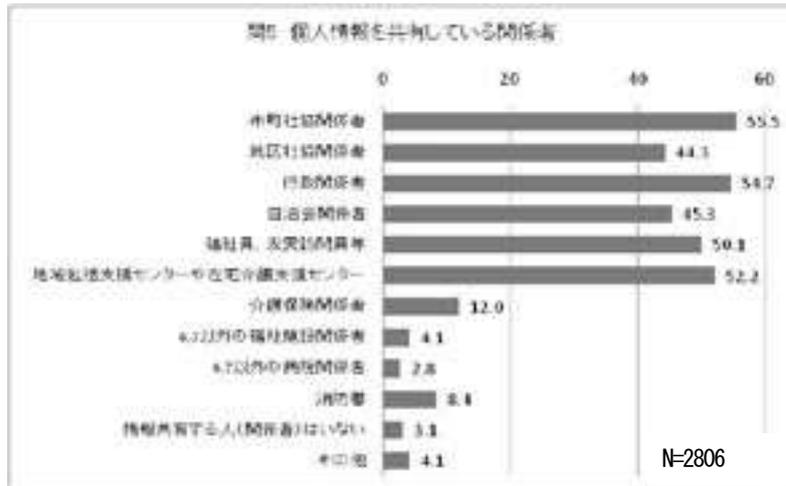
「その他」の回答としては、普段の活動の中で自然体で情報共有を行っている、敬老会などの行事に関わることによって、結果的に情報共有が図られているといった記述があった。情報共有のために関係形成を図るというよりも、普段からの民生委員・児童委員活動が、結果的に自治会、福祉員などの信頼関係につながるということであろう。

経験年数別にみると、経験年数が長い民生委員・児童委員の方が、情報共有の経験を持っている者の割合が高くなるようである。また、居住地別では、需給調整会議、見守り調整会議といった情報共有の機会は、農村・漁村部の方がわずかではあるがそうした機会をもつ者の割合が高くなっている。一方で、町中の密集地・商店街・工場街では、「情報共有できる活動（場面）がない」の割合がやや高く、平常時の要見守り対象者の把握や見守り活動を行っている者の割合と比較して災害時のそうした活動を要する人々を対象とした活動を行っている者の割合が低くなり、他の地域と比較しても低くなっている点にも注意が必要であろう。

問5 あなたが、民生委員・児童委員の活動を進める上で、個人情報を共有している関係者は、どのような人ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

活動を行うにあたって個人情報を共有している関係者として多くの支持を集めたのは「市町社協関係者」（55.5%）、「行政関係者」（54.7%）、「地域包括支援センターや在宅介護支援センター」（52.2%）、「福祉員、友愛訪問員等」（50.1%）などであった。行政との共有と並んで、市町社協関係者や福祉員等との共有が行われていることも示されている。

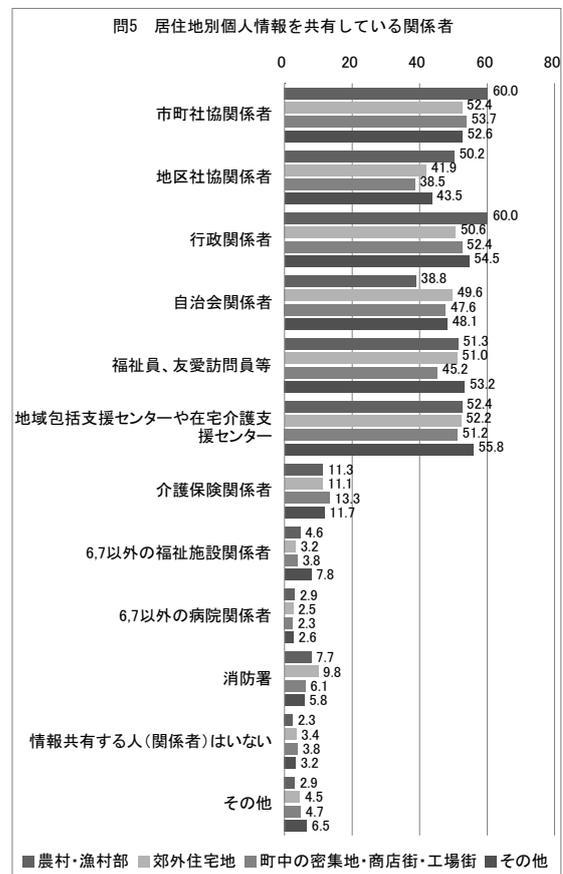
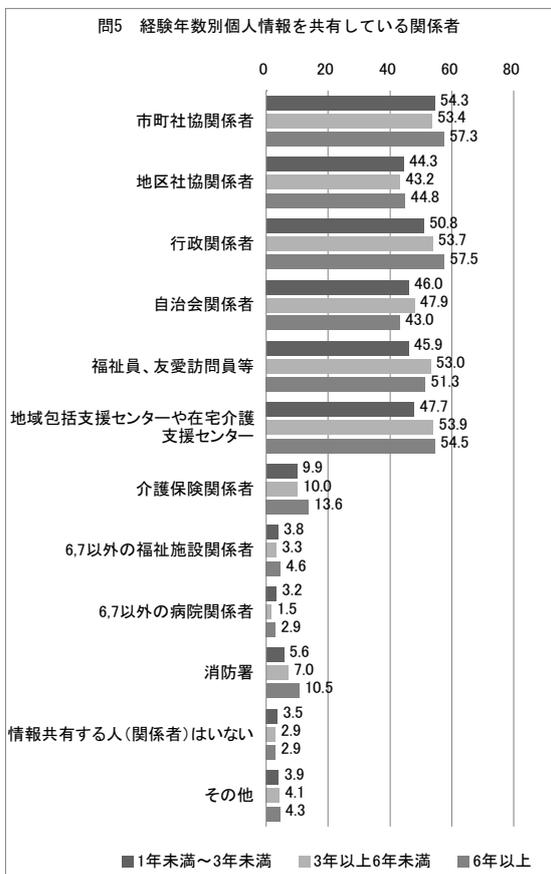
次いで、自治会関係者（45.3%）、地区社協関係者（44.3%）との個人情報の共有も広く行われていることが示されている。



民生委員・児童委員が活動を行うにあたって、地域福祉活動を展開している様々な関係者と情報共有を図らなければならないことをあらためて示す結果ともいえよう。一方で、福祉施設、医療関係者との共有はほとんど行われていなかった。対象者を総合的に把握するために必要な個人情報の共有のあり方を検討する必要性を示すものである。

「その他」には、小学校、中学校といった学校関係、警察などと情報共有を行っているとの回答が多く、なかには保護司、消防関係と情報共有しているという回答も認められた。

経験年数別でみると、「1年未満～3年未満」と比較して、3年以上の経験を有する者の方が、「行政関係者」、「福祉員、友愛訪問員等」、「地域包括支援センターや在宅介護支援センター」などとの共有を行



っている割合が高くなっている。

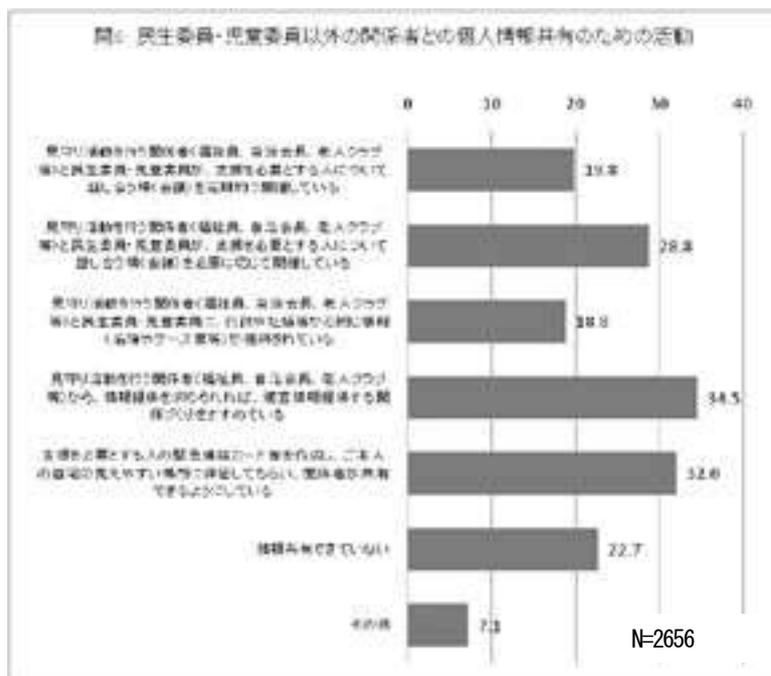
居住地別では、農村・漁村部で市町社協関係者、地区社協関係者、行政関係者、福祉員等との共有がより行われていることがわかる。一方で、農村・漁村部では自治会関係者との共有を行っている者の割合が低くなっている。

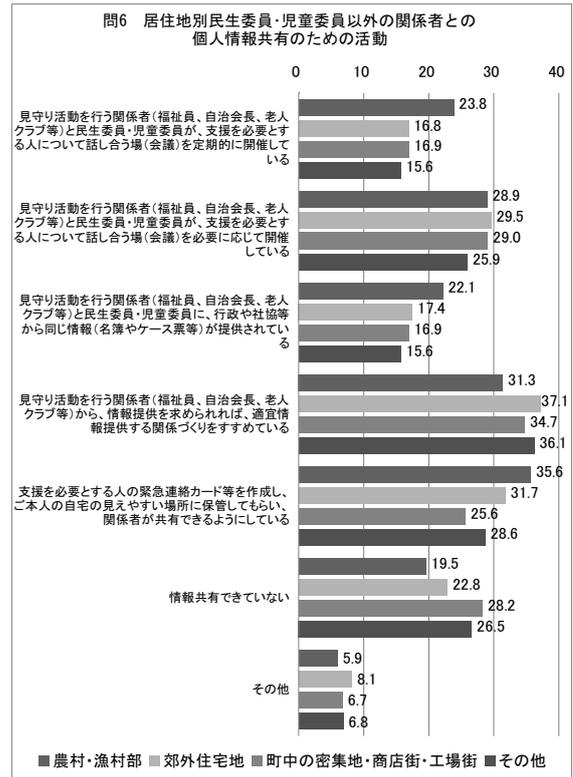
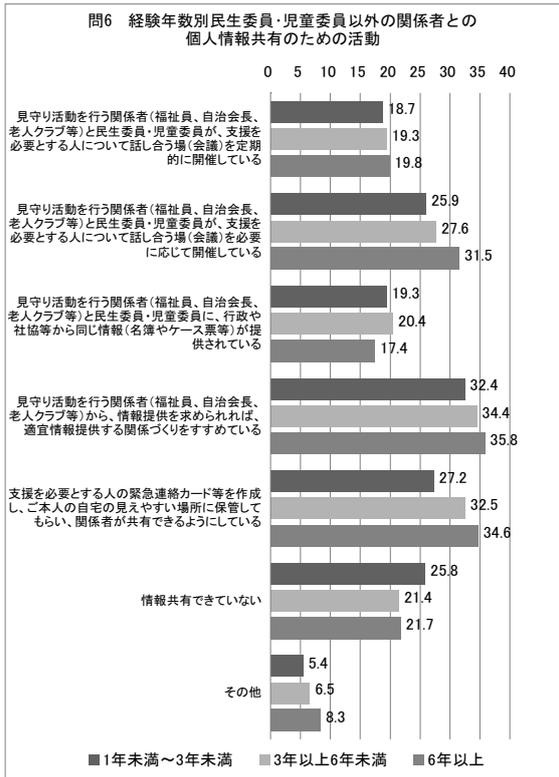
問 6 あなたの地域（市町民児協や単位民児協）では、民生委員・児童委員以外の関係者と支援を必要とする人の名簿などの個人情報共有のために、どのようなことを行っていますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

民生委員・児童委員以外の関係者との間で、支援を要する人々の個人情報を共有するための取り組みの実施状況を確認した。

まず、いずれの取り組みも実施している者の割合が3割程度に留まっている点に注意が必要である。個人情報の共有の必要性は広く認識されている一方で、共有には様々な課題があることが明らかになってきたが、実際の活動としては、「見守り活動を行う関係者（福祉員、自治会長、老人クラブ等）から、情報提供を求められれば、適宜情報提供する関係づくりをすすめている」（34.5%）、「支援を必要とする人の緊急連絡カード等を作成し、ご本人の自宅の見えやすい場所に保管してもらい、関係者が共有できるようにしている」（32.0%）、「見守り活動を行う関係者（福祉員、自治会長、老人クラブ等）と民生委員・児童委員が、支援を必要とする人について話し合う場（会議）を必要に応じて開催している」（28.8%）などが中心であり、「定期的」な関係者間の協議の開催などは2割程度（19.8%）にとどまっている。また、情報共有できていないとする者も2割程度（22.7%）認められた。

「その他」には、自治会・町内会長や福祉員といった関係者と普段から意思疎通を十分に図ることを心がけている、情報を整理し必要な情報だけを共有できる環境を整えている、定期的に関係者間で情報交換の機会を設けているといった回答の一方で、町内会・自治会長や福祉員の個人情報保護に関する意識との温度差があり、共有することにためらいがあるといった意見も多く認められた。町内会・自治会長に対しては行政が、福祉員に対しては社協が、個人情報保護の必要性に関する情報周知活動、可能であれば研修等を行うことによって、民生委員・児童委員の懸念を払拭することも必要である。



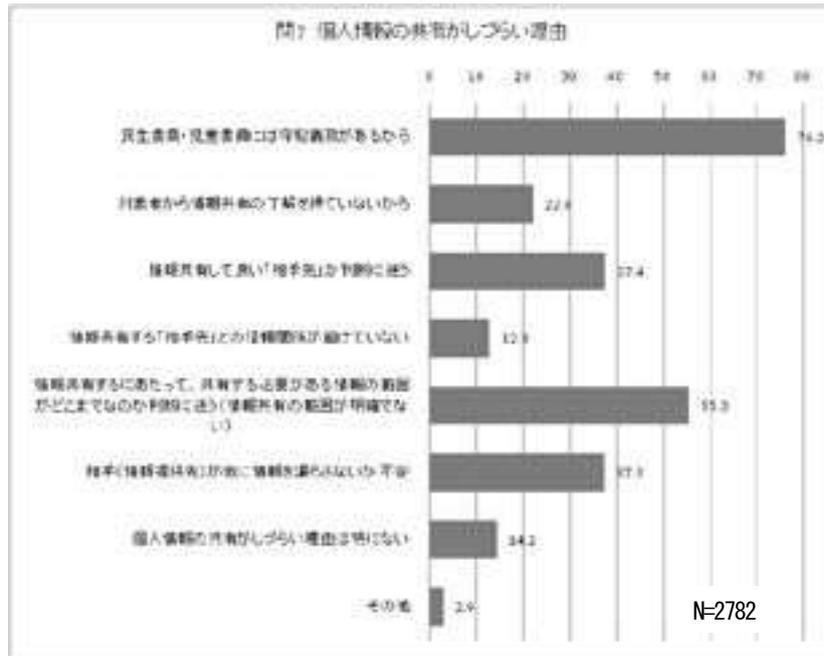


経験年数別では、1年未満～3年未満層で、共有できていないとする者の割合がやや高くなっている。また、必要に応じた協議の開催、緊急連絡カードの作成などは経験年数が長い層で取り組んでいる者の割合がやや高くなっている。新任の民生委員・児童委員に対して、情報共有の具体的な方法や進め方を伝える研修等の必要性を示すものといえよう。また、経験年数が長い者にとっても、他地域での実践事例の共有などを通して、個人情報共有のための取り組みをさらに進めることを考えなければならないであろう。そのための、具体的な支援策も検討すべきである。

居住地別では、農村・漁村部と、他の地域との差異が認められる。見守り活動関係者との「定期的」な協議、行政からの情報提供、緊急連絡カードなどの関係者との共有などについて、農村・漁村部で行われている割合が高くなっていることがわかる。また、情報共有できていないとする者の割合も低くなっている。しかし、農村・漁村部の民生委員・児童委員の活動が優れているからこうした結果になったというよりも、郊外住宅地、町中の密集地・商店街・工場街では、地域住民の転出入が大きく、旧来の住民層と新来の住民層との関係が作りづらいこと、地域社会に対する無関心層の拡大といった背景があり、民生委員・児童委員の活動が難しくなりつつある点にも注意が必要であろう。こうした条件の違いを考慮し、農村・漁村部では現在の活動が継続されていくための検討を、これ以外の地域では、地域社会の特性に応じた共有のあり方について検討する必要があると思われる。

問7 個人情報の共有がしづらい理由はどのようなことですか。次の中から最も理由に近いと思われるもの上位2つに○をつけてください。

個人情報の共有が難しい理由として、最も多くの支持を集めたのは「民生委員・児童委員には守秘義務があるから」(76.0%)であった。次いで「情報提供するにあたって、共有する必要がある情報の範囲がどこまでなのか判断に迷う(情報提供の範囲が明確でない)」(55.3%)、「情報共有して良い『相手先』か判断に迷う」(37.4%)、「相手(情報提供先)が他に情報を漏らさないか不安」(37.3%)となった。

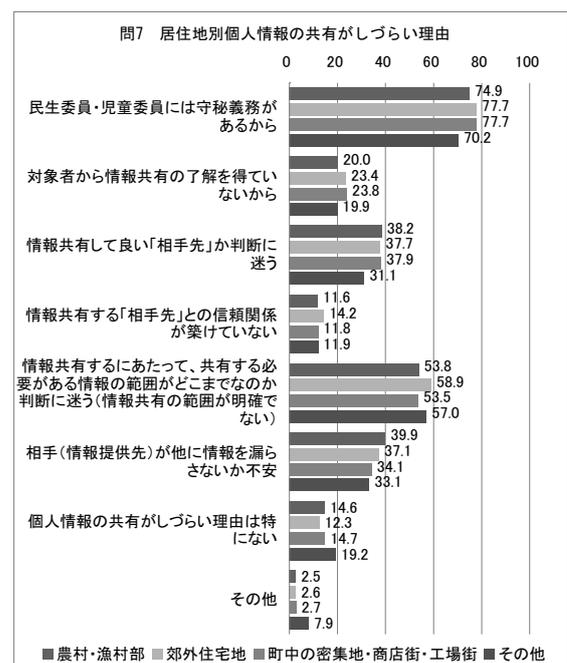
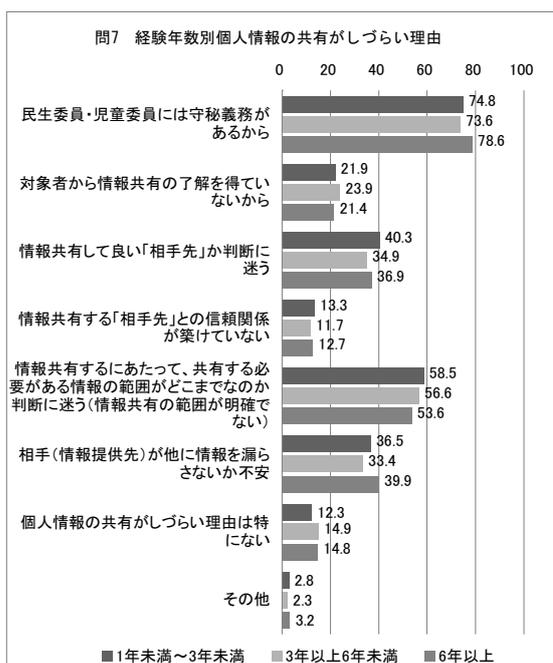


情報提供の必要性和守秘義務との兼ね合い、情報提供の範囲など、実際に活動を行う際に直面する課題が示されているが、ここでも民生委員・児童委員個人にその判断を委ねることには無理があり、行政等を含む組織的な基準作成が求められていると思われる。

「その他」には、共有したい情報が行政などから届かないため、そもそも共有自体が難しい、民生委員・児童委員は任期3年であるが、自治会・町内会長や福祉員の任期は短い場合も少なくなく信頼関係を築きにくい、といった指摘があった。

経験年数別では、ごくわずかな違いではあるが、経験年数の短い層（1年未満～3年未満）で、個人情報共有してよい相手であるのか、提供して良い範囲などで判断に悩んでいる様子が見える。

また、居住地別では、大きな特徴は認められないが、農村・漁村部で情報提供先から情報が漏れることを懸念している者の割合がやや高くなっている。



問7で「1～5」と回答された方におたずねします。

問 7-1 個人情報の共有を適正に進めていく上で、今後必要だと考える取組みにはどのようなことがありますか。次の中から最も理由に近いと思われるもの上位2つに○をつけてください。

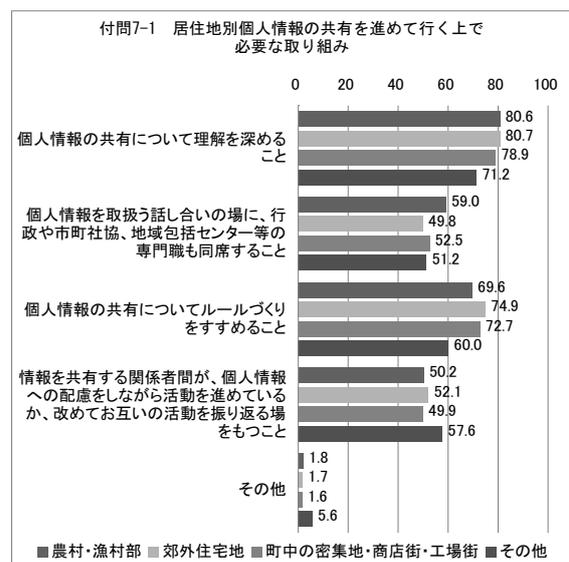
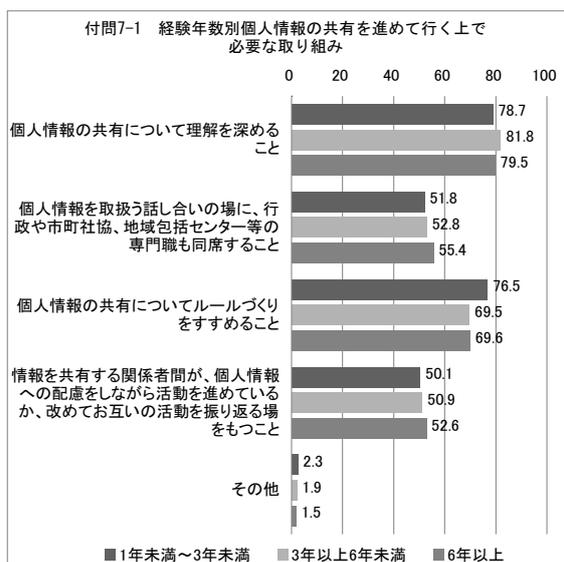


個人情報の共有を適正に進めるために必要な取組みとしては、「個人情報の共有について理解を深めること」(79.6%)、「個人情報の共有についてルールづくりをすすめること」(71.5%)が多くの民生委員・児童委員によって支持され、次いで「個人情報を取扱う話し合いの場に、行政や市町社協、地域包括支援センター等の専門職も同席すること」(53.9%)、「情報を共有する関係者間が、個人情報への配慮をしながら活動を進めているか、改めてお互いの活動を振り返る場をもつこと」(51.5%)となった。

関係者が、個人情報の取扱いについて共通理解を持つこと、そして、具体的な取扱いの基準を持つことによって、その理解をさらに深めていくことが、情報共有を進めて行く上で必要であると民生委員・児童委員に実感されていることがわかる。そのうえで、その必要性が過半数の民生委員・児童委員に認められている、協議の場への専門職の参加、関係者による活動の見直しの場づくりといった活動が展開されていくともいえよう。

「その他」の回答では、個々の民生委員・児童委員の判断に任せるのではなく、具体的な判断基準を示して欲しい、関係者間での定期的な協議の機会が必要、といった記述が認められた。

経験年数別では、大きな差異は認められなかったが、個人情報共有の基準作成を、経験年数の短い層がより求めていることがわかる。



また、居住地別では、農村・漁村部で、個人情報を取り扱う話し合いの場に、福祉専門職の同席が必要とする者の割合が高くなっている。先に、農村・漁村部では定期的な協議の場が、他の地域よりも多く持たれていることを指摘したが、協議の場でより実質的な検討が求められていることが示されているのかもしれない。

3-3. 民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査からの知見

本調査の間8では、「地域福祉活動を進める上で、個人情報の取扱いへの配慮について、お気づきやお考えを記入してください」として自由に意見をいただき、全ての回答は本報告書の後半にまとめられている。一般的な社会調査では自由記述設問に多くの回答が寄せられることは稀であるが、本調査では実に約930件の回答が寄せられ、全体の約3分の1に達している。民生委員・児童委員の活動にとって個人情報の取扱いが大きな問題として捉えられていることの反映であると思われる。そこで、これら多数の貴重な意見も含めて、本調査から明らかとなった民生委員・児童委員による個人情報の取扱いに関する知見を簡単に示しておきたい。

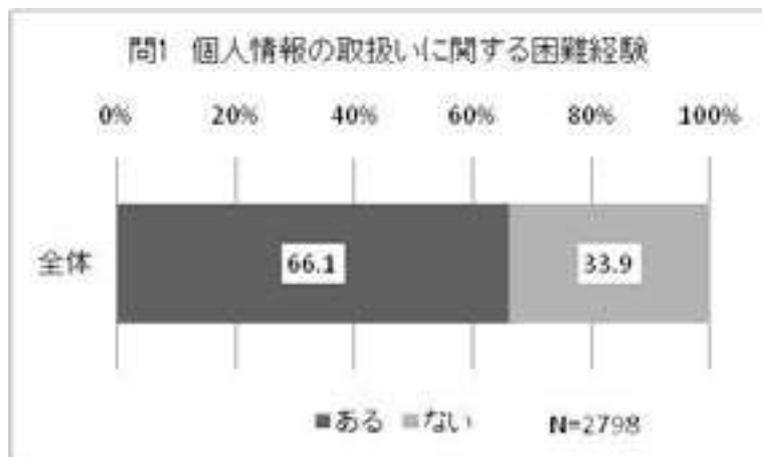
- ・まず、調査回答者の7割弱におよぶ民生委員・児童委員が活動の中で、個人情報の取扱いに困難を感じていることが明らかとなった。自由回答においても活動の基礎となる対象者の情報が、行政などから提供されずあまりにも少ないこと、また、担当地区の情報収集を行おうにも民生委員・児童委員の個人的な熱意や努力に期待される部分が大きく負担を感じていることなどが、実に多くの意見として寄せられていた。これらの問題を放置することなく、緊急に対応することの必要性が明らかになった。

- ・個人情報の取扱いに困難を覚えつつ、民生委員・児童委員は、原則（守秘義務等）を守りつつ活動を展開している。自由回答でも、地域福祉活動の関係者である自治会・町内会長、福祉員などと日常の活動を通じて信頼関係を築き、対象者の個人情報の共有を可能とする環境を整えることに腐心している姿が浮かび上がってきた。しかし、こうした努力も、例えば自治会・町内会長や福祉員の任期が短く頻繁に交替する、地域住民の転出入が多く十分に把握できない、また、行政などからの情報が十分に得られないなどといった変化のなかで、報われない場合が少なくないことも明らかとなった。こうした状況をふまえて、民生委員・児童委員が適切に個人情報を管理し、活用することを支えるために、判断の基準となる指針の作成、また、個人情報の共有を図るための協議の機会をつくることなどが求められている。

- ・最後に、民生委員・児童委員の活動は、担当地区が都市地域（郊外住宅地、町中の密集地など）や農漁村地域であるかの違い、つまり居住地の特性や、民生委員・児童委員としての経験年数によっても影響を受けており、それらに対応した指針や研修プログラムなどの検討も必要であることを付言しておきたい。

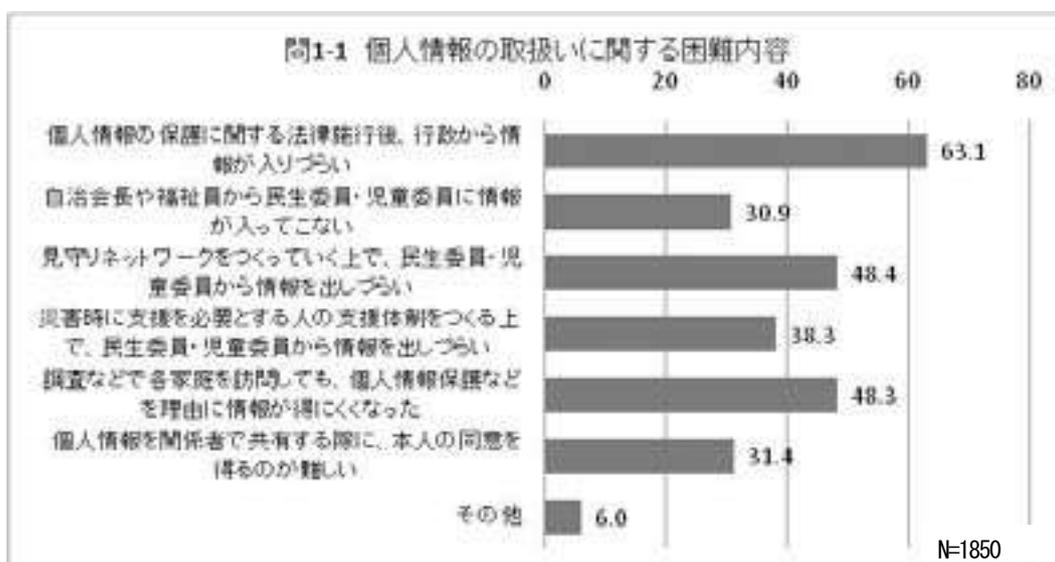
第2章 「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」単純集計結果

問1 あなたが、見守り活動や安否確認などを民生委員・児童委員として実施する上で、個人情報の取扱いに関することで、活動がしづらいなど困ったり、悩んだりしたことはありますか。次の中から当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

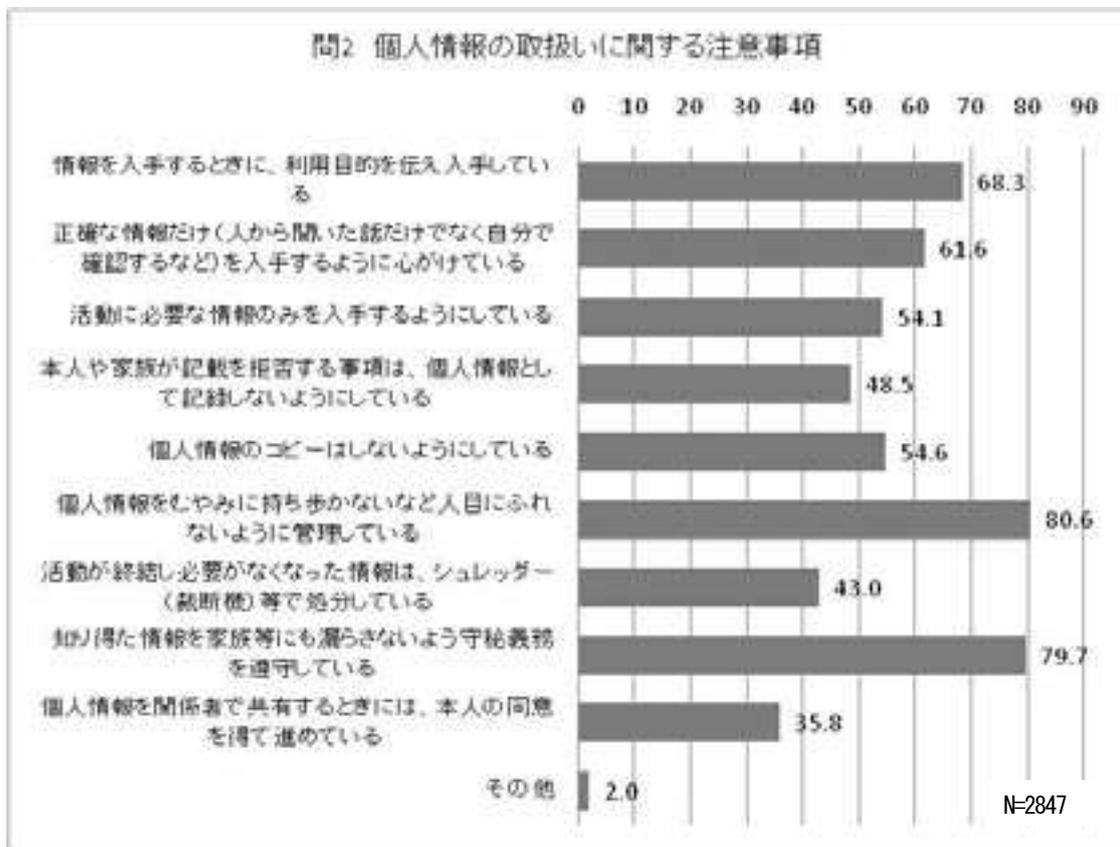


問1で「1 ある」と回答された方におたずねします。

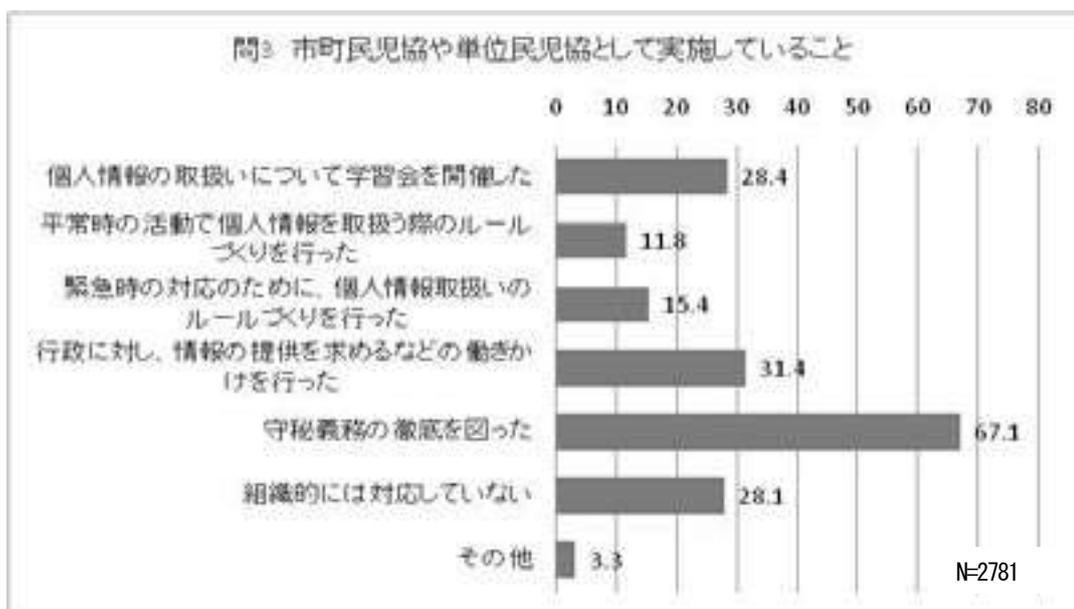
付問 1-1 個人情報の取扱いに関することで、困ったり、悩んだりすることはどのようなことですか。
次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



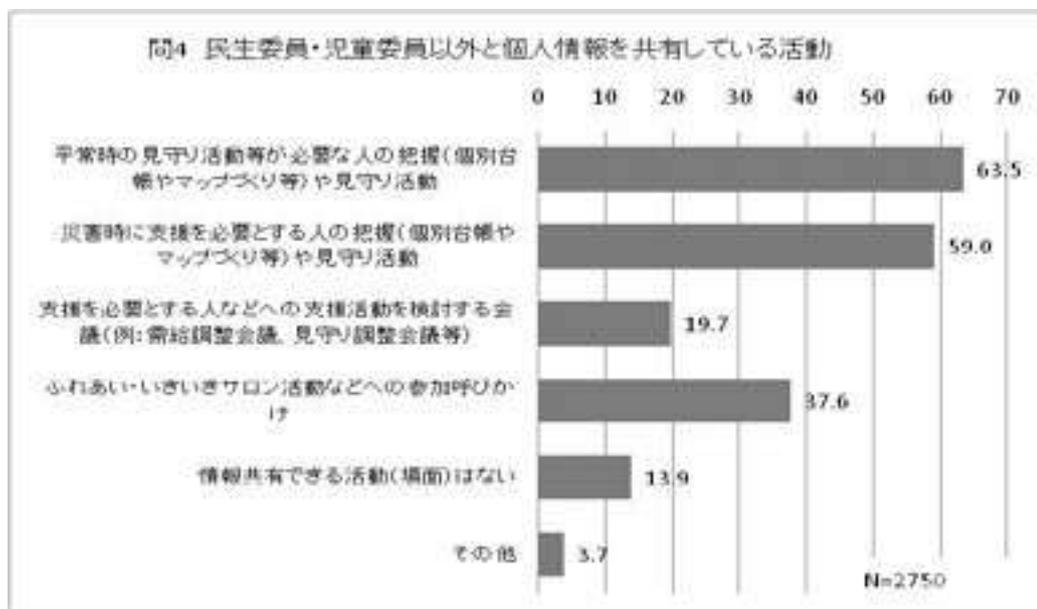
問2 個人情報を取り扱うときに、あなたが注意していることはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



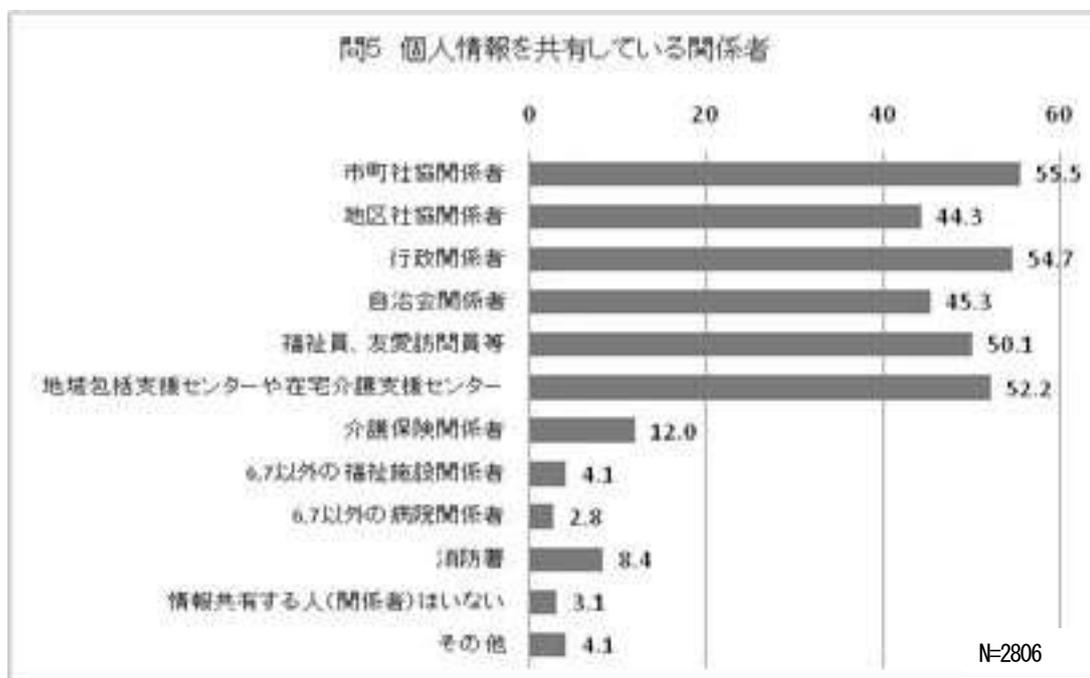
問3 個人情報を取り扱うときに、市町民児協や単位民児協として実施していることはどのようなことですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



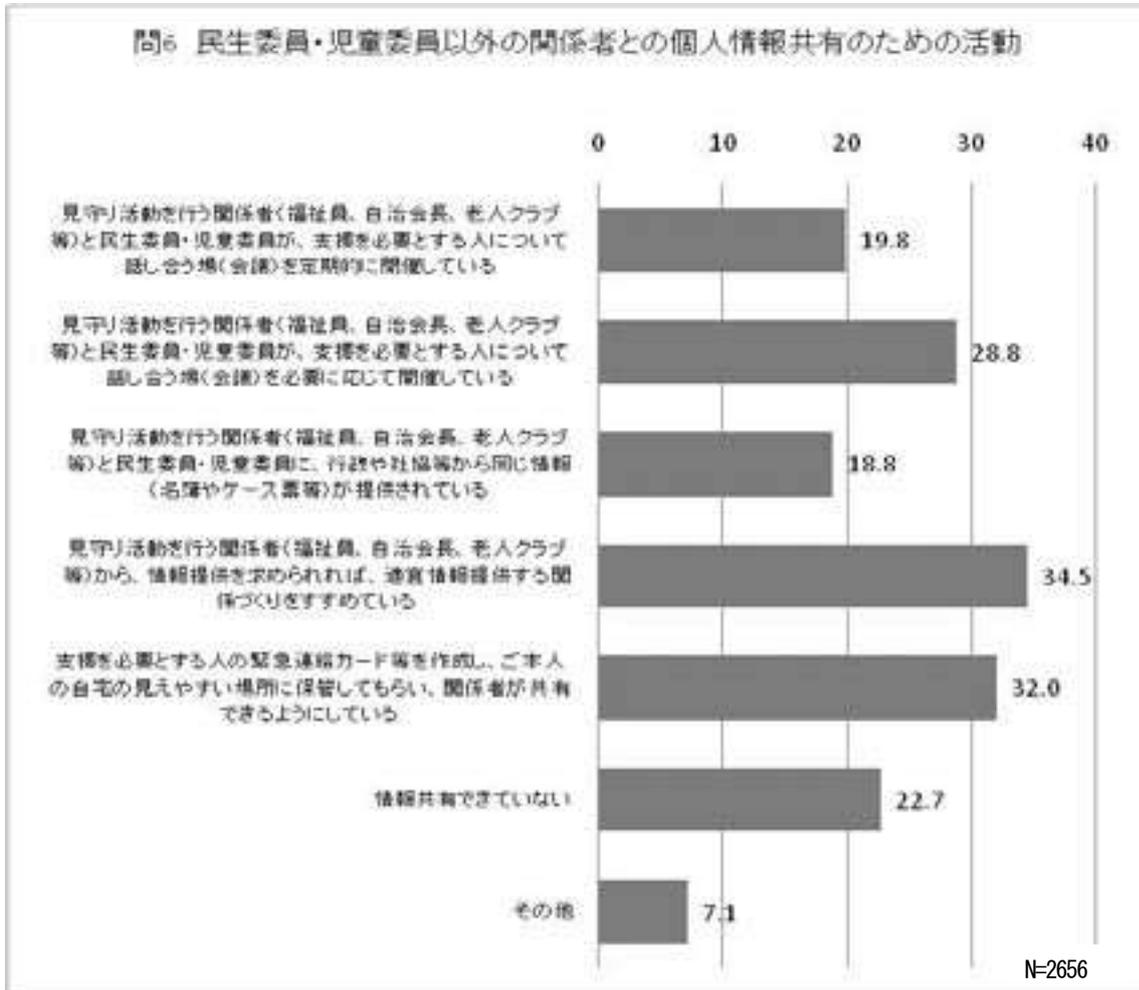
問4 あなたが、民生委員・児童委員の活動を進める上で、民生委員・児童委員以外と個人情報を共有している活動（場面）は、どのような活動（場面）ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



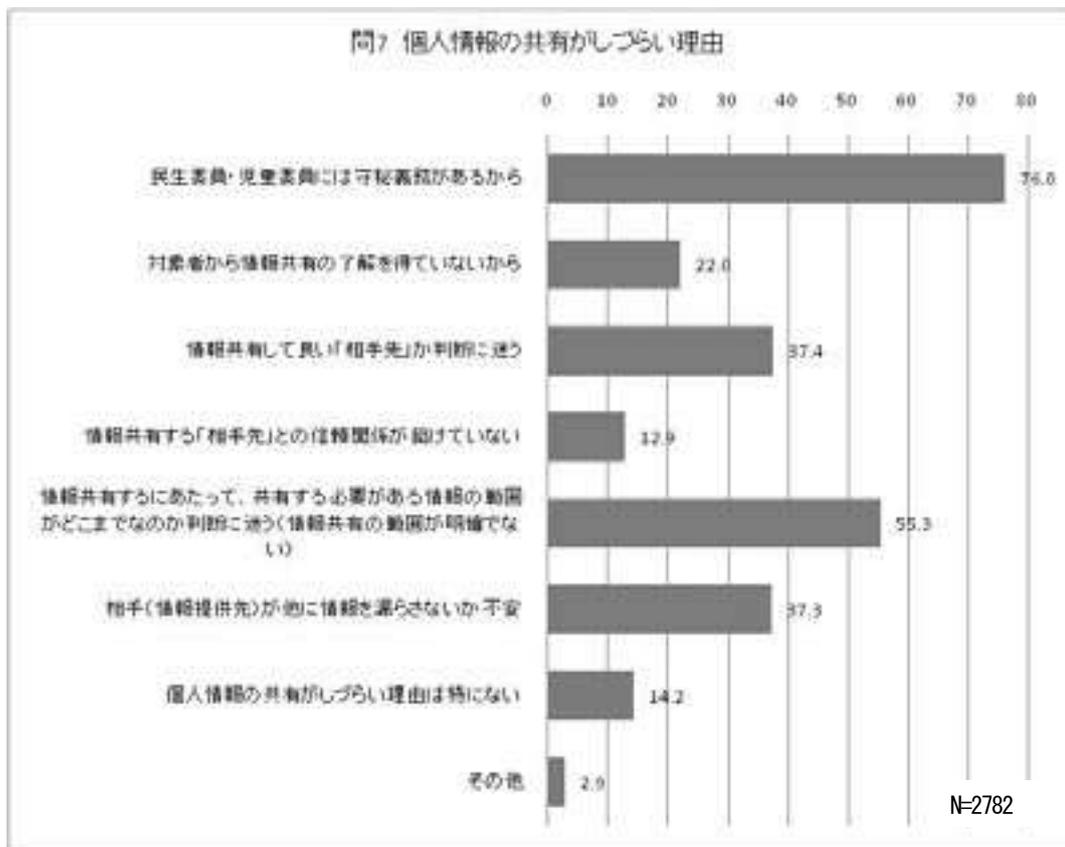
問5 あなたが、民生委員・児童委員の活動を進める上で、個人情報を共有している関係者は、どのような人ですか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 6 あなたの地域（市町民児協や単位民児協）では、民生委員・児童委員以外の関係者と支援を必要とする人の名簿などの個人情報共有のために、どのようなことを行っていますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。

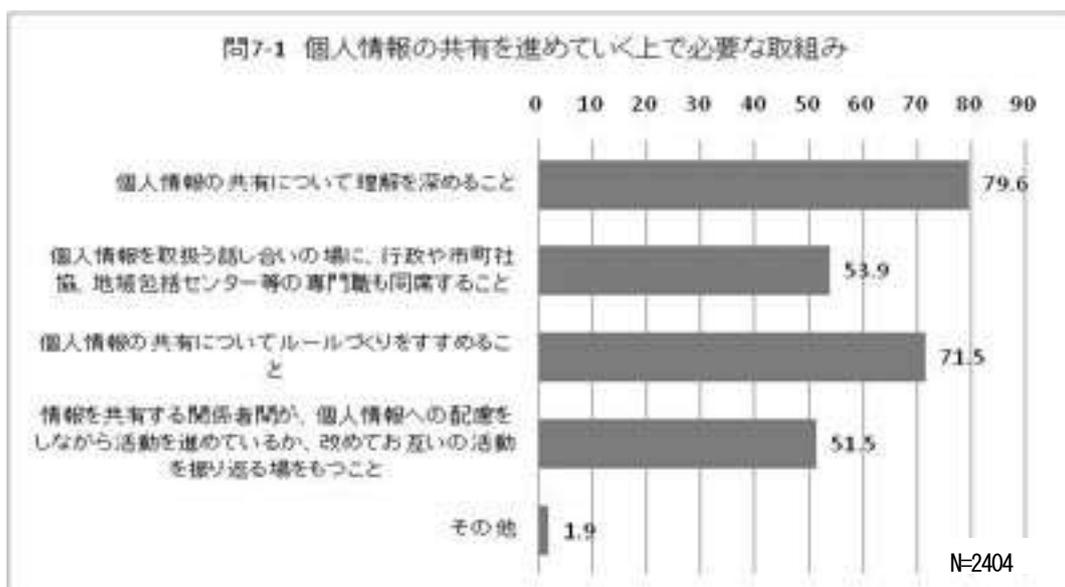


問7 個人情報の共有がしづらい理由はどのようなことですか。次の中から最も理由に近いと思われるもの上位2つに○をつけてください。



問7で「1～5」と回答された方におたずねします。

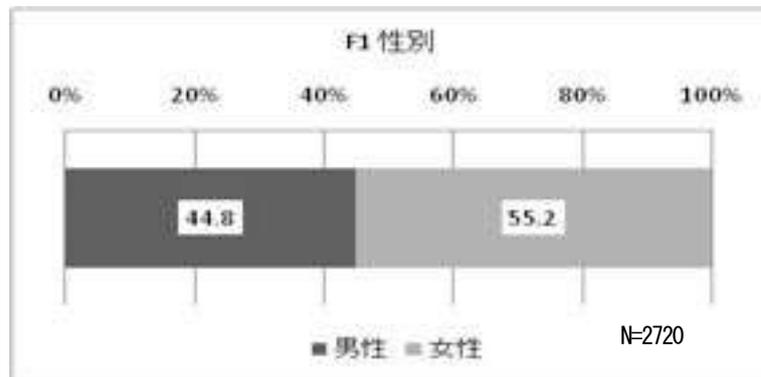
問7-1 個人情報の共有を適正に進めていく上で、今後必要だと考える取組みにはどのようなことがありますか。次の中から最も理由に近いと思われるもの上位2つに○をつけてください。



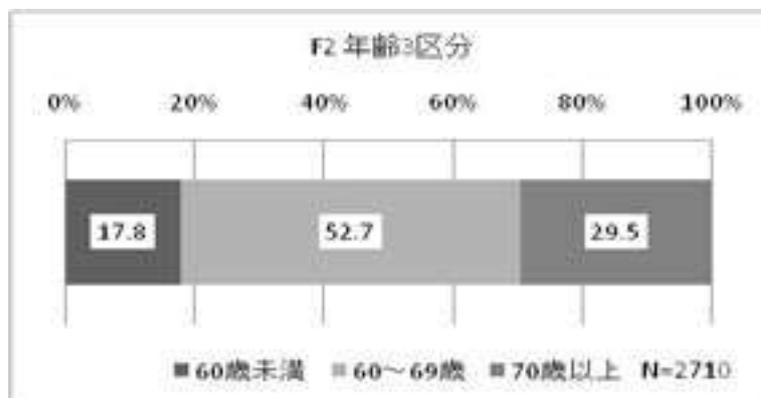
問8 地域福祉活動を進める上で、個人情報の取扱への配慮について、お気づきやお考えを記入してください。(回答は以下にまとめて掲載)

【最後に、あなたご自身のことがらについておたずねします。】

F1 あなたの性別はどちらですか。



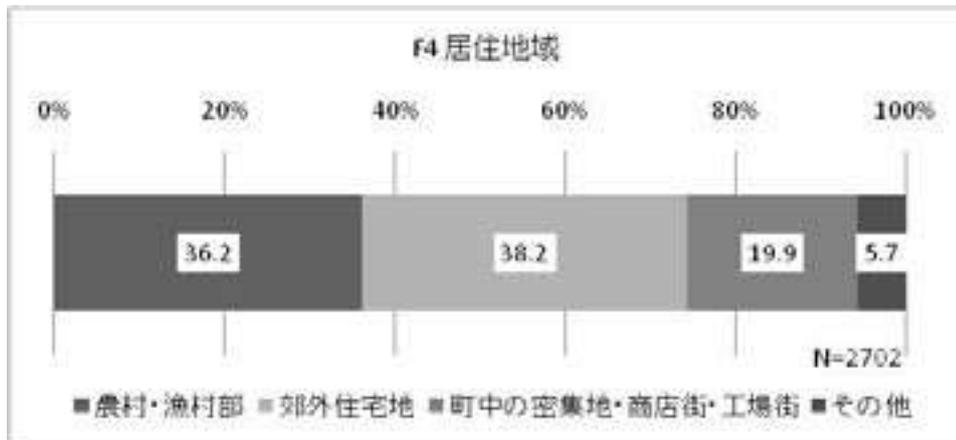
F2 あなたは、現在、おいくつですか。



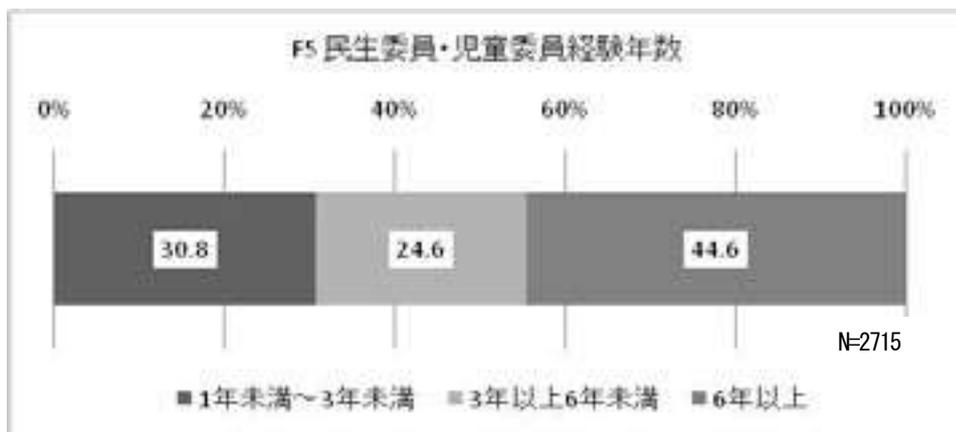
F3 あなたが現在お住まいの地域はどこですか。



F4 あなたの住んでおられるところは次のどれにあたりますか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



F5 民生委員・児童委員の経験年数は、次のどれですか。当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。



問8 自由回答結果 (注:「番号」は調査票の回収順に打った整理番号であり個人が特定されるものではない。また、明らかな誤字、公開に適さない表現などについては必要な修正を行っている。)

番号	問8 自由記述 地域福祉活動を進める上で、個人情報の取扱への配慮について、お気づきやお考えを記入してください。
1	災害時一人も見逃さない運動の一環として、見守り家庭の名簿やマップづくりを進めているが、情報共有者との程度まで、情報を共有するか苦心している。例えば、地震等で家屋が倒壊したとき、住民がどこで生活しているかなど、詳細な情報を把握していることが理想だが、情報共有者とは必要最低限の共有に留めるべきかと考えている。
2	障害者(特に知的、精神)の個人情報を他団体と共有することにすごく気を使う
5	行政の協力なしでは、活動困難、情報が欲しい
7	やたらと個人情報だからと、活動対処に必要な基本的な事も知りにくい。民生児童委員は、守秘義務は当然なので、それをふまえて活動しているのに、情報が得にくい。
8	民生委員には、守秘義務があるという事を説明し、よりくわしい情報を提供してもらう
16	活動を進める上でのルールづくりが必要だが、こだわりすぎると活動がおろそかになる。
17	個人の不利にならぬことを目的とした法の遵守はしなければなりません時としてそれがネックになるのではないかとと思われることもある様です。対個人のケースでは相手によく理解してもらい、同意を得ることは当然ですがあまりに私的なことについては踏み込めぬ分野もあります。一事の対処の上では相手との信頼関係の有無が大きなポイントであると思えそれは平常活動の中で作っていかねばなりませんし限度のない作業が必要です。当人の情報を得たい場合他の機関等からそれが出来ぬ場合は困ることがあります。
21	福祉活動を進めていく上では、見守りをする人たちは、全体を把握する必要があり、個人情報の開示は必要不可欠のものと考えます。只、役を下りられた方が情報を守っていられるか心配な面もあります。地域で見守りを必要とされる方は地域全体で見守る事が大切と思います。
25	地位との(自治会・福祉員・地域社協)信頼を互いに分ち合い連絡を密に取ることが個人情報の共有がスムーズに行われるのではないのでしょうか。行政も私達を信頼していただき情報の提供をお願いしたいと思います。災害時のとき弱者・障害者の人々の提供です。
30	個人情報の取り扱いであまり包み込むと情報が遅れ支障が出る場合もあり、見守りが出来なくなることもあります。狭い地域でしたらかえって情報を流して皆で見守る方法が一番効果があるのですが、昔のようにはいきませんね。個人情報にも良し悪しの線引きがはっきりしているといいのですが。
34	せめて住民登録した人の情報が欲しい。
35	個人情報を共有する相手(特に福祉員)に信頼があるかどうか不安。福祉員選出が順番制になっている地域が多く、何年もすると地域住民のほとんどが情報を得ようになってしまう。福祉員の選出方法や福祉員の見直しが必要ではないのでしょうか?
38	あまりにも個人情報にとらわれすぎているように思われ人間の命より個人情報の方が大切なのかなーと思う場面もある。
39	大変デリケートな問題だとは思いますが、個人情報保護が地域との絆のさまたげとなっている現状は懸念すべき点かと思われます。本来個人を守るべきはずのシステムが逆に個人を孤立化させているとしたら片手おちではないかと心配される所です。今一度広い視野で個人の真の幸福を構築すべき社会制度やシステム作りを再検討すべきではないのでしょうか。
40	活動を行う上で必要な情報のみあればそれ以上の事は知らない方が良いように思う。
44	私の担当地区は市営住宅内です。一般家庭と違って個人の情報が密集している為話題をあまり話すことができない。1棟の中に何人もの個人情報があるために時々自宅訪問の難しさを感じている。私が男性という立場から福祉員の女性に出来る限り訪問をゆだねている。(私の所はほとんど独居者は女性)※独居者、障害者などどうしても民生員でないと話せない場合は私が訪問している。
46	毎月の地域定例会において、委員同志で各担当地域の情報交換を行っているが、守秘義務は当然であるので、外部に流失することはない。変化のある時は、地区市役所所長にはその都度報告をして意見を求めている。
50	密封がひどすぎる、もう少し緩和したら?
51	民生児童委員の活動のみまもりには各機関との連携が必要ですが、福祉員や学校や自治会や行政との連携の中で、自治会等は守秘義務が義務づけられているとは思えないので災害時は別として日頃からみまもり等やその他についてはむつかしいと感じています。最近は家族葬という葬儀等も流行しており高齢者が亡くなっていることさえ分からない場合もあります。近隣の付き合いも薄くなっているということでしょうか。

53	病院等見舞いに行つて帰る時再度来る時病室を教えてください。病室に名前がない。深く入つて事情がきかれぬ。電話番号を名簿に書かれぬ。連絡に時間がかかりすぎる。
54	私の活動の心情は、自分の力が少しでも人の役に立てるとの考えで、これは他人の為でなく自分が人の為に役立つ事の出来る有りがたさと考えて現在に至りました。その中で人間の生き様の裏側を見たり、要領良く日常を過ごす人を見たり私はとても良い人生勉強の場を与えていただきました。第一に公務員、役所関係の方は、まず自分の保全を第一として都合の悪い事は上手に逃げられる事、口から出る事とは少々異なる態度等、不信感を抱いた事、多々ありました。口先だけでなく、人と人、心と心でぶつかつて同じ世代を生きていけたら、もう少し住み良い日常になるのではないのでしょうか。
55	個人情報の取扱いへの配慮は必要な事と思いますが、団地・アパートの多い地域では住民の移動が激しく若い人や子供の把握が難しいです。
60	福祉活動の内容と情報の重要性のウェートを各自がしっかりと判断した上で取り扱う事が必要。
62	個人情報とは一体何なのかわかりにくい。善意でやってもそのことが越権行為ととられることもある。つまり、気にはなるがふれぬでおこうということ。民生委員はとてもむずかしい仕事なのに、依頼を受けたときは何もせずにいいよ楽なもんよと言われた。ご苦労さんですと言われても不信感あるね。
64	個人の生命・生活を守る上で個人情報の共有はなくてはなりません。絶対に必要な、大切なことです。早急に適切なルールづくりをしていくことが望まれます。
65	個人情報の範囲等、大変微妙な問題が多く、委員としての限界を感じる。従つて今後委員に就く人がなくなるだろう。本来行政の役割でありもっと行政が取り組むべきではないか。
66	民生委員には情報が入りにくい。ほとんど足で歩いて得ている。
67	民生委員には守秘義務が有り、行政より個人情報をもっと出して欲しい。
72	個人情報を市の方から提供出来ないのであれば市の方が積極的に住民の中に入って実態を知る事が必要と思う。
73	民生委員には65歳以上の名簿、特に主任児童委員には0歳～の住所・年齢・集団生活をしている所・名前などの名簿があれば、みまもり活動もやりやすいが、どうしても情報が入りにくい。民生委員・児童委員(本人)一人一人の取扱いがバラバラの為か一生懸命しようとしているのにブレーキがかかっているのでは。
74	個人情報の取扱いがむづかしくなつて活動の妨げになることも多々あるが、支援される人にとっては知られたくないという感情もあると思うので、取扱いに配慮することは、支援される人への配慮でもあると思う。やはり信頼関係を基とした活動にしていきたい。
77	個人情報取扱いについて皆自分の都合のよいように考えているように思える。
81	毎日の個人情報の保護に振り回されている。これ以上しめつけがあれば民生委員をやめたいと思う毎日である。又後継者もないと思う。
82	「個人情報だから」と位置付けられて、情報が得られないことが多くあり、そこから得た情報について慎重に対応せざるを得ぬ情報が多すぎて支援者が困惑する場面が多い。
84	そもそも個人情報がないと福祉活動ができない。入手した個人情報を生かすには自治会長等地域の関係者と共有することが望ましい。
88	個人情報がないと活動や支援ができません。しかし「信頼される人」でないと相手に受け入れていただけません。民生委員一人一人が自覚し皆さんから信頼していただけるようになることが必要だと思います。
90	守秘義務をあまり強調しすぎると活動がしづらくなります。自治会、福祉員さんへの情報提供について考える必要があります。個人情報の提供について、ルールづくり、勉強会をもう一度確認したいと思います。
95	Aさん(母)84歳、息子56歳二人暮らし、母主治医の病院で倒れ総合病院に救急車で運ばれる。病院から「至急民生委員さん来てください。本人が息子の連絡を申されぬ」お会いしてたずねるが本人は言われぬ。困つて警察の「生活安全課」に助けを求めた。調べてくださり姪の連絡先がわかり姪から本人に連絡して下さり検査が本格的にスタートしました。再び病院に戻り必要な入院道具をそろえました。以前おまわりさんが住民台帳をもつて一軒一軒回つて緊急連絡先を記入して下さい。地域に伝えなくてもおまわりさんにはOK。これは是非続けて頂き住民を助ける為にお互いに助かりますのでお願いします。その後Aさんに会つても息子のことは今も伝えて下さらぬ。
100	現在個人情報に神経質になりすぎだと思ふ。一人暮らし75歳以上の方々に対しては今年調査訪問、友愛訪問もする事で現状把握も出来るが障害者児に関しては一切不明、災害時援助救助にも大変、せめて民生委員、児童委員に対し年1回住所氏名生年月日情報を流すべき

102	最低限必要な事柄（氏名・生年月日・住所等）については行政が地域住民に対して必要である旨の環境づくりを進める必要がある。
103	民生委員の立場を理解され、情報を流して欲しい。特に介護に関しては包括支援センター及びケアマネへの伝達が一方通行（その後どうなったか知りたいことが多い）。学校・児童からの情報が遅い。 所在不明（中には何十年も！！？）のニュースにはあきれ。民生委員を信じ、対象者リスト（氏名・年齢だけでも）を流して欲しい（行政への要望）民生委員の立場はない！！？行政と民生委員の責任のなすり合いが、特に都会だけでなく全面的にこの風潮を感じ心を痛める。
105	個人情報に対しての捉え方が自治会長・福祉員ともに違った捉え方をしているので民生委員から情報が出しにくい。自治会長は得た情報を誰かまわらずしゃべるので民生委員の知り得た情報（生保・身内がいらない等）みまもりが必要と思われる方などを知らせられない（心配で）自治会長宅に届く情報も入らない。
106	地域活動は単独自治会の中で活動するので、個人情報をどこまで共有してよいか、迷うことがよくあります。共有者の一人でもが他人に話をすれば自治会内に広がり、活動が出来なくなる。
107	個人情報の範囲（例えば住所・氏名・家族構成・TEL番・身体の具合・収入等） 良い情報は上手く取得できずとかく悪い情報が広がる様に思える)
125	学校の教師が個人情報とやたらに広いそのくせ個人家庭の事情を聞きたがる。
129	問7の3 個人情報の共有についてルールづくりをすすめること、ルールづくりをすすめることで災害時にひとりも見逃さない運動とあります。地域の自治体民生消防と人の身体財産生命を守る上で災害が起きた時点で個人情報より大事な事ではないでしょうか。有事のとき消防行政自治会の情報が大事ですね。うまく表現できませんがすみません。
132	個人情報の共有について個人情報は漏らさぬよう守秘義務を遵守しているが、個人情報の共有に関してはまだまだ不十分な点が多く、ルールづくりを進めることが大切だ。
134	個人情報が重視されている為、主任児童委員には問題が起こるまで家族構成などもわからない事が多い。母子・父子家庭などの情報は知っていた方が活動がしやすいと思います。
135	世帯票がないので人の入れ替わりの多い所では解らない。
142	民生委員を市の行政の負担軽減の為に利用しているのが顕著にみられる。
143	例えば障害について民生委員に情報を知られたくない家庭もあります。また、民生委員だから知らせるとい人もいます。災害時必要だからといって町内で共有してよいものか悩みます。マップを作っても公表していません。
145	自主防災でのマップ作りに障害者等を記入するが地域全体に配布するので個人情報上の取扱いがむづかしい。
146	ルールづくりは必要とは思いますがそれによって地域の方々と気軽にお付き合いしているのがかえって活動しにくくなるのではないかと心配です。
149	福祉員さんの活動を依頼するにあたり住所・氏名・TEL番号と見守って欲しい要望のみ伝え何かあった場合は情報をあげてもらって私の方で対処する個人情報の詳細までは話さない。
150	相手側が訪問させて頂く私達に気さくに色々お話しくださる方は、状況（いろいろな角度の）がわかりやすいので、的を射たアドバイスが出来ますが心を開いて下さらない方（民生委員の訪問をよるこばない方）には活動しづらい状況がわかりづらいです。心を通わすことが大切と思う。
151	迷惑となる個人情報の範囲を見定めるのが大変むづかしい。何か一定の見定め方法はないのでしょうか。
153	認知症高齢者の一人暮らしで近所の人に協力を求める時どのような状況であるのかを正確に伝え協力を求める。
156	個人情報と言いながら資料が多すぎる。保管に困るあまりに個人情報を大切にすぎると私達は動きにくくなる。県の方々も大切な資料以外は資料を大量に出さぬこと、費用もばかにならぬと思います。県と市社協よく相談して個人情報を流して欲しい。
159	災害における要援護者の対応についてはやはり日頃見守り活動が必要と思われる。特に災害時には自治会の協力が必要だと思う。民生委員として判断して要援護者の個人情報について周りの方に気をつけてもらうまでは良いのではないかと思います。
163	今のまま個人情報の義務を続けるなら民生委員や福祉員は必要なくなる。
164	余りにも個人情報取扱いに過敏になっているように思います。地域活動の中で対象者の方から信頼してまかせていただける関係を築くことが大切です。自分磨きですね。外に出して良いこと悪いことの判断を的確に行えば難しいことではないと思います。

166	一人暮らしの高齢者等が病院や老人施設に入院、入所されると守秘義務により以後の状況が把握できない。
167	個人情報の規制にしばられて活動が難しい。
168	活動内容で困った事はトップ（民生委員）又は市関係者と連絡をして解決して行うのが良いのでは？
170	何時も顔馴染で別に気にせずお互いが理解して話し合っているので、別に考えず困らないでいます。
175	皆さまのご苦勞も大変なものがありますが利用者のモラルの向上も必要ではないでしょうか。
177	見守りは私ひとりですしていますので問題はない。
179	個人情報という言葉だけが先行してかえって活動がしにくい事が多々あります。特に自分が担当する地域だけでも知っておいてもらった方がいい事は話して協力してもらおうべきではないでしょうか。認知症、精神障害者の人達も隠すのではなく地域の人にも状況を知ってもらって情報を入れてもらったり見守りしてもらったり、私は近所の人たちから色々な情報を頂いて助かっています。又見守りもしていただいております。
180	私はあまり気にはしておりません。自分達の地域に困っている人がおればみんなで助け合う方向で協力、地域を作っていく必要があると思っていますから。
181	第一に個人情報の公開をしてはいけない所と関係者は共有しなければいけない所の線引きを明確にしていけないと個人の都合の悪いところの逃げ場になってはいけないと思う。第二に個人情報の保有に関してある一人だけ持つのではなく関係者の必要最小限が複数で情報を持たないと、一人だけで情報を持つのは負担が大きい。何か必要な事が起こった特に不在でうまく対応できなかつたら責任を感じるし自分の生活もままならない。以上2件を最近感じております。
182	守秘義務はあるが、支援を受ける人（必要とする人）との信頼関係の構築が大切で、理解を得られれば見守り活動を行う関係者とも最小限の情報の共有は可能と思う。
183	法律規定
184	知っている事を話題の中で出さないようにするには輪の中に入らないようにしている。民生委員から（又家族から）漏れたとうわさをされるのを一番に注意している（特に家族に高齢者がいるので）信頼を得るよう誠意を持ってお世話をしよう、また顔を見せるようにしているつもり。
187	友愛訪問対象者がすべて高齢の女性のため余り深く家庭に入りこまないで道で出会ったり洗濯ものが出ているかどうか病院関係者等である程度判断している。
189	担当地区内に障害を持っておられる方がどのくらいおられるか全くわからない。（おひとり暮らしの中で目が不自由な方が2名障害者手帳を持っておられることが、訪問調査で具体的にわかっただけである。）住民票を受け取り地域の方々の年齢構成等把握しているが実際に掲載されていない方が地区役員をされていたり、お孫さんと同居である旨、実態調査に伺っていない老夫婦世帯に、実際同居の事実が不明であったり、あまりあてにならず手探りの状況である。実際の問題発生時には、地域の包括支援センターへ相談に行き十分情報を得て相談なり支援をしている現状で、特に困難な事はない。
190	個人が今どのような支援を受けているか又要支援、要介護がどのような状態なのかの情報が入ってこない。個人的に本人又は家族に聞くと嫌がられるのでその点を情報を共有する目的で民生委員に知らせてもらえともう少し活動がしやすくなるのではないかと。又福祉員、友愛委員も2、3年で任期が切れ人が代るので信頼の度合いがはかばかしく相談しづらい。
192	隣近所の方が知っておいた方がよい情報もあるし話される本人も個人情報とは思わず世間話程度と思われている方もあるので、単純に民生委員自身の胸にだけ収めては育つ地域力も育たないと思う。地域をつなぐためには、おしゃべりなおせっかいな人が必要だと思う。
193	個人情報は相手方の人柄が解らないと話せない。私達のような役職を夫婦でこなしている方もおられるが、私は情報を共有することが出来ない。
194	行政や社会福祉協議会からの情報提供は必要最低限度実行して欲しい。民生児童委員、福祉員の推薦について市・町首長、社会福祉協議会長の出す推薦依頼書は表現に充分配慮して出して欲しい。特に民生・児童委員については輪番制などは人選に無理があるので十分考慮するよう依頼して欲しい。
195	個人情報の保護は必要ですが、個人情報の活用を考えるべきではないでしょうか。
198	個人情報を優先に拒否されることがある。災害が起こったとき情報なければ何もできない。民生委員やっておれない！
200	個人支援活動のみ情報の提供、継続的な支援活動の場合は全体的課題として対応。

207	自分の担当地区外の住民の様子、状況把握が難しくなった。委員同士の情報交換も情報じたいが入ってこないのが 乏しいものになった。
208	個人情報に特に必要とされる場合以外にはうわさ話的なことでも他人と話をしないようにしている。
209	地域の方とは十分な顔見しりの方がほとんどでありあまり「個人情報」については意識していません。知りえた情 報について本人の事を中心に考えて例えば包括支援センターの方に相談している。行政も個人情報をあまりに重視 して福祉員の方へ個人情報をあまりに重大視して福祉員の方へ個人情報（必要と思われる）が連絡されてないこと がある。
210	障害者の方についての情報は、民生委員だけで、持っているのですが、災害時には、どこまで情報を出していいのかが わからない
211	守秘義務の範囲に迷うことが多い。特に認知症になられた方の近況をたずねられた時田舎ではすぐに噂話でとんで もない話になっているとよく耳にするので、どの様に対応すれば良いか難しい。独居老人や障害者で援助が必要な 方が年々増えています。地区の世帯数が数百軒近くあり一人で見守ることが出来ず福祉員さんの協力も得ていま すが何よりも近所の方からの情報が一番たよりになる場所ですが個人情報うんぬんで近所の方へ協力の依頼がしに くいことが多い。地域福祉活動を進めていく上ではあまりにも個人情報の事を前にだすと民生委員は動けません。
213	個人主義の考えの多い時代で、又、地域でのつながりが薄く以前のように各家庭の2代～3代までの顔見知りの頃の 様な関係がなくて仲々気楽に家の中の話がしづらい。
215	調査等で各家庭を訪問致しますが情報等が得にくいということは今まで知りませんでした。
224	個人情報保護法についてお伺いして私は無理にはお願ひしません。どうでしょうかとお尋ねして行います。この様 な書類がございますがいかがでしょうかと確認して行っております。
226	独居・母子・父子家庭について資料を作っているが独居とか敬老会案内状だけは社協、訪問委員等に必要上流して いるがよいだろうか？
234	個人情報は色々な場で多く手に入れる方が良いと思うが絶対外部にもらさない事が必要不可欠と思う。
242	個人情報保護法により情報の提供及び収集が難しくなった。あまりにも個人のプライバシーを保護しすぎている様 に感じる。
246	昔から住んでいる人は協力的ですが最近越して来られた方は世帯票も書いてくれず町内会にも入らず近くに子供が いるので結構と断られます。
247	個人情報は人それぞれに考え方が違う。それを悪用する人がいるから難しくなっている。何もかも個人情報と言え ば世の中はますます悪くなっていく。よっぽどの情報でなければ深く考える必要はないと思います。地域に住んで いる人の名前や家族構成及び各人の年齢は少なくともその地域の住民全員が知っておくべきだと思います。それ以 外に民生委員として知り得た情報は民生委員としての守秘義務もあり緊急の場合以外は出すべきでないと思いま す。
248	個人情報の共有の問題もありますが対象者の方の情報を受けたいのに、役所等から個人情報なので出せないと思われ る時、本人さんが委任状などを書ける状態でない時などに起こります。
249	この地区に住まわれた方で新たに生活保護を受けられて他の地区に来られた方や、又反対に他の地区から入られて、 生活保護を受けるようになった方の、個人情報がわからなくて、市の方にお聞きしても、個人情報だから教えられ ないと言われました。その方々に連絡できるように用事があれば伝えられるようにしてほしいです。借地、借家の 問題で家主の方が連絡しようにも連絡できなくて、困っていたことがありました。民生委員も中に入って困りまし た。役所もなかなか教えてくれないので、家主などには電話番号ぐらい教えてあげたらいいと思いました。自分の 家や土地を貸しているのですから、それくらいの社会人としての約束はするべきだと思います。家賃や土地代を払 わずに逃げている人もいました。家主は住所もわからず連絡もできず困っていました。
251	今新聞等で取り上げられている高齢者不明の件ですが、県民生委員協議会の毎年65歳以上おひとりぐらしの方の 調査が行われています。調査したなかで毎年住民票が地元でありながら調査に訪問しても家には不在で長年不在と 書いて提出していますが、行政の方は本人がどこにいるのか把握しているのかとても不安に思っております。
252	昔から民生委員は自治会の役員ではないとの考え方で自治会役員会等の出席が義務づけられていないので非常に活 動しにくいです。情報が入りづらい。
254	民生委員抜きで関係者と行政との間で進められ、事後報告もない事もある。名ばかりの民生委員になってしまう。 個人情報の取扱いがむつかしくなったので、民生委員の方からいろいろな事が言えなくなった。反面、昔の民生委 員さんは、そこまで入り込むのか（車での送迎、見舞い、病院の付き添い）と言うくらいの活動をされていた。そ れが良い、よくしてくれたと思っている方も多いのではないのでしょうか？この度の様に死亡しているにもかかわらず「生きている」と言うあやまった報告がされてしまう。

257	個々人の情報を共有する事で対象者やその家族の人が不利にならない様にしようと思います。あくまでもあたたかく見守る姿勢であるようにしたいと思います。
259	現状は個人情報をつたてにして必要な情報すら表に出していない。
261	行政の中でも情報を共有できないため一人の方の情報について複数の担当課に確認することが必要なため、余分な時間をとる。
263	どのように記述すればよいのかわからない
265	市担当者の発動が遅い場合がある。相談の主旨を早急に理解し対応してほしい。地域包括センターの担当者は適任者で頼りがいがある。
274	一人暮らし高齢者で国民年金だけで生活をされている人は、生活保護者よりも日常生活は苦しいと考えます。よって、友愛訪問を実施する場合があります。行政側の関係が民生委員に把握している情報を知らせて欲しい。
275	民協の場で移動等の情報は入ってくるが、まとめたその年度の住民台帳のようなものが昔はあったが無くなったので、住民台帳の照合が抜けている場合があります。例えば他の地域に移動してその場所には住んでいない等。
279	関係者の資質の向上
282	必要な個人情報は提供していただき、活用した後で返却するか、シュレッター等で処分するという形をとらないと民生児童委員としての活動ができづらい状態にあると思います。
283	ケースバイケースにして取り扱うべき
284	信頼関係が大切なので必要以外の情報は外には出さないよう心がけていますが、最近は近所付き合いも無くなっているので近くの方に聞いても情報は入りづらい。
288	一口に言えば個人情報保護（プライバシー法）法がある限り全てのボランティア団体も同様昔（法律以前）のような思いきった活動は不可能です。聞きにくいのが難点。情報を頂き相手を支援していた時代がなつかしいです。あれこれボランティア活動をしていて感じたことです。
296	守秘義務があるので個人情報の取扱いは慎重であるべき。但し生活弱者の側に立っての必要性をわかりやすく説明し理解を深めて頂く様根気強く遂行する。調査や確認件数が多い場合業務に時間かかりすぎるので法の改正が望まれる。
297	地域内における福祉員との共同による行動が民生委員と少し異なっている。福祉員は社協系列の組織であり民生委員から活動内容に対して注文をつける事がむづかしい。福祉員の研修が必要？
298	個人情報を取り扱う時に本人が漏らさないか不安になることがある。
299	行政は情報をどういった方々と共有したら良いかはっきりしてほしい。
301	障害者に関係する情報は民生委員に入っていないので接点がない。
302	私の担当しています地域は農村区で昔からの住宅区でこの法律が施行されてから重視しなくてはならないことかもしれません。しかしながら対象者の方々は余り抵抗なしに応じてくれました。顔馴染と親類関係の間柄と申しましょうか、拘りを持たない方でしたが私自身ルールは守らなくてはならないと思っております。先に申しましたように、是非とも守らなくてはならないものを学習しなくてはと思います。
305	私の地区は災害のときの救助支援マニュアルがまだできていません。班長を中心ということしか。危惧しているのは、身障者のことです。どこにいらっしゃるのかわかりません。一人暮らしや二人暮らしの高齢者については何度も訪問するので把握できるのですが、最近水害等は多いので。みんなが学習しあう場で個人情報の共有について知恵を出し合うのが大切だと思います。
310	個人情報にも色々あって持病とか子供の連絡先とかはもっとゆるやかになっても良いと思う。近所の人が知っていても良いと思う。
313	個人情報は特にデリケートな問題で大変取扱いに注意していますが活動上苦労があると思います。がしかたない事とも思います。
319	守秘義務 他から問い合わせがあっても、本人に関する事をペラペラとしゃべらない。興味本位で聞いてくる事が多々あり「本人に聞いてくれ」と言って話をそらす。「口止めされているから何も言えん」「すまんね」で話そらす。
320	福祉または行政関係者で守秘義務に関して必要以上に敏感な人がいる。指導が必要と思われる。
321	行政が個人情報の開示について過度に恐れている。
322	個人情報はすぐに協力してくれる人がいれば、なかなか話をしてくれない人がいます。同意しない人にどうやって情報を頂くかわからない場合があります。出来れば市の人と一緒に行って、聞いて欲しい場合があります。どこまで中に入っているかわからない場合がありますが、出来る限り情報を得る事にしたいと思います。

329	福祉員の方が都合がつかなくて代理の場合どこまで個人情報を伝えてよいか悩む時があります。
331	町内に引っ越して来られても自治会にも加入せず表札もない方が多く誰が住んでいるのかもわからない。民生委員が訪問してもドアを開けられない。どのように対処して良いのか迷っています。
333	個人情報提供の範囲が不明確なためルールづくりが必要と考える。その上で社協がここまでなら協力者（福祉員、自治会長）に開示してよいと明示すべきである。今はすべて民生委員の判断という事で協力者への情報提供がしづらい。従って活動も低調である。
334	地域の方の存在、状態を知らずに援助の手をさしのべることは不可能。個人情報を一切流出させないこともあり得ない。ただその取扱いを個々の責任のもと相手の立場に立ち取り扱わせてもらうことしか今の私には考えられません。もっと関係者が話し合い、一人一人のケースで内容が異なるが情報取扱いの基準があれば少しでも安心な取り組みが出来るのでは？
339	利用目的のみに使用し継続性のないものに対してはできるだけ早いうちに処理している。書面にしている情報は持ち歩かないように努め、記する時には1事例最少情報を書き込むように努力していきたい。
341	個人情報のどこまでを話して良いものか。現在は福祉員も住所しか教えていない。自治会長等にはどこまで何を話して良いのか？
345	児童虐待疑惑ありの報告を受け家族構成、父母の勤務先又勤務状況の把握が出来ず訪問の糸口を探しだすのに困難。
346	地域の特徴があると思いますが、当地区は小さいので問題は少ないと思う。
347	問7でも記したが、個人情報の共有と守秘義務と言う一見矛盾した課題に対する行政側の明確な指針が示されていないことに尽きる。同じ目的を持って集まる自治会長や福祉員さんに一人暮らしのAさんのことを話し、対応策を相談するのに、自分の持っている情報は話せないなどと言った馬鹿げた発想はない。そのことより、その場で話し合った情報を関係のない第三者に話した時、それが守秘義務違反でありその情報は民生委員さんから聞いたものなどと言うことで遑って守秘義務を守っていないと言われるとすれば、そのことこそが問題と思う。そうした具体例を示した上で守秘義務とは福祉に携わる人間が関係のない第三者に話した時に違反とされるもので関係者で協議する時お互いに持っている情報はすべて遵守して対策につなげることこそ重要であると思う。こうした指針を早く示すべきである。
349	平成17年施行の法律の見直しを早急に行って欲しい。民生児童委員を信頼し行政からの情報を多く出して欲しい。足で我々が調べるのは大変だ。
350	必要済みの情報はシュレッダー処理をする。
351	これまで質問された回答の中に私の気づきや考えが入っていますので。
353	個人情報、何でも個人情報保護と言いつぎる。それを理由に行政は逃げているように思う。
355	問い合わせがあっても守秘義務を優先し必要以上には話さない。
356	委員同志でも名前を出して話すのはいけないと思います。
357	郡部の田舎では特に気にしないようにしている。
363	高齢者（独居老人）から相談を受けた時はなるべく当事者と行政との話し合いで解決しているが自治会（老人クラブ等）との話し合いが必要な時は本人に情報（相談内容等）を提供しても良いとの了解を得る様にしている。個人情報の取扱いがいままで必要以上に大変になっていくと思う。（プライバシー保護法の取扱いが間違った方向に進んで行く様である）このままでは必要な情報が行政より得にくくなる。
364	私が担当しております範囲に県営住宅がありほとんどの家で表札が出ておらず届け物をする時に困る事があります。転入、転出が多いのでいつの間にか人が変わっていたなどの事例があり、対応に戸惑うことがあります。
365	常にご本人の意思を確認し気持ちにそって取り扱うよう気をつけています。
371	まずルールづくりから
373	個人情報の共有者の明確化（行政が決定すべき）災害時等要援護者の範囲の明確化（要援護者は行政が決定し民生委員等が訪問調達）（本人の同意を得る）
374	個人情報を知る前に表札の無い家がありさがすのに苦労しています。
375	個人情報は何の為に使用するかがハッキリしていれば活動の場を使用できる様にしてほしい。
376	担当地域に住民の死去に際し最低民生委員として知っておきたい情報なので市の担当窓口は問い合わせに対し情報開示していただきたい。
377	個人情報を関係者に話したところ本人から市役所に苦情の電話があり、係の人から注意されたことがあり、どこまで個人情報を共有すればよいか判断に迷う。
383	個人情報とあまり言うとなら民生委員としてどこまで入り込む事が出来るのか。不安に思う事がある。
385	個人情報は関係者以外とは絶対に話をしない。

391	民生委員、児童委員には守秘義務があることを前提に改選時には担当地区の住民名簿を配布してほしい。（前回の名簿と交換すればよい）特にアパート等の住民や乳児、幼児の状況が把握困難なため。災害時要支援者名簿を地区自主防災組織で共有できるようにすべきと思う。
392	福祉員が年単位で代るために個人情報漏れることを心配する思いもあるが、反面地域全体が個人情報を共有できて案外良い面もあるのではないかとも思える。しかし地域全体が個人情報を共有するには約180件かかり、永遠に成しえないのである。
398	個人情報に敏感になっても活動しづらいところがあります。情報の共有がその個人の利益になるか、不利益になるかの判断の部分にもっと目が向けられてもいいのではないかと思います。そしてあくまでも利益になるものならば守秘義務を守りつつ関係機関と情報を共有して支援を進めていくべきだと思います。
399	各個人同志の関係等も見ているので、そういった情報を重視している。他地区の方から、いろんなことが耳に入ってくるので守秘義務を固く守ること。
402	地域で活動する上ではあまり個人情報をいうことに気を使ったことがありません。地域の方（福祉員さん達）が近所の方々をよく知っていらっしゃいます。
403	世帯票（民生委員用）を続けて欲しい。今は記録票がないようで、委員としては一番大事なものである。昔は使用されていたが用紙を取り寄せるのに物品がない。整理する（民生委員用）に大事と思う。
410	地域のつながり近所づきあいが密のためとりくみやすいです。
412	民生委員、福祉員、行政関係だけで支援体制を作る事は難しいと思います。近所等地域の方にご協力を得るためには、ある程度の情報は共有しなければなりません、周知の事実ですら我々の口から情報を提供する事には「守秘義務」という言葉の前にもどうしてもためらいがあります。情報がある程度提供する事については本人だけでなく遠く離れた親族の了解も必要があると思われしますので、大変な作業になるかと思えます。今の所、私の地区ではそのような事はありますが、将来高齢独居が増えてくるとそのような事が必要になってくるのではと思います。
415	地域包括センター担当者に情報を提供しても実際に会われるときは民生委員は同席させてもらえずご家族と話される。後のことはどうなったかという事は連絡頂けない。担当地域でご近所の人から後で話を聞くことが多く包括支援センターという部署ができて高齢者の方を訪問されたという事をご本人（高齢者）から何しにきちゃったのかと逆に聞かれる。
418	個人情報については民生委員は特に配慮しているのに、（家族の中で）口が軽い人がいるのが困る。お酒が好きで昼間から飲まれて外でペラペラと話され困ったことがある。
419	災害時一人ももらさない運動と現実のギャップ。（例）自治会で支援をしてもらう為には個人情報どうこの前に「生命の安全」が第一で災害が発生して行政等から情報もらっても遅い。常に自治会の皆さんの支援、協力が必要である。氏名やどこに住んでいる（みんな知っている）。このアンケートについては分析後の情報公開、広報誌等に掲載を望む。
420	個人情報の取扱いに対する配慮は必要だが余り個人情報ということに過度に反応すると民生委員、児童委員活動に支障を生ずると思います。
427	個人情報の保護に関する法律施行された事で情報が共有することができない。
428	個人情報の共有化は地域の福祉活動を進める上でたくさんの利点があります。しかしながら個人情報の取扱いの配慮、つまり守秘義務との関係から、境界の判断は時によっては個人差があり思い切れない場面もあります。
433	個人情報の共有は互いに信頼関係をつくった上での行動と思う。農村であるため地区のつながりがうまくいっているため個人情報について個人には関係ない。
436	地域包括センターの職員が情報を得たら民生児童委員にも知らせてもらおうと話もしやすくなる。
439	今活動している地域では特に問題がありません。
440	私の地域も高齢者が多く又障害者の方も多く訪問の時に情報等を聞いているが、話せないとの事が多くあります。どうしてもという時は行政、センター等の協力をお願いしております。
441	あまり個人情報の範囲をもう少しゆるめて欲しいです。
444	福祉活動について個人情報保護法は不必要と思われる。個人情報保護が過度に行われているところ（人、企業、役所）があり、例えば学校の児童生徒の連絡網、公民館などのサークル、住所、電話等が共有しづらい面があり、昔ながらの人同志の関係が希薄化の傾向に向かっているのではないかと心配です。
447	住民の中で良好な人間関係が築かれていない人がある場合、問題が生じて解決にあたってその人の力を借りたくとも本人がいやがるので対応がしにくくなったことがある。人間関係の良し悪しを考えながら、対応策を講じなければならぬし、他の人からはなぜその人に力を借りないのかと言われた時、本人がいやがることを言うわけにもいかず、困ってしまうことがあります。現在はふれあいサロンを設けて、人間関係の構築につながればと続けています。
449	非常に困難です。法の改善を切望します。現法は一方的に考えられたものと思われます。

456	個人情報の保護に関する法律に関しその取扱いが過剰であると考える。
459	個人主義が進み他人のことに無関心になるばかり。一方自分を社会に開かない閉鎖社会の進展で社会が息苦しさを増しているように思います。最低、お互いが向かう三軒両隣の社会づくりに目覚めなければならないと考えています。
460	自治会長、福祉員との個人情報をどの程度まで共有していいか気を使う。
461	1. 収集した個人情報資料は、自宅において家族等他の者の目に触れることのないよう厳重管理する。 2. 対象個人、その世帯についての情報を関係者以外の者に絶対に漏らさないこと。 3. 民生委員児童委員としての自覚を持って行動すること。
463	お互いが神経質になりすぎている気がする。特に市の方から名簿などの返済や必要な情報が得られない場合があるので困ることがある。
469	個人情報が表面に出ると民生委員の活動は何もできない。民生委員に任命された以上、個人の責任においても活動をすべきと考えており、何ら問題にしていけない。個人情報について、とやかく言われると「出来ない」との口実をするだけではないのか。
471	将来福祉を希望する人は、自治会等が定期的（5～6年に一度）に実施する、居住者表には個人情報をすべて記入すべきである。※生年月日や電話番号、職業、勤務先等無記入の人があり、いざという時に非常に困る。
476	人命と個人情報どちらが大事か、時と場合で決める。
480	個人情報の取扱い以前の問題がある。不動産、会社及びアパート、マンションの入居者が個人情報保護法をたてに名前等の情報を出さなくなった。行政は個人情報保護法について検討いただきたい。弊害が多い法である事、論議が足りない。
481	守秘義務の徹底につきと思う。自分で判断出来にくい場合は民生委員協議会会長や役所へも相談する。
483	地域の障害者情報を把握しづらい。
485	個人名、住所など具体的に公表することはまずないが必要に応じて自治会長と共有することはあります。
486	民生委員としての業務がボランティアとしては多い。高齢化が進む中での民生委員の在り方、ボランティア活動では民生委員になり手が無い、見直しの必要がある。
488	個人的には個人情報は知りたくない。負担に思うので、民生委員を早く辞めたい。
490	地域包括支援センター、ケースワーカー、福祉員、自治会との連携が大切だと思いますが、その時点で個人情報の守秘義務を確認することが重要と思います。
491	個人情報の取扱いについては十分注意をしていると思っているが、自宅での保管、管理についてどのようにしたらよいか不安がある。現在は鍵のかかる保管庫で管理しているが。
494	どこまでが個人情報の範疇か線引きが難しい。
498	一部情報を近所の人知っておいてもらおうと見守りの協力や新しい情報が得やすくなると思います。
503	現在の処一生懸命民協の仕事(役割)について勉強中ですので答をどう出して良いか迷っております。自身はとにかくお役に立ちたい思いたゞそれだけです。よろしく願い申し上げます。
506	地域福祉活動を進める上で、行政側に民生委員側から情報提供を要求しても非常に慎重で、消極的なため活動しにくい。民生委員の守秘義務の徹底や関係機関とのルールづくりなどしっかりやった上でもっと情報提供を進めてほしいと思う。
507	個人情報とプライベートの区別がわからない。
510	行政からの情報が入りにくいので、活動に支障をきたすことが多い。福祉以外の行政担当者も理解してほしい。
512	今の活動上では特別困った事はないように思います。最近あまりにも個人情報の取扱いが厳しすぎるとは思いますが、私の担当地区内の対象者はきさくに色々な事を話して下さり、互いの信頼関係を築き上げられているように感じています。特に守秘義務には注意しています。
514	地域福祉活動推進においては、個人情報共有は絶対に必要でありルールづくりをし、そのルールに基づいての教育及び理解が必要である。
516	(配慮することは勿論大事なことであるが) 個人情報はたとえ細かいことがらであっても関係者が共有しておくべきである。
522	民生委員に対する教育が足りない。
524	・個人情報の第三者提供のルールづくりは行政関係機関、団体等に説明し早くルールを作成すること ・生命、身体、財産に関わる事態において「緊急を要し」「本人確認が取れない」場合、個人情報の第三者提供は認められるが、情報を得るときに印をもたせておくことと同意を得るための活動のルールづくりを進めていく

525	個人情報の収集においては、自分をよく知って頂くことに努め、信頼していただくよう努めている。活用についてあまり切羽詰まった事例に対応したことがないが、取り扱い方を熟知していないので行き詰まる事もあると思う。機会あるごと勉強していきたい。個人情報保護法については、地域コミュニティーを充実させたい思いを持つ者にとっては、いろいろ支障を生じさせる法律であるように感じている。
533	福祉員を地区長が兼ねる地区が多く、2年交代位で代わるため個人情報を共有できる人物かどうか見極めが難しい。
534	民生委員からの情報の提供は良く求められるが行政からの情報は少ないように思う。時として活動に支障をきたす場合がある。対象者に行政への連絡を指示していてもそれがどのような経緯をたどっているのか報告がないとこまることがある。対象者の言う事だけでは判断できないことがある。
535	行政や福祉員さん達と1年に1回でもよいから情報を出し合い話し合いの場をつくとよいように思います。
539	福祉活動を進める上で協力的である人ならある程度情報の提供が必要と思う。協力的な人とは常識のある人、判断の出来る人。
540	個人情報の取扱は慎重でなければならないが、行き過ぎた取扱いで情報が入手できなければ意味のない事だと思う。お互いに信頼関係をきづくことが大事であると思う。地域で情報を共有していくことはこれから先必要であり重要であると思う。
541	特にない
545	1)出来るだけ当事者の立場にたって情報に対処すること。2)又、情報の内容によって、その守秘度を判断して対処すること。3)しかしたとえ守秘といえども本人、家族、周囲その他にそれを越える(守ることより)価値のあることがあれば理由をハッキリと認識または説明責任を果たすことを条件に破ることを実行する態度が必要と思う。
549	問7-1-3 情報の共有についても、共有者それぞれ個性があり、人によって判断の程度もちがう。どの問題についてどのくらい守秘すればよいのか?→決めることも困難。
558	特に独居の方は他人に迷惑をかけたくないという思いが強く感じられるが訪問の都度、会話の中からご本人との信頼関係の中に色々と見えてくるものがあることをキャッチしながら、安心感を持っていただくことが大切だと思う。しかし、障害者の方について、いつも話題にあげられるが、ご本人から「私は…」と言われて、はじめてわかることが無きにしてもあらずで、高齢化がすすむ中で私達が不安を感じる。
560	たまってきた個人情報の廃棄をどのようにするか。パソコン入力すると漏れる恐れがある。
566	守秘義務を守るよう心がけている。
567	活動について、いつも個人情報の保護・守秘義務があるので活動しにくい。
568	個人情報を取扱う話合の場に行政に聞く事もあります。
570	守秘義務を持っている民生委員には安心して相談して下さいと言う告知が出来てないように思う。「あなたを見守っている民生委員」と言う告知を浸透させればもっと深く見守る事が出来ると思います。
572	行政や関係機関から積極的に情報を流してくれないので、全ての仕事が1から始まる。つまり時間がかかりすぎて困る。例へば、Aさんが施設に入りたいとの連絡を受けて、活動を始めると、相談してないケア・マネの方に情報が回されていて、本人からは、その結果連絡が無い場合もある。これは行政が分っている事なら、この人はこのケア・マネの世話で何処に決まったからと一報あっても良いのではないか。私はこの様なケースを四度味わったことがある。又、Bさんがヘルパーの要請をしてきた折り、ヘルパーの名もケア・マネも知らされず、結果は自分で訪問して確かめなければ知ることが出来ない。Bさんが自分で十分説明出来る人ならまだ良いが、ケア・マネもヘルパーの名も、どの施設から来るのかも知らない人がいる。
578	住民名簿がないので、65歳以下の人はほとんど分かりません。(特に団地、アパートでは)せめて受持地区の住民名簿を配布して欲しい。
585	1、住居名簿がほしい。だれが、どこに、何人住んでいるのか、わからない 2、老人は、高齢者調査があるので少しはわかるが、子供は、まったくわからないのが現状である。
586	あくまでも、本人の意向を重視しなければと思う。
589	1、必要な人に必要なサービスを(福祉)との考えで、必要以上の事は行わない。2、自治会長や民生委員が福祉委員を兼務し連携的な活動が出来ていないのでは 3、見守り活動があるとの事であるが民生委員個人の活動で、組織的な活動があると思ってなかった。(勉強不足かもしれないが)自治会活動の一環であると考えたら、頼り過ぎである。
594	私の受持地区は個人情報の取扱いについては各個人ともオープン的で何の障害もなく、福祉活動を進める上で大変スムーズに活動が来ています。
596	情報の共有の重要さは理解するが自治会、老人会等への情報提供は、実質的に情報公開と同じ。行政機関は責任をとる事をやめ、情報を出さず民生委員の情報を共有するために出させようとしている。個人情報保護法は見直しをするべき。対象者に対する情報は行政機関が積極的に公表するべき。

598	世帯票に職業・勤務先の記入欄があるが、必要に応じて特記事項に記入したので良いと思われる。
599	児童問題の取り扱いの中で、世帯の出入が多く、実態がとらえにくい。
603	日頃の声かけや心配りによって地域の方々との信頼関係を築くことが重要だと思います。そうすれば自分にとっての個人情報を得ることができますし、いざという時の対応がスムーズにもなります。それ丈に個人情報の取扱いへの配慮は大変大事だと思います。
604	福祉員、自治会長等は任期が一年で毎年変るため情報を共有することがむづかしい。年一回の集会の席上で情報提供のお願いをしているのが現状です。情報もれ苦情が出た時の責任もあり、情報内容によりある程度の基準が必要と考えます。（例として、セクハラの判断基準）
605	支援家庭と思われる世帯からの情報が事実と違っていたり、事実を伝えたくないが相談を聞いてほしいサインが見られることがある。このような場合は、回数を重ねて訪問し、話を聞くよう心掛けている。
607	情報を確認する為必ず月一度は訪問する。留守の場合、必ず別の連絡をとる。遠方の家族。活動記録に残す様にしている。
608	・老夫婦で、年寄扱いを嫌い、他人からの干渉を嫌い、まして、学歴もあり、民生委員と名乗っても玄関払いをされます。・去年自治会で火事があり、家族構成、連絡先、何んにもわからず、せめて、自治会長、民生委員が情報交換をしないと、災害の時に手を出す事ができません。
609	緊急時の避難を必要とするとき、障害者手帳を所有の方を優先的に避難させるようにと行政から指示があったが、手帳の所有者を我々に教えてもらえない。論理と筋が通っていないと思う。その他 ある東京の者からあなたは民生委員だが民生委員に関する資料を送らせてほしい…」と電話があった。我々、民生委員の名前はどこから業者にもれるのだろうか？
610	支援の必要な人の情報は民生委員、福祉委員、自治会役員で共有するべきである。
616	守秘義務の徹底
619	・地区の福祉委員がどれだけの情報を持って活動しているのか疑問である。
622	民生委員として個人情報は固く守っております。行政や支援センターで得る情報はかざられております。障害者の情報が行政の方から流してもらえず入手しにくいので活動に困ることが多いのです。
623	自治会長が協力的でないから。
624	・個人情報保護法の関係で、地域福祉活動を進める上で、活動のネックとなることが多い。・警察署が独居老人の所在について知りたがる。地区民協として、どこまで情報公開をすべきなのか困っている。・住民票の異動に関して、自由になっているせいか地域内にどんな人物が住んでいるのか把握しにくい。（もちろん行政機関は情報提供しないし、実状も把握していない。）これでは生死不明の状況が起きるのは当然かもしれない。
625	個人情報保護法以後、障害者のリストがありませんので、支援で支障をしています。今後の件についてぜひとも検討をお願い致します。
627	主任児童委員について乳児 幼児 児童の名簿等情報が少ない
628	法律が先行して跡から調査等でいろいろな調査がしにくい。民生委員活動で個人情報がじゃまになって仕事が困難である。
630	日頃の近所の人との会話から情報を得ることはあるが自分の方から個人情報を他人に話すことはまずない。自治会長等がいろいろな情報を正確にもっているとは思えないところがあるので、他人に私の方からは話すことはしないことにしている。他人から得た情報もよほど急を要すること以外は様子を見ながら本人に確かめるようにしている。
632	個人情報を深く考える程の事例が無かったので今のところ記入することが無い。
633	同意しないとされたら進めない。緊急時と民生員だけでは何も出来ない。
634	守秘義務は良いが何も出来ない。
636	自治会長さんと連絡を密にして信頼関係を築き「緊急時には必ず私が持っている個人情報をお知らせしますので、平常時には許して下さい」と言っております。自治会長さんも納得して下さい、自治会長さんが知り得た情報を折りにふれ教えて下さっていますのでとても心強いです。
639	行政側が先に個人情報がどうのこうのいい出して、複雑にしたのであって、民生児童委員だからといって個人情報は必要ないと思う。日頃からの日常のお付き合いで自分なりに知り得た事、自治会の催し、子どもについては幼稚園の送り迎え、学校の登下校等あらゆる場面で情報はつかむことができる。それを自分なりに整理しておけば、個人情報どうのこうのいう必要はないと考える。
641	私は主任児童委員でありますので、民生委員の方との信頼関係で必要な情報を話していただき、その児童の学校、地域等の最善の私たちにできることを話し合います。守秘義務を持ちながらも関係者間での話し合いでは、開示してもらわないとわからない中では相談できない。（問いにずれた答えかもしれませんが・・・。）

643	守秘義務は当然の法であるが、一人暮らしの人については特に情報を得ておく必要がある。(身内の存在について) 従って厳しい質問を要求する場合もありうる。
647	知り得た個人情報をよく分類し、必要な活動に対して必要とする情報のみ提供。又は受けとることが大事である。時に余分な情報がとびかたりする。一次提供者の感性に頼るしかないと思う。その為には研修を重ねることが大切である。
651	個人情報が悪意に用いられるケースをもつと考えた。取扱い方を常に配慮しながら進める必要がある。(良かれを思い行ったことが悪徳な方向に行くことが多くなったように思う)
655	どういう時にどこまで話してよいのか、きちんとしたルール作りが必要と思います。
659	行政側の個人情報に対する認識・理解が法の本来の精神から外れており、時に拡大解釈があったり、対応に越が引けており、必要な情報が得られない場合がある。
660	・地域において必要な情報提供を、行政のみならず病院施設等の方と話す事はありなのではないでしょうか？ ・個人の様子を話してもよいものか？近くに若い方が居なくて、老人のみの時今世話しているヘルパーさんが介護師さんに聞いたりして地域で見守れたらいいのだろうか？と思います。 ・地域の見守りはむずかしい時があります。1人(民生)で背おうとしんどい時があるので話せる場所があればと思います。
663	自治会長、福祉員の任期が1年の所がまだ多い。行政指導を。
667	個人情報の意味をとりちがえる人が多く何をやるにもやりにくい世の中になりました。個人情報って何。ぜったい必要なんではないでしょうか。今、家を聞いても教えてくれないことが多い！
668	個人情報がないと活動出来ない。
672	個人情報の守秘義務と言ってもある程度緩和してもよいのではないかと思います。あまりにも神経質すぎるのではないかと？
674	対象者が余り話したくない事情がある場合、しつこく聞かないように配慮している。福祉員とは情報共有しているが自治会関係者の人たちとどこまで共有していくか迷っている。
679	個人情報の範囲が不明。すべて個人情報というならば一切話は提供されない。それでは自分がどうしたものかと思っている件について誰にも相談出来ない。そこで個人名を出さない、詳しい場所の説明はしないということをモットーに研修の場で話すこともないではないが、ほとんど特定の人のお話で終わる。もっと研修の場で一人一人が発表できる雰囲気があるといふなと思う。年に一度位はお一人お一人が必ず話すという定例会の日があってもよいのではと思う。思うに私達の地区はそれだけ安定しているのかしら…。ある時、自分の発表が民生以外の人からそのまま聞かされたことがあり驚きました。どこで何言われているかわからないぞと不安になりました。
687	福祉活動を推進して行く上で、福祉員・自治会長等が同じレベルの個人情報を把握出来ておらずどこまでを提供して良いかわからない。
689	・本人との信頼関係を結ぶことが最も重要と思う。 ・個人情報は本人に役立てるための情報であるため納得が得られると思う。 ・守秘義務があるということを常に認識しておく
690	災害時に対する対応について、経験はないが、災害が発生した場合の情報の提供について、地区関係者との話し合いが必要だと考えています。
692	・地域や自治会の役員でも、特に必要ない者には情報共有しない ・災害時の要援護者への支援者にも、情報の取扱いは厳正に行うこと
693	以前は障害者(児)手帳について、該当者に対して、配布したりしていましたが、最近では、その作業もなく、担当地区内で、どなたが障害をもっておられ、重度の場合等、災害時の支援はどうなのかわかりません。守秘義務は充分理解しているつもりですが、個人情報の関係から、民生委員でも知らせてもらえないのでしょうか。
695	地域福祉活動では、福祉員と協力しておこなう活動が最も多い。例えば、処遇困難事例の解決を目指すとき、福祉員がどの程度「個人情報の守秘義務」をきびしく考えているか不安がある。
697	個人の為と思っても、その人にとってはよけいな世話かもしれないので、体の不自由がわかって、どこまでお世話してあげたらよいのか、どのような支援があるのかわからないので、伝えてあげる事が出来ない。行政に話す個人情報がでてしまうというジレンマはあります。
700	無差別に情報を提供したり、活用していたのではない。平常時の見守り活動・災害時の支援活動・福祉の推進活動・地域の健全育成等前向きに利用・活用するのであれば、もっとオープンにすべきでは。行政の責任のがれと見られる場面が多く見られる。
702	大切な事は、災害時に於ける弱者の支援活動の場合はあまり個人情報に拘る事なく、早急な活動する必要があると思う
703	当事者の立場を考え、ケースバイケースで対応すべき

705	個人情報を気にしていたら活動が鈍るので個人の判断で処理するようにしている 「常識」の範囲で処理し、判断に困る場合は同僚等に聞いている
706	相手との信頼関係の有無が問題だと思う。行政や専門職の関与、ルールづくり等必要なのだろうか
708	自治会長が、民生委員の重要性、必要性に対してあまり関心がなく、また地域住民もあまり必要性を感じていないように思われます。とくに交替者について、自分で探さなければならないような状況で、引き受けてくれる人がいなくて困っているのが現状です。これまでは地域に貢献できればとの思いで頑張ってきましたが、なにか空しさを感じるこの頃です。
713	個人情報保護法の解釈が、行政や社協によってまちまちである事を、あまりにも法を重視しているので、本当の福祉の援助、手助けにならない
715	不用な個人情報の管理はやめてほしい。具体的には、児童名簿（4月に配布され、3月に回収）自治会で、子供会名簿を配布するので、不用なのである。
716	活動を進めるなかで、色々と隣近所の話が出るのでとても大変な事が多い
718	行政よりの情報が入らない。個人情報保護法が出て後、受けもち地区の、住民の全体がつかめない。（転出、転入の情報が入らない。）
723	根底に個々を結ぶ相互信頼関係を民児委員が持てば、活動に支障を及ぼすほどの問題は発生させることはない、但し、家族ではないので、その節度を脇まえることが重要である、更に、幸いに自己の資質向上に努力が寛容と考える（自己研鑽）
725	福祉員、支援訪問グループ員に活動はしてもらっているが、個人情報をどこまで伝達してよいかわからない
726	・独居者の場合、緊急連絡先が、教えてもらえない。 ・アパート、借家の管理者との連携が、うまくいきにくい。
727	行政キ関が個人情報について過敏になりすぎではないでしょうか？ もっとオープンにしてもよいと思ひます。
731	特にない
733	個人情報を得る場に専門職の方に同席して頂く。
735	ケース本人が希望しないことは聞くだけにとどめ、他の関係機関や関係者には伝えないようにしています 高齢者はだまって聞いてあげただけで安心するのか解決ずみになることが多くありました
736	・ある程度のルールは作成するのが良いと考える。なぜなら守秘義務の無い人に情報公開は情報が漏れると考える。 ・地域において情報公開は、相手を十分に理解させてから、実施しないと漏れるもと。
737	近年個人情報が誤った或は過重に考えられているのではないかと 以前勤務にしていた会社でも名簿から生年月日が消え、最後には特定の者のみ配布となった。人と話し、接し、親交を深めるためには、名前と生年月日、住所は必要最小限であると思う。これまで個人情報で知らせないとなると話しようがない。母子家庭を訪問、母親は自治会長に選任され協力を求めたところ、「私の名前は出さないで下さい、電話番号は教えられない・・・」とのことでした。個人情報保護法もここまで保護していないと思うのだが・・・・・・。
738	イ、訪問しても、他の個人情報は出来るだけしないよう努めている
743	現在一者に必要な個人情報は住民の（世帯表）の氏名、住所、生年月日が必要と思っている。その他の個人情報については必要に応じて対応してほしい
744	個人情報をあまりにも配慮しすぎると行動がしづらい
745	個人情報の守秘が最優先でなく安全、生命が最優先とし開示を積極的に図る必要がある。
751	地区定例会で検討会をしている中で、個人の名前を出して話すのは、たとえ民生委員間でもどうかと思う事があります
752	個人情報の保護法で活動しづらい点が多々ある
753	個人情報については関係者以外には話さない事
759	個人情報の保護等を強く言い過ぎると災害等の場合の支援を考えることなどに大きな支障となっている。最低ここまではお互い知らせ合うという申し合わせ等何らかの共通理解が必要だと思っています。
760	個人情報を共有して連携をとって活動しないと民生委員だけではなかなかむずかしいと思う。又、連携によって対象者にきめ細かいサービスができると感じる。あまり厳密に個人情報に気を使いすぎると活動が難しくなる。
761	相手側の立場を考えて負担を感じさせないようにしている
766	①他人の情報を口にする以上は責任を持つこと ②必要な時は情報を出してもよい緊急性を考える事も必要。
767	・障害者等の情報（介護認定、障害の級、手帳交付の有無）が全く不明での民生児童委員としての活動には相当の無理が多い。（本人からの聞きとりのみが道か？） ・行政がやるべきことの下請者（民生委）への情報量が少ない ・住民異動リストは、生年月日と男女別、氏名のみで続柄がないため、兄弟か、親子かの判断に困る。
771	自治会役員、老人クラブ、福祉員、訪問員と平素から意志疎通をしっかりと、人間関係をしっかりと作ること。老人クラブからの情報提供が比較的多い。

773	個人情報相手との信頼関係によるものですから得た情報は絶対口外禁止を守ってます
775	余りにも個人情報、一と言っているが、（私共、民生委員、児童委員）外の関係のない人は何も思っていない。何も出来なくなる。
778	・個人情報を得るために、人と接する（対象者以外の人）機会が多くなるのですがその際反対に、情報を知らうとしてきかれるのが困ります。（守秘義務は守っているつもりですが・・・）
792	特に注意を心かけて進めて行く様に、取り扱いを進めて行く事にする。
793	民生委員、行政、社協以外の自治会、その他の役員さんの守秘義務をどのように構築するのが大事だと思う。それが出来なければ、情報の提供はむづかしいのでないか。
797	個人情報の共有も大切なことですがいろいろな事例があり、それぞれ対応のし方にも違いがあります。そのためにもいろいろなパターンの、共有についてのルールづくりが必要だと思います。
800	どの様な場所でも必要最小限な範囲（情報）に留める
802	災害時に支援を必要とする人の把握について。1、行政関係より情報を頂きたい。（災害時の支援に於いて手さぐり状態では支援に穴があく。）特に障害者の状態・等級等。
803	民児委員個々人の理解度に巾がある。学習会を開催する必要があると思います。
804	調査したい時、依頼され、施設にいたることがわかっても、施設がだめと言われればそれ以上ふみこめず、くわしくわからないまま、何の為の民生委員か、なぜ民生委員がここまででなくてはいけないのかと疑問に思うことがある。
805	住民から信頼されるよう目線を下げ謙虚な態度で接し合うよう心掛け相互信頼関係を築く。
808	個人情報にこだわりすぎると福祉活動はできない。
810	・「1人暮らし」等で緊急を要する事態発生の場合はプライバシー保護はあと回しにすべきと思っている。・そのため町内役員会総会等を通じ「向う三軒両隣」はお互い関心を持ち合うよう働きかけている。したがって「外泊する時は隣りに通知しておく」ことはお願いしている。あまりにも個人主義では社会の秩序は守れないと思う。
812	情報を得た人の認識の問題。知り得た情報がいわゆる個人情報なのか、世間話しのネタなのか区別のつかない人はどこにもいると思う様にしている。
818	出来るかぎり必要な事しか発言しない。
819	本人との信頼関係ができていないと本音を話してもらえない。信頼関係といっても長い時間が必要だと思います。折にふれ声をかけ、訪問し打ちあけてもらった内容は自分自身の胸に納め包括支援センターに相談の時のみ事情説明している。
823	民生委員、市町社協、行政、包括支援センター関係者が活動する場合は、必要に応じ各人が持っている情報を共有できるルール作りが最も重要であると思う。守秘義務を重視しすぎると活動が制限されると同時に支援活動に支障が生じる恐れがある。
832	特にありません。
837	あまりにも個人情報が一人歩きしていて、複数の自治会を担当していると情報が得られない事が多い。
839	見守りや支援活動が終りして資料が不要になった場合処理に困る（シュレッダーがない）→まとめて廃棄する場があると良い。
840	学生の見守り、一人暮らしの安否確認等をやっています。夜には電気がついていないか、いないかを見てまわりながら皆様との交流も深めて居ります。
841	活動に必要な個人情報は共有できるようにしてほしい。（特に行政関係機関に要望）
843	・民生委員個人としてはひたすら守秘義務の徹底 ・情報の共有については、関係機関全体でのルールづくり必要。
855	地域住民との信頼関係が築かれているので単位活動では何の障害もない。長年の福祉活動で信頼関係が一番大事。
858	障害者等、自分に知らされていないにもかかわらず、何か起った時等支援しづらい。
859	個人情報、個人情報と言い、行政、社協共情報提供を避けているのでやりづらい！！
866	民生委員として情報が必要な時に拒否される事が多い。
867	守秘義務を守ることに関係者が質の向上をはかる。個人情報…の一点張りでは何もできない。福祉を受ける側も理解を示すべき。
868	市役所に行き個人的な情報が得たい時に情報提供されないので困る。
874	家庭内で個人情報についての話はしない。
875	いかなる場合でも信頼関係を第一に考えること
881	支援を必要とする人は命を左右する程の状況が多い。その際は個人情報等関係はない早急に対応を考えるべきだ。余りにも個人情報を言い過ぎるのではないか。

884	個人情報保護などを理由に情報が得にくく市からの調査依頼など、すでに市側で調査済で調査した内容はあまり約に立っていない様子。(苦勞して調査、確認したのが無駄)わかっている範囲内は情報をもらいたい。(調査依頼)
885	個人情報は大事な事充分認識しておりますが私は個人情報保護法が問題だと思います。責任と認識を持って行動すればよいことだと思います。
886	全ての個人情報が㊦と云うのではなく、状態や条件により公開可能範囲を示すなどしてほしい。特に認知症初期高齢者対応などで。
887	私の所の自治会は皆んな年をとり1人暮らしになり遠い親戚より近所の人の世話になるので個人情報ばかり言えない。あまり強く言う人はいません。
890	個人情報の取扱への配慮については、1、人間関係が大事だと思います。人対私の付き合いがこじれていた場合、思うようにいきません。
892	個人情報保護法のもとに行政の逃げを感じることもある。民生委員に課されている守秘義務がある以上情報公開すべきである。個人情報保護法は見直されるべきである。
894	民生委員同士でも個人情報共有に不安を感じる時があります。
895	行政がもっと個人情報を持っているにもかかわらず提供してくれないことが問題と考えます。
898	守秘義務があるので個人情報を活動の時出すことはほとんどありません。見守りネットワークの会議の時、福祉員の方と共有する位です。
904	今後、災害等で助け合いが必要となると思います。現在私は民生委員と福祉委員を兼ねて活動しておりますが、町内は特に問題なく個人情報については意見を言う方は居りません。私も長く民生委員させて頂いており、守秘義務を果たすべく努力しており、自分の方から噂ばなしを故意に個人名を出して話す事は控えております。知り得た情報は自分自身の活動(見守り等)に生かしております。一人で解決できない場合は、自治会長さん・民生委員の会長さんと相談しております。今後は福祉活動の面(見守り、助け合い)において、個人情報のばばを広げて頂き、情報の共有が自由にできることを望みます。
907	必要事項をその都度自治会長、近隣の人から情報を得る様にしている。深くは聞きにくく最低限に留める。
908	1、何でもかんでも個人情報とひとくくりにししない。2、氏名、年令、性別、家族構成ぐらいはオープンで良い。
909	個人が民生委員に話したくない知られたくないということは、自分たちで処理出来るからだとして理解しているので入り込まないでいいと思う。
911	自治会単位で民生委員が確立しておれば福祉活動を進める上で理解を深めやすい。
912	本人の手助けに是非、必要な事であれば協力して下さる方々に情報を提供するけれど本人に了解を得る。
914	型・ルールも大切ですが、活動していく上で地域からの情報を得ておく必要もあります。民生委員として常に守秘義務を守り臨機応変に地域とかかわっていくことに心がけています。「個人情報」は常識的と考えていますので、特に難しく思う必要もないのではとも思います。難しく考えれば事は進展しませんので、自分なりに責任と信頼があれば、配慮も出来、活動もスムーズに行くのではないかと考えます。
916	情報の度合、種類、影響等の判断基準が個々の能力思考に、又、男女、年齢的に数々の判断が要求されるので、個人に対する今後の生活環境を考慮することを優先します。
920	訪問するとき留守の家が多くて電話番号等もおしえてもらえない人が多くてとても困っている。また近所の人あまり聞けないので困ります。
921	行政からの情報提供が十分でなく、活動に支障がある。(守秘義務があるにもかかわらず)
929	民生委員、児童委員には以前のように地区担当の住民全員の情報を提供すべきである。現在も65才以上は全員名簿をもらえているのであれば児童虐待の増加の昨今幼児、学童に到る情報が必要である。これを改正できないと民生・児童委員に将来なり手はいなくなってしまう。
932	必要以上に、個人情報の取扱いに対して過敏になっている。本当にそれがいる時に行政を始め、あらゆる場面において無差別に制限されている。
933	介護度・障害者等の情報がほとんど入ってこない。(行政が発信しない)
934	民生委員になった際、個人情報保護を理由に担当区域の住民名簿をもらえなかった。どこに高齢者、一人暮らし身障者がいるのか判らず、また担当するのは数百軒と多いので、全部を訪問し調査するのも困難。それでも調査のため訪問しても露骨にいやな顔をされたり拒否されることもある。これでは抜けない質の高い活動は不可能である。
935	1、どの範囲まで市社協等の方に相談してよいのか。2、ある程度情報を共有していた方が話がスムーズに進行する。3、守秘義務の徹底も必要である。
936	配慮は必要であるが次の場合には共有を優先する。1、生活保護世帯については、自治会費の免除があるので、自治会長に情報提供する。2、独居の認知症のある方は、近隣の人に自然と知れるので隠さず支援をお願いし、対応してもらっている。

940	「個人情報保護法」は悪法ではないでしょうか。この為、昔ながらの地縁、お互いを知る活動が制限されています。改正が必要ではないでしょうか？
942	個人情報ばかりに重点を置きすぎて本当に支援が必要な人に目が行き届かない。情報を取り扱う人がしっかりしていれば、ある程度の事は知らせた方が良いと思います。特に、大きな町や市は、どこに何才の人がいるかなど、わからないことが多すぎます。これでは、支援しようにもできないのではないですか？
943	地域の自治会長、福祉員、老人会の方々がすべて信用できるとはかぎらないし、その方々の内、個人情報の守秘義務の意識が低いと思われる方がおられる。
944	民生委員には公務員法に準ずる罰則が有り、短期間での交替の多い団体などには、情報の共有（提供）はためられる。
950	良識の範囲内であれば、個人情報の保護にあまりこだわる必要はないと判断します。活動が出来ません。行政も情報提供に格差があると聞いています。もっと柔軟な対応が必要です。
955	個人情報の線引きをすべき。何もかも個人情報の施行のため、必要以上に拡大解釈していると思う。手かせ足かせになっている一面あり。
956	地域に密着した民生委員とすれば肩の力を抜く。常に世間話し、立話し等に花を咲かしよく聞く必要。そこから地域の福祉のありようが見えて来るし個人情報の取扱を判断する。気安く話の出来る人信頼出来る事。そこから個人情報のありようを考える。
957	集合住宅は移動が多いので、だれが住んで困っている人はいないかわかりづらい。
959	災害時に支援を必要とする場合のみ、台帳やマップの情報は開示すべきだと思う。
968	自治会と民生委員の地区が旧市内では一致していない所があります。まずその区分をもう1度見直してほしい。一致することで情報交換もしやすいし支援活動もしやすい。
972	私の地区は民生委員は自治会役員の中に入っていないので、自分一人の活動です。役員会にも言った事が有りませんので、個人的に役員さんとはお話しします。
973	個人情報保護は大事な事である。しかし行過ぎた保護のため支援を必要とする人を救えないのなら意味がない。
975	・個人情報をととても気にする人、家庭の配慮。 ・病気などお持ちの方の病名の配慮。
981	個人情報（守秘義務）の取扱いの配慮のため、どこまで活動したらよいか、中途半端な扱いになる。民生委員1人でする活動はしているのでは。私の地域は、地区会長・福祉員等他役員が毎年変わっています。これでは個人情報の共有はととても無理です。
985	個人情報の取扱いの範囲が不明であり、どこまで把握しておけば良いかわからない。（立入り範囲）、身体不自由者、母子家庭者、認知症等。
986	・お世話していく上で必ず個人情報はあります。地区民協でルールづくりを知っておくべきです。 ・となり同志でトラブルのある高齢者の例。担当民生委員として頭を悩まされています。
987	・民生委員にとって、守秘義務は絶対と思う。（例え夫でも話さない） ・個人情報も保護法が出来てから、大変むつかしくなっていると思う。例えば住民票で→一覧表も、町の時には毎年下さっていました。が…合併後は再三要望をして、やっと又下さるようになりました。自治会の区長にはいまだありません。市によってもまちまちの様です。必要と認められる件に関しては情報は欲しいです。 ・個人情報を老人クラブとかの団体に流す事はダメと思います。市町とか、社協関係と共有することは良いと思いますが…。守秘義務とか分らない人多いです。地区内でも結構他人の情報、話している人いてドキッとします。人権に関わる話しもあるように思います。だから私はその輪には入りません。
988	・個人情報について、市報や広報でどのように扱えば合法的なのか一般の人たちに知っていただくことがまず大切だと思う。 ・5000人未満の自治会、町内会での個人情報の取扱い等、具体的に事例をあげての説明も欲しい。
989	活動者の中に信頼関係を相互に持っている事により、他地区の情報等が喧かれている様子がある。
992	必要な情報は正直に教えてほしいけれど（問題解決のもとになる情報）→知りたい。他の地区との判断基準に差があってはいけないので他の地区の、問題解決例も知りたい。
993	全員が個人情報の用紙を忘れてたり落としたりしないように注意する。
996	民生委員としての活動をする上で、必要な情報と行政関係機関に求めても個人情報を開示してくれない（例、住民票の提示など）ことが多い。
997	民生委員、福祉委員を引き受ける人が少なくなっている為、人選が的確でない時がある。特に福祉委員は地区で順番制であったりする為、情報の提供をしにくい時が多い。民生委員がもっと安心して活動できるような人選が必要と思われる。明らかに情報が守られないと思われる時がある。福祉委員にも話し合う場をもっと持ってほしい。
1002	広報等で災害時の支援者マニュアル造りに協力を求める様PRすべきである。個人情報保護を民生委員だけに強く求めるに疑問を感じる。

1004	民生委員活動は情報がすべてと思う
1007	平素の行動の中で心からの信頼関係を作っておれば個人情報と云う言葉を前面に出さずとも相手側からすんなり応じてくださると思う
1011	自治会が情報をほしがるが、独自の立場で集めてほしい。民生委員は住民と関係を築いて情報を取っているのである。ばらまく事は関係をそこねることにつながる可能性がある。
1012	共有について、特にルール作りが必要だと思う。
1013	一人ぐらし高齢者を訪問する中には、福祉員が口が軽いと悪口を言う人もいる。自分は人が堅いと思っているが、人からはどう思われているか分からない。
1015	・地域福祉活動は町内全員で情報を共有して活動を行おうと思っても個人情報がネックになってボランティア活動をしてよいと言う人が活動出来ない。自分の考え 町内全体で活動したくても個人情報保護法の名のもと社会全体でたすけあうと矛盾している。
1019	個人情報の配慮のしすぎで行政からの情報がいなくなり、民児協活動を行なううえで情報が入らずこまる事が多くあった。最近少しは入手できるようになったが、個人情報と公共の安全等バランスの取れた扱いをしてほしい。
1022	・手から書類ははなさない。・金よりも大切。取られた(紛失)したら悪用されるのがこわい。・1件1件ことわりに行かなくてはならなくなる。
1024	行政(主として市役所)側からの資料提示が少ないため、地域の現状をつかみづらい。(宗教関係、介護者など)
1030	知り得た秘密事項、他人の身体状況については特に洩らさないよう注意する。
1031	隣近所で仲よく、挨拶を交す、留守をするときには、声を掛け合う、この間柄を構築することが緊急時には必須の条件と思う。不用の詮索をしないこと
1032	個人情報保護法第8条第2項第4号を徹底して活動を進めること。行政、社協、民児協、共通の認識のもとに作業すること
1035	見守りをする上では、個人情報は関係機関が共有しないと、見守りできない。地域性にもよるが、近所の「変なうわさ」より、きちんと、その情報がわかった方が、理解得られることもある。これだけの情報ネットワークが広がっている中、言わなくてもいい事は、きっちり言わない。情報として、知らせておかなければならない事は、言うべきだ。その判断は難しいとおもわれるが、民児協の定例会等で、話し合いも必要と思う。
1037	個人情報の配慮のしすぎで行政からの情報がいなくなり、民児協活動を行なううえで情報が入らずこまる事が多くあった。最近少しは入手できるようになったが、個人情報と公共の安全等バランスの取れた扱いしてほしい。保護が優先され、取扱いに行き過ぎがあると考えます。ルール作りを優先、確立して欲しい。(例)一人住いの方が入所され、数年後ほかの施設に移られたが転出先を教えてもらえない。
1047	(1) 支援・調査対象者の内、面談を拒否される方が居り対応に苦慮している。社協、行政での対応は如何にしているのか? (2) 災害時の要支援者ネットワーク作りは、自治会主体で推進すべきで、民児委員は協働者であるべきでは?
1048	手をさしのべたい様な人にかぎって頭が高くて取扱いがむづかしい。
1053	私達自身活動の際には気を付けているが、「災害時1人も見のがさない運動」等、活動する時は、やはり近所の方にその人の事をお知らせして手つだっていただく必要があるので、本人には、「向こう両どなりには、お話ししてありますからね」という事を、理解していただくようにしている。それでもとなりに云ってほしくないと言われる人には、直接私の方へ電話連絡くださるよう(何時でも)伝えてあります。でも「災害時、助かりたいなら個人情報保護は、その時点では無しですよ!!」とも伝えるようにしている!
1059	あまりにも個人情報を言すぎると活動ができなくなる。
1060	女性民児委員の場合、時によっては夫の協力も必要な場合もあり、夫との信頼関係の上で情報を共有しています。(原則的にはいけない事も知れませんが)
1072	私の思う事。個人情報に振り廻され見のがす所が出て来ていると思います。個人情報イコール無関心とならないことを望みます。おせっかいは必要不可欠
1073	障害者や認知症等、他人に知らせたくない情報についての把握に苦労している。個人情報の取扱の配慮も十分必要と思われるが、このような情報は、誰が、どの様に把握するのか、また把握した情報を我々に知らせる手段方法を如何にするか等を検討してほしいと思う。
1075	福祉員集会等では「皆さんの住んでいる地域に高齢者の方々を良く把握しておいてください、何かあればお知らせください」ぐらいの事しか言えません。
1077	親子では言いにくい事があり、他人に言われた時に家族に伝えるべきか迷う時がありました。
1078	・民生委員は事業者ではない。・民生委員法に則り委託された業務をすること。・民生委員は情報を開示したらその情報について責任をもたなければならない。
1079	「個人情報」のどこまでが、取扱いOKなのか、「個人情報」の範囲が定めにくい。

1080	民生委員の定例会などに個人情報についていろいろ話し合っていて、目下のところ問題は起きていない。必要ときは情報を交換したり出したりしている。
1083	・個人情報保護法が制定されて以来、保護法があるからと言われ、必要な情報は、自分の足を運んで得ているが充分とは言えない。・しかし、業者からのいろいろな勧誘場面から情報が漏れているのではと思われる所が見受けられる。
1087	・「個人情報」と言う言葉が、何事にも、先に出て、活動の妨げになっている。・法的なものの、解釈を、いま一度わかりやすく、説明や、取扱い方が必要だと思う。
1090	・地域で支えあうためには、当人からある程度の情報開示が無いと出来ない。知られたくないプライベートも周囲の人が協力できる範囲の事は本人の了解を得て知らせるべきである。但し、外部からの押し売りやらサギなどへの情報漏れは皆んなで防ぎたい。地域住民の認識もレベルが異なり、興味本位にうわさ話のネタにしたい人が居るから注意が必要。民児委員は総合福祉の立場から云えば、高齢者や一人暮らしのみならず、住民全般を把握しておくことが大切と思う。
1092	自治会老人会等の関係を強く持つ事を教わりました。
1095	福祉と部落長が一緒なので1年～2年でその後かわりますが適任者は3～5年でも活動して頂けたらと思います。
1096	個人情報は必要な人のみ、教え、自らは他に漏らさない
1097	他の民生委員さんが、他人の事をペラペラ喋ってのにはビックリ この人たちには恐しくて何も相談出来ないと思っている。
1100	自分の地区内に誰かが住んでおられるが、個人情報の保護に関する法律施行以来、行政から名簿がいただけませんので活動しづらいです。(表札なども出ておりません)
1103	①民生・児童委員の活動上、最新個人情報(法的)が必要である。 ②緊急事態発生時に参考となる法的情報が欠せない。 ③特別公務員としての配慮が必要であると考えます。
1104	今までは民生委員には守秘義務がありと言われていた。今になって 必要な機関と共有を——と言われ必要性は理解できるが どこまでを——か判断できぬ
1106	身障者に対しては、オープン傾向があるが、精神障害者についてはオープンはむづかしい。
1107	緊急時民生委員不在の場合を考え町内会長および福祉員には、個人情報を共有させてもらってます。
1111	時代背景として、プライバシーの問題が、大きな課題であると思います。
1114	個人情報の認識と守秘義務の徹底を常に心がけ活動するようにしています。
1118	情報の共有については、どこまでという線引きがむづかしい。
1119	見守り活動を通じてお互いの信頼関係を築いていくことが重要と考えます。
1123	守秘義務があるため、福祉活動等においても、一般的な情報しか、会議の場でも言わないようにしています。
1124	町内における役割分担と日頃の間人関係を大事にしていますので、自分の町内については信じて安心しています。しかし、4町内を1人の民生・福祉員が持っていますとほかの町内については、今一、不安があります。是非、各委員は1町内毎に選出出来ますようお願いいたします。 中途半端では、人を支える仕事はできません。
1133	日常生活をして行く上で、自分自身が真面目に生きることを心がけています。
1134	あまり、敏感になる必要ないと思う。
1135	・個人情報保護法を自分なりの解釈をされている方がいらっしゃる様に思います。 ・福祉は受けたいが個人情報は出したくないと考えている方 ・行政も地域により、情報の出し方がマチマの様子に思います。
1136	個人情報保護法により今まで知り得ていた情報が簡単に入らなくなり活動しにくい事があった。
1137	個人情報。個人情報とバカの一つ覚えみたいに行政や世の中の人々が言うが、これがある為近隣との付き合いや、助け合いが希薄になり、孤独死や、子供の虐待が多くなった原因の一つではないかと思う。又、福祉活動や、実態調査を進めるうえでも、すぐ個人情報！と出られると、もう知らんよ、やらんよ。と言いたくなる。
1140	現在では田舎も近所との付き合いは希薄であいさつ程度が殆んどである。そのため民生委員の活動をしていても情報は得にくいし、たとえ情報があったとしても民生委員が家庭訪問するまでには大変な時間と労力がある。情報の取扱への配慮が大切という事は十分理解しているが行政関係、市社協関係者等々に個人情報をお願いしても「個人情報保護であるため教えられない。」と言われ、民生委員の活動が進められない事が多い。確かに個人情報保護は必要であるが、民生委員活動がこれからの社会でもっともっと求められると思うが動けない。時間と労力がかかる(必要ない。無駄)が現実であると思う。
1142	得た個人情報は家族にも漏らさないようにしています。また、得た個人情報はできるだけ自治会長や福祉委員の方と共有しています。

1144	共有が本当に必要なのか行政他が個人々人への対応が緊急時にどれだけ対応してくれるのか非常に不安でありそれよりも個人情報を出すことの方が民生委員としてまず守秘義務を破ったことへの自分自身に対する嫌悪感を感じるようになる。対象者は、他機関の方々に入ってもらいたいことを望んでいないのかかわってもらいたいのは有難迷惑のことも多いので、積極的に考えられない。地域での近隣者とのネットワークを2-3人つけているので、それで十分であると思う。
1149	個人情報保護法の主管庁である消費者庁の見解では、民生委員に対する必要な情報提供は認めているようですが、実際には行政や関係機関からの調査の依頼はあっても、知りたい情報が入ってくるのがほとんどありません。民生委員に全てを把握することを求められても負担が大きすぎます。高齢化が進む中で、見守りを実効あるものにするためには、行政社協、民生委員等で定期的な情報交換の場が必要だと考えます。
1150	・みんなが個人情報に過敏すぎているのではないのか？いっしょに見てもらえないといけない福祉員へさえ、文書で出せず、名前のみ口頭で情報を言えという（上から）名前と生年月日くらい福祉員に正確に伝えることが出来るよう、行政から指導して欲しい。 ・3年くらい前に行なった身体障害者についての調査は、行政が行なうべきではないか？ここにそういう人がいるという情報だけ民生委員に知らせてもらったので良いと思う。
1155	・個人情報が記載されている書類は外部に持ち出さないようにしています。 ・人から聞いた話はそのまま信じないで、直接本人と会って確認。 ・75才以上の高齢の人ですが、病名を知られたくないということで記載拒否をされました。ご夫婦なのでそっと見守りしていますが、1人になられた時の事を考えると調査票に記載して欲しいと思いました。
1156	行政の個人情報の守秘義務も大事ですが、調査内容等臨機応変に対処して頂きたい。
1164	民生委員の立場ではもっともっと情報がほしい
1171	信頼関係を作る事が大切ではないかと思う。
1173	個人情報保護法というよび名がよくない個人情報適正共有法とか（いまいちか・・・）
1175	個人情報の取扱についてあまりにも過保護すぎる。
1184	守秘義務を大切に活動している。
1187	個人情報、個人情報と言ってなかなか思うように話が出来ない。むづかしい世になったと思っています。
1193	相手の立場をよく考慮（情報の取扱による負の影響など）
1198	自治会福祉員が毎年交代するようでは話し合いを持つ気になれない。今まで信頼関係を築いて来た上で情報をいただいているのが無になり民生委員に対してイメージダウンになる。自治会長に福祉委員の役目に対しての認識差があり兼務されている人がほとんどである。自治会長を終了した後も福祉員として残り地域のネットワークに加わっていただけるといいなと常に思っている。それを言ってもなかなかならない
1201	誰でも個人情報は知られたくないと思います。支援の必要な方には本人の了解をいただいて対応したいと思います。
1202	情報非公開を希望される方についてはもちろんの事、その他の方に対しても守秘義務を守っています。但し行政機関からの依頼については必要な範囲での話はしています。ただ、市、警察、消防署等、公的機関からの依頼は一方的な質問をされるだけで、その結果がどうなったかという報告が全くない事がとても不満です。
1206	以前は、行政側から担当地域内の転出入者、出征、死亡等の個人情報提供があったが、法律施行後はこのようなことが一切なくなり、民生児童委員個々が直接情報収集にあたる必要性があり、そのため地域福祉活動を進めるうえで困難な点も生じている。個人情報の取扱の重要性は十分認識はしているが、末節にこだわらず高所から行政機関担当部署間の連携或いは同じ公務に携わる者同士の情報共有化は必要と思われる。
1211	行政関係者が個人との了解を得た上で民生委員、児童委員に情報をもう少し教えてもらえると活動がしやすいと思います。
1215	個人情報は本人からの精神的苦痛や社会的不利益を受けるため、漏洩防止のためにも、取扱い等は福祉関係者でも最少範囲に止めるべきだろう。尚ルールづくりは急ぐべきだろう。
1220	私には個人情報の取扱は、下記に留意して行っている。目的と使用方法を明らかにする→目的外の使用はしない 第三者への提供はその都度本人の同意を得る→事前に本人の同意を得る
1221	個人情報の取扱については、行政が過度の取扱いをしているように思えてならない。この法律自体の改正を行い、今すこし取扱いをゆるやかにし、行政の責任を（過度に）問わないようにすべきである。（一般社会は行政を見習い、この法律を施行しているのでまず行政の取り扱いについて基準の見直しを図るべきであろう）
1225	・個人情報の保護は「IT社会の急速な進展」に対する必要性が背景である。 ・しかしながら、我々の活動の中では、その危険性について、あまり理解していない。→危険だと思っていない感がある。 ・いずれにせよ、「個人情報の保護」と「利用の調和」が重要で有ると考える→過度の意識は不用
1227	福祉活動するには必ず個人の情報が重要です。取扱についてももう少し行政や市、町、村の説明があると良い
1228	小地域での会議をした方がいいと思います。民生委員、福祉員、地域包括支援センターが1か月に一回は話し合い情報を共有したらいいと思います。

1235	1. 個人情報の範囲は被支援者個々の考え方により異なる為そのことを踏えて、個人情報の範囲を一律に決められないことを支援者が共有することが最も必要と考える。2. 小生の活動ではそのことを考慮して、個々の被支援者と対応している。
1236	昔ながらの地域なので若い人は少なく私の知っている事は近所の人はほとんど知っている。見回り行っても気楽に話してもらえるが15年先はほとんどの家が空屋になっていると思われる。
1237	個人情報保護法ということで、地域の状況等把握しにくくなっていると思う。情報提供の範囲を決めて公開してほしいと思います。
1239	個人情報については、最近、特にうるさく言ってくるようになったが、勉強不足か、——漏れたら個人にどのような、不利益な事や、迷惑事例が起きているか、全くわかりません。電話番号帳から、勝手に電話をかけてくる業者（個人を含めて）が、居るのにはありますが。明らかに、その他の情報漏れから起きたであろう事例が、あるはず・・・逆に、この情報を扱う私たちにその事例を、できる範囲でいいから、あきらかにして。教えて、もらいたいものです。それだけでなく、私の場合、行政が、STOPをかけて、言うだけに、思えてくるのです。・ただ過去に、こちらが、調査するうえで、職業の（仕事内容）欄の記入時「そんなことを書くのなら拒否します」とか、障害者の実態調査のようなもので、封筒にのりづけして、開封できないようにして、出すこと。返信もあればのりづけにしてくれと、言われたので、そうしたことがありました。
1240	名簿（支援が必要かどうかわからないが、基本的には住民であり対象となり得る人）がなく、知る、或いは訪ねていくことが出来ない場合があります。アパート・マンションは表札を掲げていない家も多く、本当に住んでいるのかどうかの判断もできない場合もある。隣近所も知らないといわれると、どのようにコンタクトを取ったら良いのか方法がわからない。
1243	命にかかわることについては、ある程度の個人情報を共有する事は必要と思うので、関係者とはその時度話し合うようにしている。
1244	必要最少の関係者が、解決に導けるような機関のみへの情報を共有する。あくまで基本は守秘義務である。
1245	担当地区の高齢者が、入院したとの情報があり、その病院へ電話を入れると、個人情報だから教えられないと断られた。病院へ訪問すると、退院したとのこと。家へ帰ってないので転院先を聞くと、個人情報だからと教えてもらえなかった。
1246	独居高齢者が多く見守り訪問が大変である ブロック担当地域的に田舎で車の移動も困難なところもあり、活動をこまめにしているが地域福祉活動についてはその自治会の自治会長さん福祉委員さんの方に問題のある方をしっかりと配慮していただきたいと思う。（自分の自治会のことでとも知らない方がおられる） 何時も民生委員ばかりおし付けてもらっても困る。特に現在は自治会長の仕事も福祉委員の仕事まで民生委員がやらなければならないかと思う時が多いにある。話によると、1期でやめると言う人が多くなっているとのこと。余りにも用事が多すぎるのではないかと。
1247	民生委員・児童委員に対しての行政職員の認識が薄い。行政側でも責任をとらない形でのガードが固い。
1257	個人情報も含めた実態把握が活動上必要と思うが、介護保険導入後、契約となったため民生委員を越えて、他人対事務所、個人対行政と言う風に、何かにつけて、民生委員をとびこしてしまう。
1261	関係者も1人の人間ですので、よほどの信頼関係がないと、情報の漏れる心配をしてしまいます。情報漏れOKとするには、地域の信頼関係を築き皆が情報を知っているように・・・は無理でしょうか。民生委員の仕事を、個人訪問も大事ですが、地域の行事、サロン作り等、民生委員も横の継がりやらないと、後継者がいなくなる気がします。
1265	民生委員には守秘義務がある事を心し、よく考えて行動するように心がけています。
1266	病院や施設利用者の中には、知られたくないと言われる方もおられます。市町社協や地域包括支援センターの方とともに、情報を取扱う話し合いの場が必ず必要だと思います。
1268	現在お年寄りが少なくなりましたので、共有する場面もありませんが時と場合によっては、本人のためを一番に考えて対処することがあるかと思えます。
1270	単位民児協地区会においてもなかなか個人情報に関する内容は出づらいが、名前を出さず一般論として、相談にのってもらおうようにしている。
1277	個人情報の取り扱いについて、ある程度話し合いの場を広げないと活動出来ない面が出て来る様に思えてならない。立場が違うので理解が出来ない
1278	担当地区には、見守り活動の組織はなく、民生委員がすべてを行っている。自治体、福祉員の活動実態はないので、個人情報の共有なし。
1279	相手の不利益になることは、ささいな事でも守秘する。おせっかいな行動はしない。訪問時に聞いたことは原則、他者にもらさない。しかし本人の利益になり得る情報は本人の承諾を得て行政機関等と共有していく。

1282	災害時、一人も見のがさない活動をする時、民生委員だけでは活動出来ない。人の命を救う時、個人情報とかべを作ったのでは救う命を守れないと思う。民生委員が必要と思う関係機関へ発信する情報は、保護法には触れないと研修会でお聞きし、安心して活動できると思いました。
1283	何よりも地域住民から信頼される民生委員となる事。そうすれば自づと個人情報はある程度入ってくると思われま
1286	地域においては、情報は、オープンにしないと活動出来ません。そのうえで相手を気づかいながら、対応する方がむしろ良いとさえ思います。
1300	前に研修会の時、話題に上がった事ですが、ある市では転出・転入のお知らせが民生委員に届くとの事。私の担当地区は、いつの間にか転居されていたりして、びっくりすることがあります。入居もしかりです。自治会に入会されない方の情報はわかりにくいです。
1301	福祉員、友愛訪問員は個人情報の取扱への配慮をされて気をつけて居られるが自治会要員の中から個人情報が漏れ易いので心配している（特に田舎は近隣者を皆知っている為）。 外部より個人情報を求められても取り扱い保護を守る理由を説明できる利点があるので良い事もある。
1302	①問題がありそうな家庭があっても近所の人には聞かず社協や在宅介護支援センターに相談する ②できるだけ自分で相手の人としっかり話し合いコミュニケーションを作って問題点をみつけようとする
1303	・行政からの住所変更（転入、転出）については今まで通り知らせてほしい。・活動進めて行く上で非常に困る
1304	守秘義務を徹底する。
1305	民生委員など見元の判る者に対しては行政も情報を緩めてもいいのではないかと思います。
1306	行政からの情報が少ない
1309	民生委員はどこまで、入りこめばよいかわかりません
1310	前、民生委員さんがしっかりとした基礎を作っておられるので「取扱への配慮」について、次へと引き継げるようにしておきたい。
1312	地域福祉活動を進めるということは、人間が社会の中でお互いにかかわり合うということなので、個人情報やプライバシーの保護とは相反すると言ってもいいと思います。過度の個人情報取扱の配慮よりも、道徳的な配慮（場合に応じて情報交換するとか、うわさ話にしないなど）の方が大切ではないでしょうか。行政の個人情報に関するときの対応なども、「個人情報の取扱への配慮」ということが一番重要な点で、それが、問題解決や支援よりも優先されているのではないかとと思われることがよくあります。それは「問題がおこらないように」とか「問題がおこってしまった時は逃げる」という『保身』に思えます。実際、個人情報を利用して悪事を働く輩が多くなった日本であることは事実ですから、みんなが賢くなって利用されないようにしないといけないし、悪い人間をなくす社会にしないとイケませんね。
1315	個人の人格を尊重し差別的な取扱いをしない事と、守秘義務を守る事、情報収集の目的を明確にし何に使うのかをていねいに説明するように心がけている。このところ所在不明の高齢者が多く出ているのも個人情報保護法のかべにより安全確認が出来ないことにより発生しているのではないのでしょうか。
1318	自治会で地域社会、近所を見守っていかなければいけない社会になって行くと思います。その中で個人情報の配慮には各班長、何人にも漏らす訳にはいかないなのでその所が何か良い考えがあればと思います。
1319	・家族には、決して、耳にした個人情報は話さない。・名簿等、別に保管している。
1320	民間で情報を扱うには限りがあります。長い民生委員さんはことからそのものがご自分の仕事と責任感を感じ熱心に取り組まれますが、中には、日常的に個人の話が出ることも少なくありません。かといって、私の様に一期で辞める人たちもおおく、結局、多くの人が役にたずさわることにより個人情報に触れることになるのは問題だと思います。学校の先生に「奥さま役員はいらない」と言われましたがまさにそのとおりだと思います。民生委員の人材不足も問題です。このような役はやはりきちんとした仕事として存在すべきだと考えます。
1322	自然体
1326	民生委員にだけは情報は解る限り把握したい。活動がしにくい
1330	民生委員活動の相手は主に見守りや生活相談生活支援施設が必要な人が多く、個人情報といえどもある程度の情報は持たたい。守秘義務は当然守るべきですが、民生委員、児童委員については行政からの情報提供がもう少しあってもよいのではと思います。
1336	1. 個人情報保護法が施行されて、行政サイドとの関係がギクシャクしてきた来た。それと対象になっていない個人団体等までが「保個人情報保護法」を持ち出して、云々することが多くなった。今までどおりの民法上以上の足かせ手かせになっている感じがします。2. 情報共有者の範囲が明確でないし、共有者が自治会関係者等であれば毎年情報の伝達で悩むことになるし、相手（共有者）の守秘義務違反までの責任は取れない。
1337	その都度しっかり考え出来る限りの配慮する外ない。
1339	個人情報の取扱いについて、あまり深く考えすぎると情報を集めにくい。

1340	・行政が横に連携を取り一つに取りまとめておくことも必要かと思います。・個人が集めた情報はお互いの信頼関係で、成り立つものであるから、他者と共有する範囲も限られて来ると思います。・今、独居老人の件で民生委員に対して責任を問うような事を言う議員が居るが民生委員は何の決定権も持っていないのに、一人で担当する範囲も広すぎると思う。隣り近所のかかわりが密であれば、お互い最小限の情報も知り得ると思う
1342	近年、個人情報という言葉が、過度に使われすぎているように思う。余りに過敏すぎるのではないかとも思うが、いかがか。喧伝し過ぎて関係者は自らの首を絞めているのでは、とも思う。
1345	福祉活動はテーマが大きすぎてなかなか一ことで云えない。
1354	個人的には友愛訪問さんと情報の交換をして情報提供いただいている部分もある。(信頼している)
1355	個人情報を共有する場合、どこまで範囲を広げるかが困難である。
1357	民生委員の交替で、引き継いだ個人情報も、とくに、高齢者の場合、日々変わっています。誠意をもったお付き合いの中で得られた情報のもとに動いて来たつもりですが、なかなか個人では判断出来ない事もあり、社協や信頼のおける先輩民生委員の方に相談したことも有ります。情報が漏れた事はないと思っていますが、民生委員を選ばれる方の確かな目が必要だと思っています。
1359	1. 個人情報保護法がない時は、身体障害者手帳が、民生委員宛に来て、障害者に渡しにいったが現在は、障害の手続をした本人が受け取って居るので、誰れが障害者かひとつも民生委員にわからない。町内の誰が障害に成ったかもわからない。これは、元の様に民生委員に渡して、それを自分で記入を済まして、本人へ渡す方が良いと思います。そうすれば、誰れが何級でどう有るかもわかるし、手助けが出来る。
1363	個人情報の取扱いへの配慮は慎重に行なわなければならないのは当然ですが、あまり強く意識しすぎるのは、活動の幅を狭めるのではないですか。
1364	各自治会長が知らない情報は緊急連絡先等重要な点を把握していないので丸秘項目なのかと思う問題点が多く私達民生委員は自信を持って地域の人と人の接点の場を広め支援すべき。
1365	関係機関に必要と求められると伝えるが、ほかには伝えないようにしている。しかし、近隣の見守りの方、身内・自治会長から問われれば答える。
1369	お互いにきびしい場面ばかり考えなくてもっとおおらかに話し合えるなら会う人とそれなりに話をし甘えられる関係ができるのかなーと思いますが、(これが甘くてダメな考え方かな。)相談を受けながら試されているような思いでお話することがあります。
1372	自治会長、福祉員、地区社協には地域の福祉活動を進める上で必要と思われる自分が知り得た個人情報については㊟扱いで提供している。
1374	個人情報保護に重点を置きすぎると、住民同士の協力が得られなくなり、暮らしが立ち行かなくなる恐れがある。特に過疎地の場合であるが・・・。
1375	自治会長・福祉委員・民生委員が個人情報の共有化が出来ること、把握しやすい(対象者の)
1376	福祉員民生委員が1期ごとに交代する住民の数が少ない地域で個人情報がどの程度守秘されるか?
1385	民生委員には守秘義務がありますが、各地域に於いては福祉に関し各種ネットワーク化が推進されております。このネットワークを構築し活動を推進するためには、自治会、福祉員と情報を共有し協力しながら推進する必要がありますが、一方では守秘義務をかぶせながら、他方では情報の共有化を図るという相反する中での福祉活動は、非常に困難と考えておりますので、現場が悩まない流れの良い制度・一定の基準を示していただければ幸いです。
1387	個人情報も出さなければ、災害時の支援活動とか出来ない場合があるので、ある程度知らさなければならぬと思います。
1388	個人情報にあまりにも神経質すぎる面があると思う
1392	個人情報を共有する場合、どこまで範囲を広げるかが困難である。取扱う上で、民生委員・児童委員は判断の個人差があると思われるので個人の判断を誤らないようきちんとした考えを持つことだと思います。
1394	個人情報も大変必要とは思いますが、時、場所、(緊急を用する時、生命に関する時)によっては、配慮がなされてよいのではないかと思います。
1395	現在のところ情報共有できる活動がないのでそう問題しておりません。
1401	児童委員は別ですが、民生委員はやはりある程度地域に住んでいる年数も長く年齢も若い人よりも少し人生経験も長い人の方がいいのではないかと思います。
1408	個人情報保護法が壁になって情報が得にくくなったり、措置が遅れることになる。民生児童委員としてどこまで個人情報に踏み込めるのか、国は分かりやすくマニュアルを示してほしい。
1410	私の担当地域は市営住宅でひとり住らしの老人が多く、なかなか玄関先では話しもしづらい・・・となりが近いため、会話が聞こえてくるのを、いやがられる。
1413	自治会長、民生委員、行政や市町村社協が話し合いの場がない

1418	障害者情報が自治体からでない、障害者に対する支援は難しい。
1423	出生、死亡、転入、転出、だけで解かると助かるのですが。たぶん区を受け持った時情報入手が遅れる。
1429	新しく開発された 50 戸前後の住宅団地を、担当区域内に 2〜3 ヶ所かかえ込むと、その自治会の役員が家並の順に決まったりしていて、しかも 1 年毎に交代されていたり、と言った場合、個人情報の共有なんて、恐ろしいものがある。単位自治会の定例会議等の場に、行政側が出向いて、個人情報とは？なぜ共有が必要なのか、等、書面ではなく生の声で啓発していただきたい。
1437	我々地域福祉活動する者に対して個人情報と云うものがどうしても壁となり情報を持っていても自分のものだけであればもれることもなく安全であると考えている。・・・これが活動について一番の問題点。あまりにも個人情報と世間が云いすぎると思う。
1445	活動を推進して行く上で、保護法制定以来委員活動に支障が多くなった。社協とともに地域福祉活動を推進して行く上で、ある程度の情報提供は必要であり、共同で福祉協力団体への@扱いに協力をお願いしている。
1457	民生委員法をよく熟知し協議内容等例え家族であっても（夫・妻…）家庭での話題にしない（第 15 条）厳守
1458	個人情報取扱いを意識しすぎると情報収集もうまく行かないので、通常の常識で対応する様に心掛けている。（当然守秘義務は遵守しながら）
1460	福祉会議、又、活動を進める上で、どうしても、民生員は守秘義務を感じ、ここまでと自分で判断しなければならず、どうしても、活動は、一人で行わなければならないことが多くある。民生員の負担はとても多く感じられる・・・独居の人が、もし 1 人で亡くなられた時など、民生員は何をしているのかと批判を聞く事もある・・・
1461	個人情報保護の必要性は十分あると思うのですが、担当地区の世帯員の情報は民生委員に提供していただけたら大変助かります。
1464	住みよい町づくり・地域密着型生活様式をと云いながら個人情報取り扱い配慮が重要視される中で近隣とのつながりの構築を模索しようと情報提供に限度もあり困難である。向う三軒両隣の活動にも個人情報取り扱い配慮ということで互いに遠慮してしまうことも多いようです。もう少し開けた社会を形成し互いの情報交換が活発に行なわれ、共有できる社会となるべきではないでしょうか。
1466	対象者から「必要ない」と言われれば、ふみ込めないのが残念です。
1468	民生児童委員協議会、市、市社協、地区社協、福祉員との関係強化
1469	私は金融機関に勤めていましたので、個人情報については極めて敏感かつ慎重な対応をしていました。ファックスでも宛先を同僚に確認するなど・・・今、民間にありますが、個人情報についての認識が低いように思われます。知り得た情報を必要に応じて活用することと他への漏えいに気を付け、情報の管理に気を付ければそんなに固苦しく考えなくても良いと思います。
1470	個人情報保護の名の下に連携や協働が極度に制限されるとなれば、円滑な活動や援助を損ねてしまうこともある。
1472	・行政・市町社協の「個人情報」と言われるのと実際に個人情報と向き会って訪問する際、私たちには、何の「権限」も「強制力」もない。疑問を持っても入口で拒否もある。十分の個人情報とお互いに心を開いてもらうまで訪問しかない・行政も社協も民協ももっと交流を持つべきでは！
1477	対象者が個人情報がもれることについて警戒している場合がある。（ウワサ話が出ることを気にしている）
1480	見守りの必要のある方（一人暮らし高齢者）の隣近所（信頼できる人）への最低限の情報と、相互連絡の必要性。（特に農村地帯）
1487	個人情報が大切なことはよくわかりますが、あまり過剰になりすぎているのではないかと思います。情報より個人その人を大切にするためにも情報は必要。
1488	当地区は、戸数百戸未満の小さな地区なので、区民全員がよく知りあっていて、個人情報うんぬんということで、特に配慮することは無い。（みんなが知っている、ということです）なお、私は自治会長も兼ねていて特にむづかしいことは無い。
1490	調査の対象者以外の方に関して、特にマンションの方は表札も出ていないし、把握できていない。
1494	民生委員と直接連携のある例えば行政、社協関係、支援センター等の起用は情報の共有についてある程度ルールに基づいた話ができると思っているが例えば警察、消防等の機関は、いきなり情報把握に踏み込んでくる場合がある。対応に困る場合がある。出せる情報・だせない情報、民生委員個人の判断で選択するのはむづかしい場合がある。共有についての指針、ルールづくりが早急に必要であろう。
1497	民生委員、児童委員の担当内での出来事はすみやかに教えていただきたいと思います。数日後に聞いて、知らない事があつたら「ショック」を受けることがあります。
1503	個人情報の公開で本人の了承が得にくいこと。隣り同士で見守りを依頼はok だが、リストに担当者としての記入はことわられることもある。又、親族の了承も得にくいこともある。地区で基本ルールが出来にくくそれを押し付ける事がどうかとも思っている。
1506	守秘義務を徹底する。

1507	個人情報はいくまで、必要最小限の情報を。必要最小限の人たちの間で共有するものだと思います。そして大切なのは、情報を提供する本人が、何のためにその情報が必要なのか理解し、了解することです。
1508	最近、生活保護受給される方がふえて、関係書類の配布にとっても神経を使います。(他の人に知られたくないので、ポストに入れてほしいとか…)
1509	個人情報…云々ばかり言葉がいきかう今日ですが、民生委員は守秘の義務が備わっておるはずですが。新しい住民名帖が行政より配布なしの昨今余りにも仕事できません。以前のように何故住民資料の配布がないのでしょうか。誰が何処に入居され退却されたかさっぱりわかりませんので困っています。
1510	幸い、現在迄、問題は起こっていない。集めている情報は、緊急時の連絡先のみなので、その他の情報が必要な時は「近所の親切なおばさん」の範囲を出ない程度を、心がけている。
1512	個人情報の取扱は、とてもむづかしいと思います。病気の場合はなるべく御近所全員で守ってあげた方がいいと思います。他地区で変わった出来事があった時は知らせて欲しいと思います。私達も気を引きしめて頑張りたいと思います。
1514	福祉員との連携が主ですが、対象者の体調等を知ってもらうことは必要で、詳細は伝えず、簡単に説明しています。
1516	情報をどの程度まで共有するのか、指針があればと思います。地域での福祉を担当する人、個人の考え方はそれぞれ違うし、経験も違います。ある程度細かく話すことで、知らない情報が入ることもあるので…。会議中の個人情報は、絶対他にもらさないという全員の意識が徹底していれば一番いいのですが。
1517	私は主任児童委員をしていますが、学校との連携と言う事では、地域によってかなり格差があると感じています。また、相互に信頼関係がなければ個人情報は共有できないので、なかなか信頼関係を築くまでが大変です。築けたかな～と思う頃に転勤される事もあり、個人情報を共有する段階にはなかなか到達できないのが現状です。
1521	個人情報については、外部に漏らさないという守秘義務があります。しかし、平常時の見守り活動や、災害時に支援を必要とする人への支援活動を実施する上で、地域の自治会長や福祉員等と互いに信頼関係を築き、取扱いは十分配慮しながら、協力しあう事がとっても大切だと思います。
1523	共有は、どんなに気を使っても守り切れることはないと思う。余計なお世話にならぬように気をつける。
1527	何かこまった事がおこらないかぎり地域包括支援センターからの情報がない。こちらから、情報をいい活動していく一方だ。ことがおこる前に、気をつけてあげてほしい人をおしえてくれたら、見守りができるのに。個人情報のためにうまく
1529	1. 市町社協、行政とのかかわりが深いのでこれからもよろしく願いいたします。2. 地域福祉活動を進めていく上、これからは民生委員1人では出来ない地域のお互いの力をかりたい。
1530	改めて個人情報の取扱を慎重にしていかななくてはならないのか…と思いました。
1532	地域の方々との信頼関係を築き、身近な相談者として活動できるようプライバシーに配慮し、個人情報の取り扱いに気をつけている。
1541	1. 個人情報提供する場合 緊急の場合必要とする人のみに提供(他人に絶対云わない) 時間がある場合は本人に理解を求めて提供する 2. 個人情報ファイルは持ち歩かない。若し場合により持ち歩き必要な場合常に自分の手で持つ
1548	生活福祉資金を受けている人、生活保護を受けている人を民生委員に連絡して欲しい。自分が関係して人は判るが以前に民生委員が関係したのかよく分らない。
1550	個人情報の取扱はもちろん、その前に民生委員を選ぶときの配慮も必要だと思います。
1551	本人・家族によく説明し納得してもらおう。また、民生委員・児童委員は、守秘義務の遵守は絶対である事を理解してもらおう。特に担当地区が田舎なので、近隣の目、耳を気にしているため。個人情報取扱い終了後にはシュレッターで処理する。
1556	個人情報保護については共有する関係者はかなり理解されているが、会議のときには取扱いについては配慮していただく様再度確認し合う。事例がある場合、社協と民生委員との情報交換がスムーズに行われているので活動しやすい。個人情報保護で、行政からの情報が入りにくくなって活動がむづかしくなった時期もあり、民生委員からの要望で緩和した部分もあるが、必要な情報は入れて欲しい。
1558	活動する上で、常に考慮することは、ご本人さんにとり有効である事を思い、事を進めることが多いです。間違い、又は他の意見ができれば原点にかえします。まだまだ経験が浅いので色々な諸事情に出会い、みんなで解決策を考えながら取り組みたいと考えます。
1564	個人情報への配慮を今まで通りしながら活動をすすめていく意識を常に持つことだと思う。
1568	個人情報の取扱いと、対象者の安全とどちらが重要なのかと考えると、個人情報の守秘義務が「しぼり」になってしまう場合も多々あるように思われる。

1571	信頼と責任のもてる福祉活動者が条件だと思います。「自治会長、福祉員、老人会等が責任が持てる人物でしょうか。万一情報が漏れた時、要支援者の民生委員である自分への信頼が損なわれ、失格者となってしまいます。
1575	施設入所や病院入院が民生委員に知らされていない場合が多く、緊急時に問い合わせがあっても対応ができない。行政でも把握されていないのか？ある時病院から入院患者の容体悪化で患者の親族を捜してほしいと民生委員に問い合わせがあった。（ひとり暮らしの人で身寄りが登録されていない？）病院と行政間で個人情報をいかに取扱っているのか知りたい。
1580	問6での記入のように、条件をつけて承諾を頼んで、拒まれる人はいないようです。全員「ありがたい、よろしく…」という気持ちです。
1581	精神障害で手帳発給されている人について自治体関係者にどの程度の事を伝えればよいのか判断に苦しむことが多い。生活保護世帯について行政側から公表してもらえないこともあって、新しく民生委員になってどこの世帯が生活保護を受給しているのかわからない、わかっていけばそれなりの対応もできると思うのですが、何につけても個人情報、個人情報と云われてしまうと何も聞くことができない。内容によってはもう少し緩和されてもいい面もあるのではないかと思う。
1582	個人の情報には「他人に知られたくないこと」も含まれていることもある。共有する場合、個人情報の保護をどのようにするのかはっきりさせる配慮が必要である。個人情報を共有する場合、責任問題が発生しないような配慮が必要である。
1584	個人情報は活動上必要最低限に止め漏洩防止に努める。
1590	個人情報にも色々な種類があり、どの種類を他人にもらしてはいけないのか、判断に苦しむ。例えば、電話番号、住所、名前等を聞かれた時、地域の人であれば簡単に教えてあげるのが人情だと思う。こうした事も守秘義務上、実施してはならないとなると、世の中は、この先真つ暗闇になって行く気がしてならない。
1591	今は公民館に住民記録はなく、本庁でも身分を証明してもすんなり教えてもらえず、手間取り困ることもある。先日、独居の方が道で倒れ、意識がなく救急車で病院へはこばれました。幸い大事には至らず、本人からの相談で救急車を呼んで下さった方に、ひとことお礼が言いたいので調べてほしいとのこと、倒れておられた近所の方に聞いたのですがわからず、警察へ電話するとたとえ民生委員でも本人以外には教えられないとのことでした。民生委員ってそんなに信用ないの？と思いました。知りえた情報は、必要であれば自治会長・友愛訪問員と共有するだけです。毎月の定例会の資料・書類も、他の者（家族）には目にも触れないようにし、不必要になればすぐ自宅で焼却処分しています。ぶ厚い本や統計資料など、処分しにくいものもたくさんあります。行政の方で処分していただければ助かります。※資源ゴミとして出してもよいものでしょうか？
1594	何かにつけて個人情報という言葉がひとり歩きしていて、やりにくいと思うことがあります。今一度個人情報ということについて学習したいと思います。
1599	問7-1に附記 個人情報は民生委員活動に活用するために提供されていると考えています。従って、地域自治活動や福祉員活動に必要であれば、民生委員からでなく情報管理者から提供すべきです。
1603	活動をするにあたって私達は守秘義務があるため個人情報の取り扱いには十分他に漏れない様配慮していると思っています。逆に自治会から世帯票の提出がないため住民の個人情報をつかむのが困難になった様に思われます。
1605	行政も個人情報は何もおしえてくれない。全部民生委員が歩いて調査しなければならない。町営住宅の入居者等も自分で調査しなければならない。転出・転居等も同じで連絡してほしい。
1609	個人情報に神経質になっていると、地域の見守りが希薄になる。
1610	詳細な個人情報は、紛失した時の人間の信用問題だけではすまされないので、最大限持ち歩かないようにしている。ただ個人情報の取扱への配慮ばかりにこだわりすぎると、新聞にも記事になったような問題が有るので、活動が遅れるなどして取り返しのつかない結果を招くことをさける必要があると思う。民生委員を受けてまだ7ヶ月くらいなので、相談等は関係機関へ出向いていますが、情報提供者も地区内におられるので、少しは助かっています。
1615	ある程度、民生児童委員、福祉関係者に配慮が必要である。その事によって活動しやすくなると思います。
1618	個人情報は少し騒ぎ過ぎ、本人以外の支援や協力が必要であれば、当然状況の把握が不可欠で、関係者が情報を共有する必要があります。
1620	どのような地域福祉活動で個人の情報が必要なかを情報の当事者に理解してもらうことが前もって必要だと思う。
1628	「民生委員の守秘義務」と「個人情報の共有」は両立しないと思う。
1631	日中も飲酒する人…他人に迷惑をかけたという事例はきいていません。ボケると言われた人…薬害でもうろうとしたことはありますが、じきにその治療で快方にむかい今は大丈夫です。こういう人へは目くばり気くばりが必要と、遠目に見守っているのですか？近所の人協力も大いに必要かと思えます。かといつてそのわけはふせておきたいのです。とても悩んでいます。
1632	個人の情報を保護する事の意味が、ムダな事まで☹になっていると思う。

1641	子どもに関する情報、障害者に関する情報（行政からはほとんどないが）の取扱には、細心の注意が必要だが、高齢者に関する個人情報、日常的に地道な活動をしていればあまり神経質になる必要はないと思われる。（信頼を得ることが大事）
1643	お互いに信頼し合う
1644	行政や、民生委員・児童委員には守秘義務があるので個人情報保護法の適用除外とはならないか。
1645	調査（独居・高齢者等）は民生委員が行うので、自治会長、福祉委員が得た情報は民生委員に報告するよう義務付けてほしい。
1650	地区内における特殊事情のある、生活リスクのある者のみについて、個人情報を共有すべきであり、その他は地区コミュニティで聞き流す程度で良いと思う。
1652	行政は民生委員を信頼して、もう少し具体的な情報を提供してほしい。個人情報については行政からの依頼の手紙等を添付する必要がある。個人情報を求める仕事は民生委員が行うのではなく、行政がすべきである。
1653	ヘルパーさんなど入っていると自分はどこまですれば良いのか迷う。
1655	1、行政のたてまえ情報保護の要望と、要請する活動内容は矛盾している。（一方では保護責任のがれ、一方では活動の促進の要望） 2、見守り活動では厳格な個人情報保護は困難で意識すると活動停止
1656	個人情報保護と孤立化についても研修する必要があると思います。
1669	特になし。担当地域内では必要に応じて個別訪問等で聞き取り調査し現状把握。不明点・疑問点は地域包括支援センター等に相談すれば良いと考えています。個人情報管理は責任持ってやります。
1674	個人情報が一人歩きして、何かしようとしてもいつも支障になる気がします。もうすこし柔軟に対応できる方法があるといいですね。
1681	独居の方が施設等に入られるときなど、知らせてもらえるとありがたいと思います。転入・転出の時、昔は自治会長への届け出があったが、今はそれがなく、福祉課からの連絡があっても、そんな人がいたかしら？と即答できないことが多く困ります。
1683	たとえ民生委員同志でも必要ない個人情報は話すべきではないと思う。事例を話し合うことは大切だが、名前等出す必要がないのではと思う事もある。
1685	この度2名の方の情報ですが、元気な時は家庭内の事情を知ることなかったのですが、重病になって知ってはいけないうちまで知ることになり、とても切ない思いがします。しかし、個人情報として決してもらえることのない様充分配慮するようにしたいと思います。
1687	緊急性のある要件に関しては、本人・家族の了解がなくても、情報交換してもいいのではないかと思う。例 育児放棄の母親から子どもを保護するとき、その母親や子ども本人の了解はとれない。
1701	見守りはご近所の方がして下さるのが一番だと思いますが、必要であろうことを知らせることが出来なかつたりすると、難しい面があります。
1705	地域での見守り活動は婦人会や老人クラブなど地域活動を活発に行っている人をお願いするのが一番よいと思うが、情報がもれやすいように思う。さりげなく接して情報を得ては、自分で確認するようにしている。見守りも十分に行き届かないのがなやみの種だ。
1713	個人情報を共有することになる福祉員や自治会長等が、今までのような基準で選ばれた場合、(町内会で順送り等々)資質に問題があり、共有によって民・児委員と住民との信頼関係に影響が出、活動が難しくなる。
1714	あまり個人情報とか守秘義務等に重点を置くと活動が制限され、良い結果が得られないと思う。
1716	いきいきサロンや日頃の訪問活動の中で、「〇〇さんは今頃どうしてんだろうかねー」との話が出た時、どの程度まで会話の中に入り、話していいのだろうかといつも悩んでいる。
1718	支援を必要とする人の情報を共有しておきたいと思う関係者で、行政、福祉員等に限らず、近隣とかネットワークづくりに協力していただいている方々への個人情報、守秘義務がむずかしいと感じる時があります。
1719	地域の中の情報はせめて自治会長さんから必要なことは民生委員だけに耳に入れてほしい。
1720	転入・転出・施設入所(転出)の異動通知書が行政より送ってくるが、どこから転入、どこへ転出したという内容が記入されていない。たまに必要な時があるが、民生委員として対処ができない。守秘義務はわかるが、民生委員位までは知らせてもよいと思う。
1721	現在自治会長、福祉員も兼ねているので市社協、地区社協での情報を含めて幅広く取扱っていますが、常に守秘し、自分自身で解決しています。
1724	守秘義務があるので、本人の了解を得てむやみに情報を流すのではなく、必要な部分だけを取扱って活動を進める。
1727	個人情報保護の規定が強すぎる。本来なら第三者に見られてもまったく問題がない事項まで含まれているような気がする。この法律は独り歩きをし過ぎと思う。法改正をすべきと思う。
1735	該当者で都合が悪くなると個人情報云々であまり話（かわりあい）しないと、「民生委員は何をしているのか」と云う事を行政の方に言っていられること

1743	個人情報の取扱いはとても重要です。行政の対応はとても注意をはらっていて、方向性は正しいと思いますが、民生委員レベルまでにはもう少し細かな情報を伝えても良いように思っています。
1744	訪問の際、近所の事なので何事も一切私の口からは漏らさないよう心掛けていますが、病気などで本当に心配して〇〇さんはどうされたのでしょうかと問いかけられた時は、病名までは言っちゃいけないのかなと、これも個人情報なのかと思い、しゃべれないことで心配されている方に申し訳ないなと思ったことがあります。
1747	民生委員の存在、町内の民生委員が誰かも知らない人も案外いる中でアピールし信頼を得、守秘義務がある事を伝え、本人から安心して相談してもらえるように心がける事も大事かと思う。(行政も)そういう人が問題をかかえていたり、広報誌や新聞を読んでいないようである。
1748	地域でのボランティア活動の際かなりの人が活動する。この際、色々ウワサ話を持ちかける人がいるが、正確な情報でない限り他言しないようにしている。
1752	地域で支えるという観点から、必要な情報は、特にごく近所の人や親しく付き合っている人(信頼のおける人)に、関係する真の情報を提供することも可か。また、そのような人と民生委員との望ましい人間関係を構築しておくことも必要である。
1755	個人情報という考えが、先に行きすぎているように思う。情報がなければ、出来ないことが多い。
1759	守秘義務の範囲が分からない。個人情報のどの程度までなら情報提供してよいのか。
1762	自治会長の参加も必要と思います。
1763	個人情報とは何でしょうか。隣近所にどんな人が住んでいるのか全くわからないでは話になりません。高齢者はわかりますが、若い人たちや子どもさんの家庭の様子は全くわかりません。行政の役割は全くお役所仕事で役に立ちません。民生、民生でなく、役所の人たちがもっと現場に出る必要があると思います。それから民生と思いますが。
1769	民生児童委員以外の活動で何処に誰が居るかわからない場合、氏名の提供できない。(たとえば自治会長さんから)
1772	新任者によく説明すること。
1778	個人情報、個人情報言い過ぎ。町内会役員会でも、必要なことは話す。個人情報で縛りすぎると活動はできない。
1780	町内の自治会長が1交代代なので、情報の交換、共有がむづかしい。
1784	すべての人に同じ扱いをするのではなく、役割や立場によって、弾力的に扱ってもよいのではないか。
1792	どこまでが個人情報なのか不明。年齢や生年月日を情報提供してはいけないのか。何才以上の人数とか、自治会から聞かれる。
1801	守秘義務があるということで、活動に必要な事項を、福祉員と自治会長さんのみに必要最小限で知らせ、共有している。これから見守りネットワークが必要になっていくうえで、御近所の方や町内の女性会、趣味の会の方にも情報提供すれば、もっと輪が広がり、町内全体で見守りができるのにといつも思います。→ルールづくりをぜひ進めてください。身障者の方も全くわかりません。特に他所から来られた方。民生委員だけには教えてほしい。そしてその方との話し合いで、他者の見守りや協力を話し合えばいいと思います。個人情報を守りすぎ、役所も横の連絡が難しそうですが…。いろいろ頂く冊子は難しいです。
1802	個人の不利な情報は提供すべきではない。
1806	生活保護の通知書・催促等は社協から郵送してもらいたい。
1810	対象者に理解して頂く様、対話を良くする。
1811	個人情報とはかく人の「ウワサ」話になりやすい。そのため民生委員は自分からはあまり言わないため情報が入りにくい場合もあります。
1818	人の話をよく聞く。しっかりとあいづちをうつ。決してひとのうわさ話にはのらない。言ってよいこと、わるいことの基準をしっかりと自分の中に持つておく。
1821	漏えいしないよう細心の注意をはらっています。
1824	あまりにも規制が強く、必要以上にひとり歩きしている。人間味が出なくなる。
1830	個人情報は持たないと何もできないと思うし、やりにくい
1832	孤立して活動するようになる為、自分自身にストレスがたまる事が多い。御近所(両隣)には、現状を把握してもらわなければならない。そのためには少しの情報は必要なのでは…。でも当事者が言わないでと頼まれればどうすることもできず…。結局は我々がすべてを課せられてしまう。
1839	地域の方、または福祉委員さん等多くの方に理解して頂き、心の通じる関係が必要と思う。
1841	となり近所の人をお願いしたい時に、守秘義務があるため遠慮しなければならない時がある。個人情報の共有について学習したい。特に行政との。
1842	見守り、個人情報など、自治会長・福祉員など共有しにくい。特に福祉員との連絡が取りとれない。
1843	ある程度の情報の公開はしかたないと思います。

1848	守秘義務が民生児童委員にはあるので、自分の担当地区の住民基本台帳の写しは、私達民生児童委員には持たせてほしい。何も手元にない状態では仕事はできない。
1849	関係のない者にしゃべるつもりも聞くつもりもないが、個人情報、個人情報と言われると、なんとなく一步後に引かれるように感じられる。
1858	地域での見守りとして福祉委員や友愛委員など一緒に活動する際に、どこまで言っていかが考えていますし、私の自治区は世帯数が少ないので、自分の自治区から民生委員がいつもでていいるとは限らないので、そういった意味でもやはり個人情報と云うのは厳しく取扱っています。でも、独居の方だけでも福祉活動の際には少し緩和しないと見守りは難しいと思います。
1859	都会はまして、田舎でさえ、車社会などにより、近隣の付き合いが希薄になっているのに、情報の一部をストップさせたら、お互いに関係ないという気持ちになると思います。人はみな煩わしいこともあり、お世話になる事もあり、人生は一長一短である。自分勝手に思いどおりにいくわけではありません。自分が社会の恩恵を受けようと思えば、社会の一員になることは当然のことです。情報は流すべきだと思います。
1863	災害時には町内会長、町内の方と、お互いに助け合っていないといけない。個人情報は、日頃は守秘義務でなければいけない。
1864	自治会関係者や福祉員、地域包括支援センターと密に連絡し合っているので、特に問題はない。
1865	個人情報保護が前面に出、折角の個人情報が地域福祉活動に活用されていない。
1866	個人情報の定義がわかりづらい。一応、民生委員の調査の時の緊急時の連絡先や、病気がかりつけ医等の情報を個人情報と考える。旅行へ行ったこと、入院することを隠す人にとっては、これも個人情報となりうる。民生委員には知ってもらってよいと思っておられる人、隣りへ知られたくない人、逆に民生委員にも知られたくない人とさまざまである。本人の考え方に違いがある以上、共有については難しい部分がある。社協主導の「緊急連絡カード」の活用のように、一律に決められたことについては、ある程度受け入れられたのではないかと思う。ハートマークの容器を配布し、説明して回ったが、反応は素直であった。(なかには、しばらくすると冷蔵庫の外へ出されるのではという横やりもあったが) 一律福祉の活動はむずかしいと思う。
1867	地域包括支援センターとの情報の共有化は図られているが、福祉員との情報の共有化は図られていない。これは、福祉員の具体的な活動状況が見えないし、名ばかりの福祉員と思われる。
1874	個人情報保護法は害あって利なし。(大所高所から考えて)
1875	民生児童委員をやっていますが、独り暮らしの個人情報については妻にも表にして示している。理由：自分が外出している時に緊急事態が発生した場合の対応から。
1877	対象者から情報共有の了解を得て物事に取組む。
1878	なかなか情報を開示していただけない。積極的に取り組みたくても蚊帳の外である。
1884	地域の関係者に個人の情報提供を求められた場合、どの程度まで情報を共有するべきか。地域関係者の中には信頼できない人物もいる。
1888	住民からの相談があり、行政等に協力を得る必要があると判断した時は、出来る限り本人のみで話し合ってもらって直接にはかかわらないようにしている。行政関係者がなんでも個人情報保護法と云って過敏になりすぎていると思われる。
1893	行政における個人情報の取扱の改善を期待する。
1895	すべての活動において個人情報を最優先すると何もできない。
1896	個人情報の保護に関する法律施行で、行政等関係機関から情報が入りにくくなった。もう少し行政等は民生委員らには情報提供をしてほしい。
1901	個人情報保護のため必要な人へ必要な手がさしのべられないのではと心配です。できるだけたくさんの人へ「個」の存在を知ってもらうことが大事だと思います。
1902	個人情報は持ち歩かない。
1913	個人情報の保護は大切ですが、地域の福祉活動を進める上で難しい面もあります。守秘義務を持つ者への情報提供はもう少し、ゆるやかにしても良いのではと思います。
1916	情報の共有化とルールづくり
1920	活動を進めるには、個人情報がどうのこうのと言う前に、周知の徹底をして、いかに住民の方たちが活動の必要性を知る事。(例えば地デジ化のコマーシャルのように)そして、その為に個人情報が共有されることは、当たり前と住民の方たちが納得してもらえたら、活動しやすくなります。しかしながら、個人情報の保護は、見守り(安心・安全)、見放し(危険)の表裏一体で、状況により、共有化の範囲をどうするか苦慮するところです。
1821	見守りをする場合、協力をしてくださる方に個人情報を考えれば頼みにくくなる。(理由が必要になるので)介護支援センターや病院等の資料提供(個人情報)が必要な場合がある。地域の自治会、班長さん、老人会、子供の会の情報の交換をしたい。

1928	地域福祉活動のために必要な個人情報は、最小限共有するだけでよい。問題となるような情報まで共有する必要はないと思う。
1929	地域福祉活動を行う場合、独居の方も色々な方がおられ、特に人間的に、近所で性格的に変わった方などの対応に、女性一人では近づきにくい場合も生じます。
1930	個人情報ですので配慮して活動していますが。何も話していただけない方もいますので、むずかしい面もあります。
1931	「個人情報」という言葉に、あまりにも振り廻されている感がする。活動を自らせよめているのでは？
1938	行政からの情報も少なく、近所付き合いもなくなりつつあり、情報収集はむづかしい。話すことを嫌がる人も増え、これからの活動はどうしたらいいのか？情報収集するにも提供するにも悩んでしまう。（どこまでとどうしたらと）
1942	私の担当している区域は、区長、福祉員の方が毎年変わられるので、個人情報の共有がなかなか難しく、私の友人の中で信頼関係のある方をお願いして、日頃の見守りが必要な方については協力をお願いしています。
1944	支援をする上で許されると思う個人情報のばばをひろげ、お互いが自然の中で信頼したりされたりする関係を作るには、行政が特に命にかかわる事はオープンに報告できるように持っていくシステムを作してほしい。
1948	個人情報共有は大変難しい。ただ自分が確かめるしかないと思う。向こう三軒両隣との関係が希薄になっているし、知られたくない、知りたくないの無関心、でも本心は違うような気がする。
1952	愛知県の危機管理で個人情報の取扱いがうまくいっているとの情報があります。
1953	関係者の中で一人でも、この扱いについてふれられると、全ての対象者に同等に対応せざるを得なくなり、活動が非常に制限されてくる。向こう三軒両隣の地区での活動ができにくい。
1956	情報が流れないように相手にも理解を求めていくことが大事。
1963	今の所まだ事故が無いので甘く考えがちですが、自分としては充分に気をつけて口に出しています。
1965	プライバシーは守らなければいけないが、これをあまり前面に出すと今問題になっている100歳以上の生存の確認も難しくなる。
1969	行政や市町社協、地域包括支援センター等の専門職が同席して個人情報を共有する共有することが、正確な情報に必要だと感じます。
1972	都合が悪い時に守秘義務といって逃げ込まないこと。
1974	民生委員同志で相談することはあるが、それ以外の人、家族、特に近所の人には絶対もらさないよう気をつけている。
1980	現在の社会情勢の中で、個人情報が洩れるということにとっても神経を使っている。他の方面（自治会等）から聞かれても、本人なり家族の方に連絡し、許可を得てから知らせるというふうにしている。
1981	個人情報保護法が過剰すぎる。赤ちゃん・幼児の情報を知らせてほしい。新築マンション住民の小学生の情報を知らせてほしい。
1983	相手方との信頼関係を築くこと。相互。努力。
1984	個人情報という言葉がひとり歩きしていて、内容をよく理解していないので「守秘義務」という言葉ですべてくくられてしまう。「守秘義務」があるかぎり、民生委員は個人で活動するほかない。協力を求めなくてはならない時説明できずに苦しむ。
1989	民児協議会においても、該当者の個人名を出さないようにすること。民生児童委員は該当者の批判的意見等は言わないこと。
1999	民生委員は大変な仕事です。無報酬、ボランティアではなり手が少ない。活動手当とか、費用弁償とか見合う待遇をすべきだと思います。
2000	相手へのプライバシー、プライベートを考えると？（田舎は特に）
2002	地域全員の名簿が必要です。今は65才以上の人の名簿だけですので大変困ることが多いです。
2008	1. 個人情報は絶対に持ち出さないようにしている。2. 福祉員以外には独居等の情報を出さない。3. 情報は要因ファイルを作り、秘扱いとしている。
2010	以前から我々民生、児童委員は個人情報の取扱いは慎重に慎重を重ねて来たが、現在は個人情報保護法により行政等から必要最小限の情報すら得ることができない。したがって民生、児童委員活動にも支障を来して居る。特に活動地域内に団地を有しており、転出入、生死の情報が得にくい。以前の様に行政からの住民の異動関係の連絡でも提供していただければ、活動もスムーズに行くのではないかと考える。
2022	個人情報の取扱いについて神経質になり過ぎてはいけないと思う。行政、自治会長等と相談の上、適正に進めるべきと思う。
2023	個人情報保護法が障害となって、行政機関などからの的確な情報が得られず、常に不安を感じている。弱い立場の人が守られるような、方向性への見直しが必要と考える。
2024	民生委員には行政関係は情報を少し出してほしい。

2028	個人情報の保護は必要とは思いますが、今の保護法は必要以上に守られすぎ、地域福祉活動を進めていく上で非常にやりにくくなっています。これから、もっと地域力を高めていかなければいけない時だと思います。そのためにも、もう少し柔軟に個人情報の共有が必要だと思います。
2033	活動するには、最低限の情報がなければこちらとしては動けないと思います。情報をもらうには、こちら側は約束は必ず守るということを理解して頂き、信頼をしてもらわなければならないと思います。「決して情報を他人にもらさない。」このことを徹底して守るしかないように思います。
2041	近隣の人が皆んな高齢者という地域です。個人情報の配慮に気を付け、何も出来ないが、声を掛け合い見守る事しか出来ない。
2044	私個人としては書斎があり、関係文書が人目に触れる事等ありませんが一番留意している事は、文書の取り扱い保管、廃棄です。
2045	個人情報とって余り意識しないよう、常識の範囲で考え、行動する。
2047	個人的には個人情報保護法に縛られることなく活動しているがある特定住民から保護法を理由に文句を言われることがある→活動が鈍る
2048	守秘義務を守る事を心がけてほしい。
2049	昔と違って民生委員になる方が少なく自治会の方で仕方なく誰でもよいみたいになっています。この数年間に民生委員の質がどんどん悪くなり近所で軽口をたたく人までいる現状で、同じ民生委員であっても情報交換は不安です。本当は同じ民生委員の話し合いで個人の負担を軽くしたいのですが私自身も重責ある内容に辛くなる一方です。
2050	同じ地区の高齢男性二人ですが通常の生活では内妻との二人暮らしに見えるのですが私（民生委員）には独居だと言われる事で扱いに苦慮しています。
2056	どこまでの個人情報なのかは別として、民生児童委員として、対象者の安全を守る支援が望ましいと思われるので、災害時、もしくは、緊急時の連絡先等を知っておく必要があります。連絡がないので、月に1度、小規模で、それぞれの地区での個人情報や気づき等、民生委員の間だけで、会議を開いている。
2061	活動する上で、正しい情報が必要。情報が共有できるように早くルールづくり、そして、そのチェック機関が早くできるとよいと思います。
2068	これは個人情報の取扱いとは異なりますが、一人暮らしの高齢者宅を訪問する際 1) ドアをノック又はインターホン（チャイム）を押せども反応なしが多々ある。2) 事前に電話して訪問しようとしているが、電話を警戒して出てくれない。これらの問題は如何に解決したらよいか？
2071	知的障害、特に精神的障害の情報が入ってこないで見守が出来ない。
2076	民生委員として、できるだけ情報を漏らさないよう注意しているつもりであるが、例えば、消防署などの公的機関が、消防の点検などに来た際安易に一人暮らしの人などの情報を平気で地区外の人にもらしている。このことについて消防本部に連絡したが、署員に注意された形跡も、上部に報告された形跡もない。公的な機関での個人情報の取扱いは徹底していないのか！例えば、他地区の人に何げなく「今日は一人暮らしの人の防火対策にまわっている」と大声で話したり、赤い車で乗りついたり、制服で来たり、常識を疑う。社協又は市は職員の資質を問うべきである。民生委員等に情報を提供しないだけが、個人情報を漏洩しないと考えているのなら大きな間違いである。
2077	個人情報保護法が足かせとなって、民生委員としての活動が委縮しないようにと考えていますが、情報がもし漏れたらと思うと、もう一歩踏み出すことをためらう事があります。
2083	行政関係機関から、民生委員にはある程度の情報を提供してもらわなくては、よりよい活動ができない。
2084	民生委員、児童委員が独居宅へ訪問した場合や支援した場合、律儀（？）な方は、お礼をされる方がいらしゃいます。しかし、「担当地区外の民委さんが来られた時、〇〇をあげたら喜んじゃったよ」と、いちいち私に報告をされた方がありました。私は「体重を減らさなければいけないと医師からの指導がありました」等の理由があり断っていますが、一般の方にも民生委員さんの様子の話をされることがありますので、誤解されないような行動を心掛けたいものです。又、ヘルパーさんも誤解されないような行動を心掛けていただきたいと思っています。子どもさんから、独居の方へ生活費を支援されている場合、陰では、少々の口論が生じることがあるようです。以上子どもさんからの情報がありました。私の口から定例会で話すと角がたつようで話題に出せません。ご指導お願いします。
2085	狭い集落で噂話が飛び交うため活動を慎重にしている。例えば訪問を控え電話で対応するとか人目につかない時間帯を選ぶ等。
2087	民生、児童委員信条にあるように地域社会の実情を把握する為にはある程度の情報（行政機関からの）があれば活動ししやすい。例えば障害者で何級ですか？とか障害者年金は？等聞きづらい[設問1]同様
2090	仕事を持っている関係でいつでも問われても大丈夫のように個人情報を記載しているノートはいつも持ち歩いている。人の目にふれないように、特にスーパーなどに寄った時はカバン等見えないように配慮している。

2092	的確な個人情報を得られなければ、福祉活動も適切に行うことが困難な面もあるが、その情報の取扱いについて、「目的外活用・漏洩防止」に留意し適切な管理がされていれば何ら問題はないと考えられるが、昨今、プライバシー、個人情報保護を強調する余り適格な情報が得にくいことが時々ある。個人情報保護法に過剰反応しすぎではないかとさえ思えるし、これを盾に取って情報を出さないケースもあるように思う。もともとこの法律は他の法令によってプライバシーや個人情報が守られていたが、抜け穴を防ぐために策定されたため、条文も少なく解りづらいが、他の法令によって補われているという説明を施行時に聞いた記憶があるが、同窓会の名簿は作れないと云う方がいるほどの過剰反応社会はいかがと考える。
2107	個人情報の保護は当然必要なのは分かるが余りにも保護のし過ぎの感あり。
2115	福祉委員活動任期が3年と聞いていますが現実には1年の所もあり(情報)共有しづらいです。
2117	個人情報の取扱いは各自が責任をもって保管するしかないと思います。人に漏らさない様にしないといけないから地区の福祉員さん・自治会長さんなどにどこまで情報を共有して良いか悩むことが多いです。
2124	大変むづかしい。具体的な例をのせたパンフレットみたいな物があればと思います。
2129	見守り等福祉部会などで情報を共有したいと思うのに1人ずつ許可を得るのに手間がすごくかかる。どこまでが個人情報の保護か、と悩む事が多い。
2135	単位自治会の役員が数年で替わる制度の中で守秘義務を伴う個人情報を共有することは危険だと思います。諸外国は弁護士等で、守られている体制作りが進んでいる様なので安心ですが、我国はまだ防衛手段が整理されていないので導入したのはこれから、問題が起きてくるのが予想されます。行政の対応を明確にするのが先だと思います。
2138	・地域の民生委員と必要に応じ話し合いを持ち、個人情報を常に共有しながら、支援を必要とする人をあたたかく見守る、ときには、行政・市社協・地域包括センター等の協力をお願いしている。・民生委員の活動に於て、ひとりで悩まないで民生委員同志相談し合えるよう心がけている。・地域住民の個人情報が行政よりももらえないので活動しにくい。家族構成がわからないのでどのような家庭なのか把握出来ない。(高齢者・児童(子ども)たちの情報が把握出来なくて困っている。)・支援を必要とする人の緊急連絡カード等を作成とご本人自宅の見えやすい場所に保管してもらい関係者が共有出来るようにすることが、これからの課題と思われる。
2141	あまりにも個人情報にピリピリし過ぎて、折角、災害時要援護者をリストアップしたのに、地域での自主防災会を立ち上げようとの市の方針に反して、ストップが、市民児協の方からかかってしまい、体を無していないので、疑問に思います。何の為のlist upだったのかと思います。
2151	知らしていただけないと知らないことだらけ・・・しかしながら守秘義務については遵守する必要がある。
2152	情報が多様化している現在、個人情報を守りプライバシーを侵害しないことは、とても大切なことですが、逆にそれによってかわりがうまくとれないことが多くなって、弱者への援助がうまく出来ないこともありうると思います。一番大切なことは、昔のように向う三軒両隣の人達がお互いに信頼し、助け合える関係を持ち、安心して暮らせる町づくりが構築されることが出来る社会になることを希望します。その中で民生委員が困っている人達の情報を得て適切なお世話がさせて頂ければ良いと思います。
2154	福祉活動を進める上で、関係者間の個人情報の共有は必要で、あまりにも個人情報秘密主義を通すと、チームワークが崩れていくのでは?見守りを受けている方の迷惑にならないよう心配りをしながら、皆で大きな福祉の輪を作っていく事が大切だと思います。
2155	現状、行政からの個人情報の開示は高齢者保健福祉実態調査(ふたり暮らし)見舞金の支給・調査、福祉タクシー券の配布等依頼事項がある場合に限られている。従って、受持区域の実態的確な把握が難しく活動にぬかりが生じないか不安に思っている。行政は民生委員に守秘義務が課せられていることを重く受け止め情報開示に理解をお願いしたい。なお、個人情報取扱い指針があれば活動に役立つと思う。
2161	住民の為の福祉活動であるにもかかわらず行政からの情報がもらえず、民生委員個人の人間関係の中から情報を得て問題を解決することは、疑問に感じます。まるで警察の仕事のように思えたことがあります。
2162	人から得た個人情報は必ず自分で確認する。通報等に関する個人情報はこれに優先するべきである。
2164	古来からの向う三軒両隣の意識を持てる社会にするべき、個人情報保護法は必要悪かもしれない。人間関係をくずしてしまう弊害の方が大きいようだ。極度に神経質になって、些細なことに目くじらを立てる人間がいることも異常。取締まるべきは個人情報を悪用する者で、DM、勧誘等に利用した者には、100万円単位の罰金なり、懲役なりの重罪としても良いくらいの方が、まともな社会になるようだ。
2165	ひと口に個人情報といってもその内容はさまざまです。どこまで情報についての設問なのかはっきりしません。ひとりの対象者についても福祉員さんにはここまで支援センターの人にはここまで、というように違います。それくらいきめ細かな配慮が必要と考えます。
2167	各関係機関が情報を共有しなければ真の活動は出来ない。個人情報の範囲が不明。
2169	見守り活動、特に災害時の支援体制は現在横のつながりがなくなればばらで機能していない。年に1-2回関連団体(民生委員、福祉員、自治会、みまもり隊等)を集め、情報の共有化、行動、連絡などの合同研修を実施すべきである。

2175	個人情報の共有がかぎられるので活動も昔の様に思いきり出来なくなった。人と人とのかわりかたがうすれて来て個人個人の時代になったようなお互いが助け合おうとしても遠慮しなくてはいけない・・・民生委員活動もやりにくくなった、行政から全部報告してもらえない場合があるので・・・
2179	この委員になってまだ日も浅く勉強不足のところが多いのですが、とてもデリケートな問題が多いので慎重に活動しなければならないと考えている。
2194	個人情報について、あまりにも神経質になり過ぎている。このため向う三軒両隣の連携が薄くなって来ているので、いざという時の連携プレーができない。(近隣を思う心がなくなっている)もう少し緩和する必要がある。
2197	個人情報の取扱い方法の基本的な考え方と留意点に従って行っています。
2204	見守りには必ず個人情報が必要である為、お互いに納得、信頼し、相手の理解を得ること。
2207	このアンケートにもありましたが、個人情報を保護するための話し合いを行ない、一定のルールを決めることが必要だと思えます。その上で区域の皆さんの納得のいく仕方でこの情報を用いることが可能ではないかと考えます。
2210	個人情報の取扱いについては十分に注意をしておりますがそれ以前に、個人からの情報が入りにくいので相手の方もこれを理由に、くわしく、話を下さらないのでそこが困っていることです。
2211	プライバシーの保護は大切だが、あまりに過大化され、活動がしにくいことが多い。
2213	個人情報は自治会(自治会長)と共有する事(特に災害時支援、日常的にも要支援が必要と思われる場合)が極めて重要と考えます。
2221	なるべく近所の方や親しい方々に、本人の様子を良く知っておいてもらって、みんなで見守ってあげるのが、一番良いのではないのでしょうか? 小さな集落だからこそ、お互いにすべてを知っていて助け合いが、当然の事のように行われています。安心、安全な島の暮らしを次世代に続けていって欲しいものと願っています。
2223	・現在の個人情報保護条例が前面に出すぎて活動の壁になっています(ここまでは必要があるのかという疑問が大です)民生委員活動がやりにくいです。・民生委員活動をする上で自分自身、一生懸命やろうという意欲がなくなる場面にぶつかる場合が多くなりました。地域福祉活動を進める上で個人情報を守ると地域とのつながりが出来にくく薄くなる。一人暮らしの人の身守りが行届かなくなる。ある程度は大勢の人の目が届く方が安心なのでは。
2224	少子高齢化社会において今後、増々地域での支援が必要になってくると思う。その中で最小限の個人情報は地域で共有し、共助して行く事が望ましいと思う。(最小限はどこまでか、ルールがないとあいまいになるか?とも思うが)知り得た個人情報を、福祉活動以外で使う事は、基本中の基本だが、時に、逸脱したり、気づかなかつたりする事のない様、研修にとり入れて理解を深めたい。(余り個人情報ウヌンと云うと、それがあからさまなから、活動できないなどと、活動内容の細さの弁解にするなど、弊害も出そうだが)支援される側で、あまりに個人情報を開示されない場合は、支援拒否だと判断したくなる。それでも、民生委員は、見守り支援していかねばいけませんか。
2227	・個人情報の定義は? ・どのような情報を、誰に話してはいけないか ・どこまでが個人情報として配慮しなければならないのか具体的なことが聞きたい。
2229	守秘義務があるので大変、困難である。
2230	入所希望者が効率的に施設に入所できるように地域包括支援センターなどで振り分けというか、交通整理的なことをやってもらえないだろうか。例えば甲という民生委員がいて、乙という入所希望者がいるとする。乙の入所希望を支援センターに伝えておくとどここの施設が空きがあるとか、空きそうだとかいう情報を返して、甲が乙及び乙の親族に報せるといのはどうでしょうか。
2231	関係機関(者)以外は一切口外しない事を心掛けている。
2232	高齢者が多いせいなのか(1)地区集会への参加が少ない(2)家族への配布物もあまり読んでいない。各家庭へ訪問して、直接説明し理解と協力をお願いしている。
2237	在宅介護支援センターなどから高齢者の入院情報を知らせて欲しい。
2243	民生委員は守秘義務がありますので、余計なことは一切noでございますが、個人情報があまりにも勘違いされている様で困ります。これまでの活動では困ることはありませんがこれから先、自治会長、福祉委員二人との共有について理解を深める必要があると考えています。
2245	災害時あるいは緊急時には、行政、消防、自治会に個人情報を提供し、早急な措置を図ることは止むを得ない事だと考える。
2249	民生委員が調べなくては分かっているのに行政は逃げ道をつくっているのか民生委員より情報は多いはずなのにこちらに仕事をふり、だんだん仕事内容が増加している。
2250	私が各家庭を訪問して一番困るのが個人情報を入手した時に自分は守秘義務があるので決して他人に話さないが、本人が他の人に話して、それが民生委員の私達が言ったようになる事です。個人情報と言うものは、各々感じかたが違うように思います。それゆえに大変気を使います。個人情報をどの程度、他の人と共有できるか、どこまで守秘することをしなければいけないか、皆と話し合う必要があると思えます。

2252	個人情報の守秘義務という点で、行政もこだわりすぎではないか。例えば世帯主との続柄、あるいは民生委員から、この人はもう亡くなっているのではないかというような点については、民生委員の身分証明を示せば窓口の係で答えてもよいのではないか。今時程に守秘義務を唱えすぎると、民生委員としての活動もし難い。民生委員や自治会長の選任時に信頼できる人として選んで欲しい。民生委員には守秘義務があるから、自治会長に情報提供できないというような事から民児協と自治会長との間も少し不穏になってくるように思う。
2255	最近では自治会の役員の改選が、自治会長1年、福祉員2年と短い。持ちまわりのところが多い中、民生委員・児童委員との関わり（チームワーク）ができるまでに時間が少ない。その中、個人情報云々（共有）むつかしい課題だと思います。
2256	個人情報は守るべき事ですが、ある程度は、（自治会、福祉員）には提供しないと、見守り、安否確認など出来ない為、仕方がないのでは。
2257	今まで困ったことはありませんがこれから地域での災害時の要支援とかネットづくりなどの時どの程度まで情報を出せばいいか迷うのではないかと思います。
2259	地域福祉活動を進めるのにあまり個人情報にこだわらない平日頃から住民とのコミュニケーションさえ行けば充分だと思う。
2262	・少人数があるがなかなか直接会って確認できない人がいる。・どの範囲まで見守りグループ範囲を広げるか。
2264	1.「個人情報保護管理」マニュアルの作成が必要です。2.地域福祉活動をする人に個人情報保護についての研修会を行うことも大切です。3.地域の団体でルールづくりも必要に思う。
2267	情報を求める時自らが知っている情報少しずつでも出して行かないと色々なことを聞きづらく新しい情報が求められない。（何故そんな事を聞くのだろうと思われることもある）
2268	福祉委員さんと活動をする際、個人情報を求められ、共有することが出来る範囲に悩みます。（福祉委員さんの責任の違い）
2272	現代はあまりにも世情が乱れ、我よし（自分さえ良ければよい）となり、相手を思いやる気持ちがうすれているので、たいへんにムツカシイ。
2274	民生委員の活動上、住民記録帳の写しは、配備された方が良いと思う。
2281	必要な時に自分の判断で必要な事のみ話せば個人情報の共有も問題ない。（今までは）
2284	個人情報の取扱いのむづかしさは感じています。「相手先」の信頼関係が大切だと思います。民生委員としての守秘義務を一番に行いたいと思います。
2285	個人情報を外に漏らさない信念をもって活動する又そのことが理解してもらえらるような対人関係をつくりあげる。
2287	個人情報のことについてあまりに追究されることが多くなり活動しにくい場面がある。現実的には、民生児童委員の活動においては、個人情報がなければ動かないこともある。守秘義務は最低限のモラルとして、行政からの情報提供が必要と思う。
2288	ある程度の情報（年齢、性別、一人暮らし）などの情報は地域社会が共有してもよいと思う。
2289	・民生委員の権利や権力の範囲の確立がほしい。
2290	・情報は、民生委員等が直接本人から得ること。また、得られるよう平素から信頼関係を築いておくこと。・個人の支援に対しては、集落内で大部分を完結し、情報も集落内関係者の範囲とすること。（包括支援センターが必要な場合の情報のみ外部へ）・持ち回りの集落の選任体制であれば、時に不適確な人材が就任する。集落のトップ（一番に情報が入る人）以外は固定し集落内の連絡支援体制を確立する必要がある。
2292	行政より情報が取りにくい
2294	個人情報の正しい解釈を住民に理解してもらうような施策が必要だと思います。
2297	個人情報保護法のしびりが強すぎて活動しにくい。他団体より情報提供を求められても、ちゅうちょすることが多くて民生委員がわざと情報をかくらんしていると非難される事が多い
2301	情報収集をする場合、情報提供者への対応に気を使うことが多い。また、民生児童委員同士での情報の共有をする場合においても個々の資質に疑問を感じることもあり、ケースによっては、より慎重になり過ぎてしまうこともある。守秘義務を再認識し、まずは民生児童委員が信頼される存在として認知してもらえらるよう努力することが重要であり、そこから情報の共有ができる関係づくりをしていくべきだろうと考える。
2302	・民生委員・児童委員に守秘義務が有るということで、配偶者にも知られないようにと研修を受けましたが、福祉員、自治会長がどこまで共有にタッチされるのか、明確ではないので、どう進めて良いかわからない。・個人情報の共有を図るためには文書を書いて印を押印して後に問題が残らないようにと研修を受けた。高齢者だけが相手ではなく、家族も相手になるので、難しい問題がある。・個人情報の共有については、親しい近所の人が必要と思われる。遠くにいる人より近所の方からの情報の方が入手しやすいし、手助けが容易である（もちろん情報提供してよいか、確認を取る必要がある）

2305	私の場合は工場社宅自治会の為、人事担当者から情報が入手しやすい状況であるが、多様な環境や意見を持つ方の情報を入手したり、管理する方は普段からの配慮する点は多く、大変だと思う。個人情報の取扱いには、ルールを作って、だれでも同じように判断して、管理できるようにすることが必要である。
2306	民生委員には守秘義務がある！！と厳重に云われているため自治会の中でも高齢者の一人暮らしや、75才以上の二人暮らしについて見守りの相談等出来ていないことに疑問を感じています。公表して町内全体で見守り出来るようになると自分自身の安心感が広がるのかな・・・と。
2307	①自治会長から住民の台帳の内容を聞かれた場合（断っている） ②防災委員会議中に要支援者の事を詳しく聞かれる場合 ③警察官が誰の事が詳しく知りたいと来た時迷う。
2308	私も個人情報には気を付けていますが余りにもとらわれすぎると、こちらが思う様に活動出来ません。
2319	活動に必要な情報だけを聞き、本人が余り深入りする事をこぼまれる高齢者が多い為聞かせてくださる事だけ聞いていた。
2321	民生委員は守秘義務があるのだから住民基本台帳を持たせてほしい。家族の事を聞く時それぞれ事情も異なるので聞きづらい時がある。福祉員の任期が3年となっているが、それが定着しつつあるのは民児委員との信頼関係ができて良い事と思う。
2323	高齢者の方が多く個人情報を守秘するという意識が低いと思います。噂がどんどん広がり変な方向になっていくこともあります。老人大学等でやさしく学ぶ場所を設けていただけると良いのではないかとと思います。
2326	守秘義務は厳しいものです。家族にも云ってはならない、このような義務があるのに共有、話し合いでの取扱、ルールづくり、配慮と云っても問題が表面に出た場合、責任は全部自分に振りかかるので原則から外れた事は協力したくない。病院、学校からの情報は守秘義務で得られない。
2335	民生委員の仕事について世間がもう少し理解して欲しい。知識が広まれば地域の方々の協力がもてると思う。
2342	福祉や災害について、支援を必要とする人についての個人情報はその地域において、生存している特定の個人を識別するものですから、プライバシー情報（私生活の事実、公開を望まない情報、また一般の人が知らない情報）とは、切り離して考える必要があり、その地域の人は殆んどが共有している情報ですので、あまり、個人情報保護にとらわれることなく、共有すべきものと考えます。
2343	自治会活動へ不参加の人、近年移住（転居）されて来た人など個人情報の把握がむづかしい。
2347	個人情報は他人に話さない。
2352	向こう三軒両隣りに親しく付き合えば、個人情報のことで悩む事柄はほとんど無いのではないかと。（私の地区では、花見シーズンには、全戸が集まって宴会を行い、ときには温泉旅行も行っています。）
2253	1. 個人情報はその人の生命にもかかわることがあるので、一律的に考えるのは問題である。2. 対応が過敏すぎる。
2358	災害時や傷害、緊急時の対応を考えればそれは必要な情報すなわち、氏名、年齢、緊急時連絡先（親族など）の情報はすくなくとも自治会単位では共有（各戸）しておくことが大切である。したがって、個人情報を理由にあまりな秘密化は難があると考え。個人情報保護法は今さら無効にできないのなら、取扱いを大らかにしたい。
2367	少なくとも市町村単位で明確なルールを作ってもらいたい。情報開示の組織や人を明確にしたい。行政に相談しても、あやふやな回答が多い。
2368	担当地区の全件リストが何かの調査の時には一番役立ち判りやすいので返却しないで持たせて欲しい。世帯票では時間がかかり面倒です。
2372	地域の皆様は自治会長、民生委員、福祉員等地域が信頼関係の構築がなされている様に感じているので自治会が行っている災害時の支援活動についてはよく理解されている様に思われますので個人の情報をマップに表示して防災に備えている。
2375	自治会と地域の福祉について話し合いを持ちたいが個人情報をどこまで話してよいか迷っている。
2381	個人情報には共有化できる部分と共有化できない部分があるように感じられる。法律の主旨の理解度深淺が人により異なっており、ある程度の範囲までは、共有可能で、その他の範囲は、共有できないなど基準があれば、理解度の深化と共有化が図れるかもしれない。面会も拒絶する人の情報は何人も利用することができないのでしょうか。
2383	農村部であるため昔から居住されている人が多く近隣の情報については地域の方の人がよくくわしく把握されている場合が多い。新規に入って来られた人にはやはり情報の把握は難しいように感じる。アパート等の人の情報については無いに等しい。
2390	個人情報が始まってから（留守の場合）近隣の方の様子が尋ねにくくなったし、表札もなくなったので、新しく入ってこられた方、出ていかれる方の実態がつかみにくくなった。
2291	地域福祉における個人情報はいらないと思います。
2400	個人情報を言い過ぎて、行政関係者の方がビビっていて、必要な情報も出さない事もあるのでアバウトにして欲しい。
2406	現状で良い。

2407	1. どこまでが個人情報なのか迷う。電話帳も個人情報？ 2. 公表されている情報をリストや一覧表にまとめる事も出来ないのか？ 3. 住所・年齢くらいはオープンでも良い。個人情報の法律を逆手に取って拒否する手法が多い。
2412	個人情報を出したくない人が多いのでイザという時の為に「緊急医療情報キット」を、各家庭に配布し、利用してもらおう。又、民生委員は、中身は知らなくとも書き方の指導、保管場所の確認などしておけば、有事の時に役に立つと思います。
2426	社協の方と常に連絡をとり合って自治会長や友愛さん達と話し合い、個人情報を高めていったらと思います。二期目に入る者ですがこれからも、がんばりたいと思います。
2428	活動を進めるうえで、特に行政からの情報不足が障害になっていると思う。必要な情報は出してほしい。
2436	地域の福祉員の方と協力してもらおう時にどこまで情報を提供してよいか迷う。
2438	福祉活動を進めるにあたり、「個人情報保護法」を適切でない部分があり、総合的に見直しをして欲しい。(あまりにも個人を守り過ぎている)
2439	個人情報保護法があまりに重く、若い人は敏感に反応しやすい。年長者は個人情報に鈍感な人もいる。個人個人の性格を理解し情報発信をするのが大変。私自身は本人以外からの情報は参考程度にとどめている。しかし、常に人の会話にも注意し情報は仕入れる様努めている。家内にも情報は漏らさぬ様気をつけている。
2440	・家族に情報がもれないように、相手先様へのTel等は自分の部屋で、携帯電話を使って配慮している。・支援を必要とする人、担当する範囲の人とは、ひんぱんに訪問して、信頼関係を築いている。その際、情報に関して共有していいかどうか、必ず事前に了解を得るようにしている。
2445	行政に調査の依頼をしたが、回答に2ヶ月以上経っていた。調査に時間のかかる事は理解するが、もう少し敏速に、出来ないものかと心配になる。
2449	個人情報の関係で近くの人にたのみにくい。
2458	何でも個人情報のせいにして行政からの情報が得にくい。民生委員は守秘義務があるのだから協調して物事が進められる様にするべきではないか
2461	”個人情報”がネックでとても活動しにくい。行政は民生委員と判然としていても拒否される臨機応変を希望する！
2464	生活保護申請に対する所見の中で「風評」は情報が得られない。(近所の第三者に、その人について聞くことは不可能。)その他の証明事務も個人情報に関する項目は負担である。
2465	高齢者保健福祉実態調査以外の高齢者の状況が把握できない家族と同居の高齢者、施設に入られたか自宅にいるのか、直接面談できていないケースは多い。ふれあいの会やサロンの案内を持っていっても家族から出欠の連絡も全くない家族も毎年数軒あり近隣の方に聞くのも正確かどうか不安な事もある。
2469	当自治会でも少子高齢化が非常に進み、町内会活動も殆どなく、ここ10年以上、新年会や忘年会、会合もなく、唯一、毎年6月の町内清掃(草とり・溝掃除など)それも出てくる住民も限られている。非常に人間関係も稀薄な現状の中、せめても住民同志、いつでも路上で出会ったりした時など、一声掛け合っただけ明るく挨拶することが大切である。小生は、常日頃より、挨拶を交わし、心が通い合う関係が出来て行く事に努めている。これからの時代、増々人間関係が難しくなるうともお互いの幸せの為になお一層真心込めて努めて行く。
2471	1. 特に住宅に於ける転出、転入に関する移動が入手出来ない。2. 市営住宅の方、ほとんどに表札がありません。3. 調査などのとき、部屋の番号を明記してほしい。(行政にお願い)
2472	個人情報保護の守秘義務に神経質になりすぎています。特に社会福祉(高齢者、弱者の見守り等)活動においては保護法施行前、民生児童委員の良識に従った判断がベターと思う。
2475	福祉委員、自治会長は順番で決めているところが多い為大体毎年、入れかわっている。その為、人格上どうかかな?と思う人もいるのであまり情報提供は出来ない。
2478	あまりにも「個人情報の守秘義務」というだけであらゆる場面が孤立化しているのではないかと思います。単位民協や自治体での共通の理解の上もっと地域活動の活性化をめざしたい。
2489	個人情報、守秘義務の言葉のみが一人歩きしている。善意と悪意、本音と建前でとらえるのではなく、良心とかモラルを論ずべきだと思う。
2491	個人情報保護法が制定されてから、警察官の各家庭の訪問がなくなりました。1人暮らしの方等で情報が得られない場合に制定前は派出所等に問い合わせれば親戚等を教えてもらえて連絡がつくことがありその後の事はその親戚に頼んで処理してもらった例がある。現在は非常時の連絡先と連絡がとれない場合や、連絡先が解らない場合はどうすることも出来ない。緊急を要する場合や夜間等特に不安である。今は無法地帯ではないかと思えることがある。警察官の方は1件、1件訪問していただきその家庭の状況を把握して欲しい。最近の100才以上不明の原因も防げるのではないのでしょうか?
2496	個人情報は大切な事だけれど、あまりにも主張すると、民児協としての活動もしづらい。
2497	関係機関や自治会長からの問い合わせ等に守秘義務との兼ね合いでどこまで答えてよいか判断に苦しむことが多々ある。問7-1にもあるように事例集等を示し、具体的なルールづくりを早急に行なう必要がある。

2498	何が、また何処までが個人情報保護として扱うのか。知り得た情報を共有する関係者が多くなればなる程、取扱いに不安が多くなる。問7-1での質問の事項等はきちんと研修を互にしなければと思う。個人情報はどうあれ、高齢者、弱者への関わりを積極的に進めて行かないと、孤独死、所在不明者へとなりかねない。
2499	個人情報の取り扱いが、厳しすぎ、地域福祉活動のさまたげになっていると思う。信頼できる間には、情報を共有することで、独居老人、障害者、高齢者への手ぬかりのない対応が初めて可能となる。地域ぐるみで、被保護者をつつみこむ環境作りが必要。
2502	対象者との信頼関係を築く。対象者の身になって、個人情報を取扱う。
2505	非常時に援助が必要な人が自分の意思で情報を提供し、地域の支援を要請するルートを作る方が良い。
2507	病院はたずねても退院されましたと言。独居の人は私達にとって困ります。(例として、入院されていた方が退院されたと聞くだけ。その病院の系列病院に入所(入院)。私達としては家に何度も行ってみるが会えない。あっちこっちでやっどどこそこへいらっしゃる?)そういう事が多いです。
2509	個々、自分の情報を知ってほしい人(民生委員、自治会役員等)、知られたくない人があるのが当然(自然)だと思う。ひとりひとりの気持ち(思い)をくみとれる民生委員であるか、自分自身に問う(感性)が必要だと思う。心を開いて話をしてくださる人材(民生委員ではなく自治会長、福祉委員、ご近所さん等)を探すのも民生委員の仕事のように思っている。追伸 民生委員のホームページの公表は、〇〇市〇〇町〇丁目までにしてほしい。番地までは必要ないと思う。
2510	個人情報に関してあまりに神経を使っていると地域福祉は充実していきません。民生委員としても個々の家庭の様子を聞く事も個人情報個人情報ですので、どこまで入っていいものやら…と迷いますし、でももし何かあったら「民生委員は何をしていたのか」と非難されるし…で。民生委員の存在が社会にとって必要なものならば、役所として民生委員の立場を理解と信用をして欲しいと思います。
2515	個人情報を、持ち出す場合は、車、バイク、自転車等に置きっぱなしにしないよう、必ず自分の手元から離さないよう心がけている。少しの間くらいと思っても、それが事故につながる場合があるので油断は禁物!!
2518	行政自体が目的・範囲と許容部分を明確化すること。
2522	前問までの設問で重複すると思いますが、守秘義務を科せられていない役員等と情報共有は困難だし、提供すれば出所が特定されます。福祉活動遂行上、やむなく提供する場合は、必要最小限、自治会長・福祉員・友愛訪問員等限定し、情報共有者には提供の趣旨をくれぐれも説明していますが、出来れば関係する各班長ぐらいまでは知ってもらいたいことは多々ありますが、各班長は短期順番で交代するので提供しておりません。ネットワーク作りや防災対策面で苦慮しております。
2526	現在の世の中において、己のもっともらしい権利のみ主張し、人間としての義務をなおざりにしがちな中、守秘義務についても程度ものとする。個々のプライバシーについても、要、不要の適切な認識のもとに行動すれば良いものとする。
2529	緊急、命に関わる場合、外の仕事の場合、配慮している。
2532	要支援者から信頼される民生委員であることを常に心がけている。要支援者の意思を尊重し、安心感を与えることを大切にしている。どんな場合でも守秘義務は徹底的に遵守している。
2533	個人情報の法律が出来て行政からの情報が入らなくなり、例えば転入転出がまったく分からない。活動がしにくい。
2536	転居して来られたお宅の子供さんが障害者の場合、見舞金等(タクシー券)をお渡しする時困ります。
2543	個人情報は絶対もらさないように言われているので、自分の方から行政の担当者や福祉施設等の関係者に話をすることはしていない。どうしても話さなければならない時は、本人の同意を得てからにするようにしている。どの程度の人までなら情報を共有してよいのかわからないし、どこから情報がもれるかわからないので、とにかくこちらからはもらさないようにしている。
2546	一番身近な相談できる相手がわからない。自治会長さんがベストかなと思いますが。個人情報等でどこまで知らせて良いのか、どこまで行政よりお知らせされているのか?です。関係各位が集まる場が必要だと思います。
2548	民生委員、児童委員の活動は向こう三軒両隣の精神だと言われますが、災害時一人も見逃さないため、或は児童の心配な友達関係などを日頃見かけたりした場合、守秘義務より知っておいてもらった方がより安全で的確な判断を近隣の方々にしてもらえるのではと考えます。児童に関することは特に守秘義務が要求され、気をつけていますが。見守り活動の中でそのような児童にあえて声をかけて、日常会話に心がけています。
2549	個人情報があるため活動しにくくなった。
2550	個人情報保護管理マニュアルを作成することにしている。
2551	まだ未熟な私には、個人情報の境界に戸惑う事があります。

2553	人を守るために出来たものが、かえって不便になって守られていない。個人情報という言葉がでると恐れて一步踏み出そうとしない。個人情報保護法の本当の事が皆わかっていない。たださわってはならぬものと躊躇してしまっている。
2557	活動する上で個人情報取扱い問題が障害となる。
2558	民生委員の活動をよく理解してもらうことが必要で、日頃の活動の中で信頼関係を築くことが、個人情報の取扱い時にも大切になってくるのでは…と思います。
2563	お互いに話す場をもって、色々なことを話すのがお年寄りにとってよいと思います。
2565	市では民生委員世帯票を持たされ、毎月、異動者一覧表を渡されて、書き込みをしています。調査依頼時に使うくらいで、直接市に問い合わせをすれば済むことです。全世帯票を個人の家で保管していることは負担であり、問題もあります。経費上も無駄です。現在は廃止されていますが、心身障害者対象者名簿、高齢者バス優待証交付申請者名簿を過去にもらったことがあります。こちらの方が活用しやすく、役に立ちました。
2576	日常見守り支援が必要な認知症がある独居の人の場合、まわりの人がおかしくなった人変な人として見ている時、個人情報保護のもと、家族の了解を得て、異常な行動は病気であると認識してもらうようにしています。家族の了解、同意がないと守秘義務もあるので、町内の人にも協力していただくのに情報が出しにくいのですが。
2578	個人情報を保護することが大前提になって福祉活動にブレーキがかかり過ぎている。個人情報を必要とする関係者が研修会、話し合いを密にして共有できる範囲を確認しておくこと。何処までが「個人情報」であるのか個人それぞれで異なるので、その事についても援護を必要とする方との話し合いが必要と思われる。関係者が「個人情報の守秘義務」を恐れるあまり活動が停滞しないように努めること。
2581	自治体の役員、福祉委員は最近では、1年毎、または順番制でなっているところも多くなってきている実情のなかで、信頼関係が結びがたく行動（活動）を共にし難い面がある。又、自治体の住民は一般市民となり、守秘義務は課せられていない。福祉マップ作りに取り組んでいるが、これを日頃から誰とどこまで共有するのルール作りが必要と考えます。国は、個人情報保護法について見直しが必要だと考えます。経済活動、福祉活動、一般社会、文化活動等ではその影響の及ぼし方、とらえ方の違いが生じることを前提に、法整備すべきではないでしょうか。
2582	個人情報の取扱いには十分配慮しているが、このことは民生児童委員としては、とても大切なことと思います。
2584	行政は個人情報をどんどん提供してほしい（目的がしっかりしていれば（民生委員の場合、しっかりしている）情報の提供は良い…先日のテレビで厚労大臣が言及していた）民生委員、福祉員、自治会長は情報を共有すべき。（防犯、防災も）
2591	個人情報について、民生委員が活動上必要ならある程度聞きだす権利を与える。他地区の人から「民生委員だから知っているだろう」と個人の情報を知りたがる人がいるが、はっきりと「言えない」と言うようにしている。個人情報の保護について敏感に反応する人や勘違いをしている人もいるように思われる。
2602	市、地区社協、行政関係、研修会等で配布される書類の取扱について今はすべて保管しているがどこまでを個人情報書類とするのか解り難い。自分で作成した書類はシュレッダー等で処分している。
2606	色々な行事開催等で名簿を作りますが名前とTEL番号等を書きますが、世代交流等で参加者名簿が必要な場合、参加者氏名のみ記載でTEL番号は記載せず、連絡が必要であれば担当民生委員が電話をして確認する等。直接的に関する事項は担当民生委員が行い、行事が済めば資料は焼却等処分しています。
2611	家族が医師の為、情報提供が困難である。
2613	地域福祉活動を進めるためには、個人情報の取得は不可欠です。個人情報を得やすくするには、地域との信頼関係を築くことが重要。その為には守秘義務を徹底し、常に知り得た情報はその人のプラスになる様活用することに努める。又、情報を共有する場合、情報を伝える相手を選別することも大事。
2616	個人情報の取扱・守秘義務等について、定期的に学習会をするなどして共通理解を図る必要があると思います。特に、任期が終わりメンバーが新しくなった時はその必要性を感じます。
2619	民生委員のみで個人の情報をもっているもいざという時に支援体制が出来ず活動しにくいので、情報の共有の人々との関係を平素よりしておく必要があると考えています。個人の情報をどこまで守るか理解できません。
2620	個人情報を入手して福祉活動に役立てたいが、入手方法がむずかしい。
2626	民生委員には守秘義務があり、個人情報を他人にもらすことがあってはならない。民生委員として信頼されるためにも必要である。
2627	場所によって個人情報はなるべく詳しく話し合っより多くの情報を得る。その場所から出たら一切口に出さない。民生委員は守秘義務があるので連絡を密に取りあう。
2628	何が個人情報となるかよく分からない。名前、住所、TEL番号などは地域からみんなおたがいによく知っている。家庭内の事情などは話を聞くとそこまでなのか、どこに知らせるべきかをよくまよう。よく市の職員の人に相談に乗ってもらっている。

2636	困っておられる内容をその道に精通した方（職業など）に気軽に相談出来ればと思うが、どこまで話していいのか判らないのでやりにくいと思う。
2638	私の所属する地区は市でも田舎なので情報が得やすい。近年移り住んで来られた方が、やたらと個人情報の誤った考え（？）をふりまわす人もわずかだがある。マンションとか集合住宅のある地区ではさぞやりにくい、情報が集めにくいだろうと思う。個人情報の取扱は両刃の剣だと思える。伝統的な日本の良さとは思うが、それがしがらみともなる。地域での犯罪等の防止、社会的制約には必要と私の年代では思う。
2644	個人情報全ての人共有が望ましい。昔の地域社会のように。防犯、青少年の健全育成に役立つ。
2651	個人情報については個々で考え方がかなり異なっている様に思う。適切な支援をする為には要支援者がいる程度の個人情報を開示してもらいたいと思うが、民生委員への開示は得られても他の関係者への開示は難しい場合が多い。
2656	福祉委員と共同で情報交換をしていますが他の人には公開しないようにしています。
2661	年に一度の実態調査についてですが、市から来る用紙に名前、住所等は記入されてきて良いのではと感じます。毎年複写の為力がいり大変さを感じていましたので。福祉活動を進める上では地区が変動している事も良く調べてそれなりの分割の仕方をして欲しいと思います。10年～20年では、地区が変わっていますので、その事も考えて活動しやすい様にしてほしいと思いました。自分の住んでいる町内だけなら良く分かるので情報も知り得るのですが、他町内まで持つと情報もわからないし活動のしづらさをつくづく感じました。
2665	民生委員を信頼して個人情報近所の方が伝えて下さると幸せに思います。
2666	民生委員・児童委員同士の連絡を密にして話し合いをすることが大切である。
2669	一方で地域のことは地域でと言い、片方で個人情報保護と言って情報を民生委員に流さないのでは、正常な民生委員活動はできない。このような条件下で民生委員の在り方を考えるのか、民生委員に対しては条件を解くか（民生委員活動については特例条例等）行政もある程度リスク（言葉は適当でないが）を負うべきである。最近の福祉関係におけるトラブルは、個人情報保護の名のもとに手を抜いたり腰が引けている結果と思わざるを得ないことが多い。話は違いかもかもしれないが、そうするには民生委員もそれだけ責任を負わなければならないし、人選をしっかりとすべきである。
2682	今まで活動してきた中で個人情報の取扱で問題が起きるとすれば福祉の輪づくりとして関係者に（福祉員、自治会）発信した情報が福祉の目的以外に流れてしまうのではないかと不安が強い。民生委員には個人情報の取扱への注意は良く聞きますが、その他の関係者にも同様に配慮をお願いしたい。
2683	児童委員の仕事について、民生・児童委員という名称からして児童に関しもっと果たすべき仕事があると思うが、実際、できる程度の事しかやっていない。個人情報の取扱の困難さのためと思うが、児童の問題について情報がほとんど入らない。努力不足もあると思うが、学校との関わりが薄い。
2687	民生委員が信頼するに足る、例えば福祉委員に個人情報を伝えたのに、その福祉委員がその情報を他にもらした場合、民生委員の守秘義務違反となるときいているが、それはおかしい。（民生委員はそれが対象者のためになると思ってしたことが、うらはらな結果となっている）
2688	受け持ちの個人台帳を頂いているので他と共有をしないでいい。ただ守秘義務と台帳の管理には気をつけています。
2692	障害者の方は地域で生活するように推進されているようですが、私達民生委員にその情報は渡されていません。災害援護を計画するうえで把握しにくい。
2694	心から個人の助けとなる行動であるか否か自分で確固と自覚することが大切である。
2695	誰も自身の情報を人に知られたくないと思う。自分自身を振り返ってそうであるから、いやなことは人に広げたりしたくない。差支えのない最低限にとどめたい。主に、災害対応において共有が必要である。寝たきり或は歩行困難とか耳が聞こえないとか。
2698	個人情報がある為福祉活動がたいへんである。個人の了解のもとで活動なので緊急を要する場合困る。
2703	個人情報に関するものを持ち歩かない。もし持っているときには体から離さないことを常に気をつけています。しかしもう少し風通しのよい地域活動「どこに誰がいる」という活動ができればよいと思います。個人情報の法律に見直しはないのでしょうか。
2704	私は9年間で民生委員をやめさせていただくことになっています。これ迄住んでいます自治会では何人かの福祉員が代わりましたが一人程とても人間としてすばらしい人、そしてとても口がかたく信頼の出来る人がいましたがその時はすべてではありませんでしたが相談したことがありました。
2706	個人情報については、取扱の配慮は当然のことであるが、それ以前に個人情報を共有しようにもまず情報が得られないという実態がある。電話にしても自治会への届け出はされるものの災害時の連絡のみに使用、民生委員等へ知らせることは、まかりならぬといった住民の方々が非常に多く大変困っている。こちらから連絡したくとも何度伺っても留守、メッセージを残してもなしのつぶて…電話番号を調べようもない、不満だけはぶつけられる…住民の意識に考えさせられることが多い。

2695	誰も自身の情報を人に知られたくないと思う。自分自身を振り返ってそうであるから、いやなことは人に広げたりしたくない。差支えのない最低限にとどめたい。主に、災害対応において共有が必要である。寝たきり或は歩行困難とか耳が聞こえないとか。
2698	個人情報がある為福祉活動がたいへんである。個人の了解のもとで活動なので緊急を要する場合困る。
2703	個人情報に関するものを持ち歩かない。もし持っているときには体から離さないことを常に気をつけています。しかしもう少し風通しのよい地域活動「どこに誰がいる」という活動ができればよいと思います。個人情報の法律に見直しはないのでしょうか。
2704	私は9年間で民生委員をやめさせていただくことになっています。これ迄住んでいます自治会では何人かの福祉委員が代わりましたが一人程とても人間としてすばらしい人、そしてとても口がかたく信頼の出来る人がいましたがその時はすべてではありませんでしたが相談したことがありました。
2706	個人情報については、取扱の配慮は当然のことであるが、それ以前に個人情報を共有しようにもまず情報が得られないという実態がある。電話にしても自治会への届け出はされるものの災害時の連絡のみに使用、民生委員等へ知らせることは、まかりならぬといった住民の方々が非常に多く大変困っている。こちらから連絡したくとも何度伺っても留守、メッセージを残してもなしのつぶて…電話番号を調べようもない、不満だけはぶつけられる…住民の意識に考えさせられることが多い。
2711	両者が目的にきちんと納得すること。必要なことをきちんと話し合うこと。行政も民生委員が活動する上で必要なことはきちんと協力していただき民生委員が提出したことはきちんと生かしていただきたい。
2722	自治会長の立場から地域住民の名簿を職務上の必要のため作成しているので民生委員活動で支障を来すことは少ない。
2723	行政は早く個人情報の取扱い方について具体的な指針を示し民生委員の活動を容易にすべきだ。
2726	近所の方にひとりぐらしをされている方の事をあまりくわしく話せないで見守りをお願いしづらい事です。
2728	対象者との信頼をはぐくみ情報を多く持ちいざという時にスムーズに活動できるようにしたいと思っている。その為に自治会長さんとの情報交換を常に行っている。もちろん取扱は行政、地域包括の方々と協力、支援、相談していただいている。
2730	個人情報保護法が成立して電話番号や住所がカットされる様になり連絡に不便を感じている。個人情報の保護について気を使う。
2732	活動を進める上で個人情報の取扱は自治会長などに相談をして配慮して行うようにしている。
2733	行政と情報交換するのが一番。
2736	自治会長、福祉員の方々ですが、信頼感がなかなか持てませんので私は自治会長にはアドバイスをお互いに取り替えています。
2737	民生委員間でのみ扱う情報から地域で共有できる情報まで、情報の内容にランクをつけて取扱う仕組みを作り、本人が好まない情報ははずす仕組みも取り入れる。
2738	災害マップ等、具体的に支援をする場合、この人だけ知っていればいいということでは現実には難しいのではないだろうか。かなり広い範囲の人（自治会関係者、近隣の人、民生委員、福祉員等）が個人情報を関係者に共有してもらえるルール作りが必要なのではないか。
2741	昔からこの地域に居住している者ばかりの為個人情報の取扱に特別気を使うことはありませんが時に誤った個人情報が流れた場合、民生委員として「守秘義務」の取扱に苦慮することがあります。
2745	守秘義務の徹底を図りながら地域の方との常日頃よりコミュニケーションを大切に活動を進めていきたいと思います。
2754	主任児童委員の性格上子供達中心に活動している為学校中心の取り組みになります。中学校以上から18才迄を担当しておりますが中学校時代からかかわった子すべてを継続して対応しております。
2759	・他人の行動、言葉が相手をキズつけている事が多い。・市役所の方で同じ地区の民生委員を比べたり、自分の考えを人に伝える事を耳にした事がある。比べるために活動しているのではないので対応する ・市職員の心（気持ち）に不信感を持つ。こういう人ほど個人情報をすぐ口にしそうで不安。
2764	民生委員は守秘義務がある為地域住民にこちらから気になる方の事を近所をお願いすることが出来ない。毎日見に行けないのでどのように対処してい良いか困る。
2768	・外出する時（2～3時間）必ず家のカギをします。・手持やカバンに入れてません。
2774	身体的な個人情報を見まもりネットワークのすべての人に共有する必要があるか迷います。
2778	民生委員相互間では信頼関係を作ることができているが、それ以外の関係者をどこまで信頼していいものか不安がいつもある。個々の考え方を同レベルにするのは難しいのではないか。

2782	役所の情報公開、守秘義務などの制約もあり、私達は良識をもって活動しています。民生委員の役割も時代に応じ変化していると思いますが、行政と住民のパイプ役として、民生委員はどうすればいいのか、分らなくなる時があります。
2788	担当地区は高齢者一人暮らしの方が大変多く70%位ですので近者の方に見守をお願いしています。夕方灯がついていないとTELをします。家に行って、おられない時は近所の方に協力をしてもらいます。外泊される時には近所人等に連絡される様をお願いしています。見守が第一と思っています
2796	守秘義務の弾力的運用が出来ないものか？ 高齢者所帯を自治会長へ聞かれ弱った、例（70才以上の人）教えたいけど教えられない。
2799	・信頼関係が保たれるよう日頃から気を付けているので通常は感じない。・災害時等緊急時の事を考えると地域の中では、個人情報の事を考えるとなかなか共有するまでいかない（大切なのだが）・自治会や福祉員とを順番で役が回るのでは、色々の人柄の方がおられるので、ネットワーク等組むのが難しい。
2801	民生委員は常に守秘義務があるという事を重く受け止める事だと感じております。
2802	個人情報ではあるが、関係者や近隣の人に情報を聞く事もあるが、どこまで聞いていいものか、でも聞かなくては困る事もあり、すごく迷いが生じる。
2809	自治会長との信頼関係ができている場合はある程度情報を共有してもいいと思う。一人でかかえ込んでしまうと、大変な事になると思う。
2812	知られたくない情報をどこまで提供していただかのルール作り、家庭内においても必要だと思う。
2813	個人情報はほぼ高齢者調査の時に自分で訪問して得たものだけです。あとは問題が起こらないと情報が上がってきません。情報がこないという事は、民生員の出る幕ではないのだと静かにしています。本当は未然に防ぐために我々がいるのですが、民生委員個人で活動するのは危険だと思います。我々の仕事にバラつきがあり、私はまだまだお役に立てないな・・・と痛感しています
2814	個人情報についてはあまり気にしていない。
2821	個人情報の取扱いで活動に支障をきたした事は無い。その方にとって大事だと思えば情報をもらう様にしている。守秘義務は充分考慮している。その為に負担に感ずる事も有る。
2822	地区民協の研修で地域内の各事業所のケアマネの方々と見守り活動についての個人情報の取扱いを話し合った結果、多くの情報ではなくお互いが共有したい事だけを双方で知らせ合うだけでよい。見守りもスムーズに行くとの結論でした。双方理解も深められ良い研修でした。
2828	情報も少しは必要。
2835	地区の方の班別の情報（特に電話番号）がわかると何か問題があった時に即、行動出来るのですが、在宅かどうかもわからずに訪問すると、何件も訪問することになり煩雑します。
2838	地域がまとまりなくどこも関連持てばよいかすらわからない
2844	個人情報保護があまりにも突出し独り歩きしている様に思える。この為活動自体が制限されている。
2854	私の地域は昔からの地域なので自治会の住民の健康状態等は皆で共有して見守るようにしています。
2858	個人情報がいきすぎると、むこう三軒両隣も？
2859	町内の老人福祉については実態把握は出来ているが、身障者、児童などの実態把握が難しい現状である。

【資料】 調査項目一覧および調査票

「民生委員・児童委員活動における個人情報の取扱いに関する実態調査」調査票設問構成

I. 個人情報の取扱いについて	
問 1	個人情報の取扱いに関する困難経験の有無
1-1) 個人情報の取扱いに関する困難	
付問 1-1(1-1-1)	個人情報の取扱いに関する困難（個人情報の保護に関する法律施行後、行政から情報が入りづらい）
付問 1-1(1-1-2)	個人情報の取扱いに関する困難（自治会長や福祉員から民生委員・児童委員に情報が入ってこない）
付問 1-1(1-1-3)	個人情報の取扱いに関する困難（見守りネットワークをつくっていく上で、民生委員・児童委員から情報を出しづらい）
付問 1-1(1-1-4)	個人情報の取扱いに関する困難（災害時に支援を必要とする人の支援体制をつくる上で、民生委員・児童委員から情報を出しづらい）
付問 1-1(1-1-5)	個人情報の取扱いに関する困難（調査などで各家庭を訪問しても、個人情報保護などを理由に情報が得にくくなった）
付問 1-1(1-1-6)	個人情報の取扱いに関する困難（個人情報を関係者で共有する際に、本人の同意を得るのが難しい）
付問 1-1(1-1-7)	個人情報の取扱いに関する困難（その他）
2) 個人情報の取扱いに関する注意事項	
問 2(1)	個人情報の取扱いに関する注意事項（情報を入手するときに、利用目的を伝え入手している）
問 2(2)	個人情報の取扱いに関する注意事項（正確な情報だけ（人から聞いた話だけでなく自分で確認するなど）を入手するように心がけている）
問 2(3)	個人情報の取扱いに関する注意事項（活動に必要な情報のみを入手するようにしている）
問 2(4)	個人情報の取扱いに関する注意事項（本人や家族が記載を拒否する事項は、個人情報として記録しないようにしている）
問 2(5)	個人情報の取扱いに関する注意事項（個人情報のコピーはしないようにしている）
問 2(6)	個人情報の取扱いに関する注意事項（個人情報をむやみに持ち歩かないなど人目にふれないように管理している）
問 2(7)	個人情報の取扱いに関する注意事項（活動が終結し必要なくなった情報は、シュレッダー（裁断機）等で処分している）
問 2(8)	個人情報の取扱いに関する注意事項（知り得た情報を家族等にも漏らさないよう守秘義務を遵守している）
問 2(9)	個人情報の取扱いに関する注意事項（個人情報を関係者で共有するときには、本人の同意を得て進めている）
問 2(10)	個人情報の取扱いに関する注意事項（その他）
3) 個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること	
問 3(1)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること（個人情報の取扱いについて学習会を開催した）
問 3(2)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること（平常

	時の活動で個人情報を取扱う際のルールづくりを行った)
問3(3)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること(緊急時の対応のために、個人情報取扱いのルールづくりを行った)
問3(4)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること(行政に対し、情報の提供を求めるなどの働きかけを行った)
問3(5)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること(守秘義務の徹底を図った)
問3(6)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること(組織的には対応していない)
問3(7)	個人情報取扱いに関して市町民児協や単位民児協として実施していること(その他)
II. 個人情報の共有について	
4) 民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動	
問4(1)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(平常時の見守り活動等が必要な人の把握(個別台帳やマップづくり等)や見守り活動)
問4(2)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(災害時に支援を必要とする人の把握(個別台帳やマップづくり等)や見守り活動)
問4(3)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(支援を必要とする人などへの支援活動を検討する会議(例:需給調整会議、見守り調整会議等))
問4(4)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(ふれあい・いきいきサロン活動などへの参加呼びかけ)
問4(5)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(情報共有できる活動(場面)はない)
問4(6)	民生委員や児童委員以外と個人情報を共有している活動(その他)
5) 個人情報を共有している関係者	
問5(1)	個人情報を共有している関係者(市町社協関係者)
問5(2)	個人情報を共有している関係者(地区社協関係者)
問5(3)	個人情報を共有している関係者(行政関係者)
問5(4)	個人情報を共有している関係者(自治会関係者)
問5(5)	個人情報を共有している関係者(福祉員、友愛訪問員等)
問5(6)	個人情報を共有している関係者(地域包括支援センターや在宅介護支援センター)
問5(7)	個人情報を共有している関係者(介護保険関係者)
問5(8)	個人情報を共有している関係者(6,7以外の福祉施設関係者)
問5(9)	個人情報を共有している関係者(6,7以外の病院関係者)
問5(10)	個人情報を共有している関係者(消防署)
問5(11)	個人情報を共有している関係者(情報共有する人(関係者)はいない)
問5(12)	個人情報を共有している関係者(その他)
6) 民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動	
問6(1)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動(見守り活動を行う関係者(福祉員、自治会長、老人クラブ等)と民生委員・児童委員が、支援を必要とする人について話し合う場(会議)を定期的開催している)
問6(2)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動(見守り活動を行う関係者(福祉員、自治会長、老人クラブ等)と民生委員・児童委員が、支援

	を必要とする人について話し合う場（会議）を必要に応じて開催している)
問6(3)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動（見守り活動を行う関係者（福祉員、自治会長、老人クラブ等）と民生委員・児童委員に、行政や社協等から同じ情報（名簿やケース票等）が提供されている）
問6(4)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動（見守り活動を行う関係者（福祉員、自治会長、老人クラブ等）から、情報提供を求められれば、適宜情報提供する関係づくりをすすめている）
問6(5)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動（支援を必要とする人の緊急連絡カード等を作成し、ご本人の自宅の見えやすい場所に保管してもらい、関係者が共有できるようにしている）
問6(6)	民生委員・児童委員以外の関係者との個人情報共有のための活動（情報共有できていない）
7) 個人情報の共有がしづらい理由	
問7(1)	個人情報の共有がしづらい理由（民生委員・児童委員には守秘義務があるから）
問7(2)	個人情報の共有がしづらい理由（対象者から情報共有の了解を得ていないから）
問7(3)	個人情報の共有がしづらい理由（情報共有して良い「相手先」か判断に迷う）
問7(4)	個人情報の共有がしづらい理由（情報共有する「相手先」との信頼関係が築けていない）
問7(5)	個人情報の共有がしづらい理由（情報共有するにあたって、共有する必要がある情報の範囲がどこまでなのか判断に迷う（情報共有の範囲が明確でない））
問7(6)	個人情報の共有がしづらい理由（相手（情報提供先）が他に情報を漏らさないか不安）
問7(7)	個人情報の共有がしづらい理由（個人情報の共有がしづらい理由は特にない）
問7(8)	個人情報の共有がしづらい理由（その他）
7-1) 個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み	
付問7-1(7-1-1)	個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み（個人情報の共有について理解を深めること）
付問7-1(7-1-2)	個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み（個人情報を取扱う話し合いの場に、行政や市町社協、地域包括センター等の専門職も同席すること）
付問7-1(7-1-3)	個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み（個人情報の共有についてルールづくりをすすめること）
付問7-1(7-1-4)	個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み（情報を共有する関係者間が、個人情報への配慮をしながら活動を進めているか、改めてお互いの活動を振り返る場をもつこと）
付問7-1(7-1-5)	個人情報の共有を進めていく上で必要な取組み（その他）
8) 地域活動を進める上で、個人情報の取扱いへの配慮についてのお気づきやお考え	
問8	地域活動を進める上で、個人情報の取扱いへの配慮についてのお気づきやお考え
9) フェイスシート	
F1	性別
F2	年齢
F3	お住まいの地域（市・町）
F4	お住まいの地区（農村漁村部・郊外住宅地・町中の密集地・商店街・工場街・その他）
F5	民生委員・児童委員の経験年数

民生委員・児童委員活動における 個人情報の取扱いに関する実態調査

平成22年8月

アンケートの御記入にあたってのお願い

○実態調査の目的

平常時における見守り活動や声かけ活動、災害時の支援体制づくりといった小地域における福祉活動を推進していくためには、地域福祉活動に関わる民生委員・児童委員や福祉員等の関係者が、地域で支援を必要とする方々などの情報を共有し、支援のネットワークを強めていくことが必要です。とりわけ、地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員と福祉員や自治会長、老人クラブ等のメンバーが、地域福祉活動の情報を共有し連携できるような個人情報の取扱いへの配慮や情報共有を行うためのルールづくりを進めることが求められています。

そこで、民生委員・児童委員活動における個人情報取扱いの課題や工夫について、民生委員・児童委員のみなさまが普段の活動で感じておられる実態を把握することにより、本県の具体的な課題に応える「個人情報取扱いに関するリーフレット（仮称）」（平成22年度作成予定）の基礎資料として活用することを目的に調査を実施します。

○調査対象

山口県内の民生委員・児童委員 全員に対して実施します。

○記入の留意点

この実態調査は、無記名であり、結果は数字で統計的に処理し、御回答いただいた方の考え方そのものが公表されることはなく、あなたに御迷惑をおかけすることは決してありませんので、ありのままをお答えください。

- 1 この実態調査は、個人を対象としておりますので、民生委員・児童委員御本人がお答えください。
- 2 回答は、あてはまる番号を選び、その番号を○印で囲んでください。なお、質問により、「当てはまる番号すべてに」、「ひとつだけ」など、回答の仕方が異なる場合がありますので御注意ください。
- 3 回答の記入にあたっては、鉛筆でもボールペンでも構いません。
- 4 **全てに回答いただきましたら、同封の返信用封筒にて**
平成22年9月14日（火）までに、返送してください。（送料不要）

（本実態調査に関する問い合わせ先）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
地域福祉部 地域福祉班・ボランティアセンター
〒753-0072 山口市大手町9-6 TEL (083) 924-2828
担当 大倉・福田

【最後に、あなたご自身のことがらについておたずねします。】

調査結果を統計的に分析するために必要となりますので、必ず全ての質問にお答えください。
当てはまる番号に○をつけてください。

F1 あなたの性別はどちらですか。 1 男 2 女

F2 あなたは、現在、おいくつですか。 満（ ）歳

F3 あなたが現在お住まいの地域はどこですか。
（ ）市・町

F4 あなたの住んでおられるところは次のどれにあたりますか。 当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 農村・漁村部 2 郊外住宅地 3 町中の密集地
4 商店街 5 工場街 6 その他（具体的に ）

F5 民生委員・児童委員の経験年数は、次のどれですか。 当てはまる番号ひとつだけに○をつけてください。

- 1 1年未満
2 1年以上3年未満
3 3年以上6年未満
4 6年以上9年未満
5 9年以上

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

